

# 大野城市一般廃棄物処理基本計画

大野城市



# 目次

<b>第1章 計画の概要</b>	
第1節 計画改定の目的 .....	1
第2節 計画の位置付け .....	3
第3節 国・県・市における廃棄物行政の動向 .....	4
第4節 計画期間 .....	7
第5節 計画の主体 .....	8
第6節 計画対象廃棄物 .....	8
<b>第2章 ごみ処理の現状と課題</b>	
第1節 ごみ処理フロー .....	9
第2節 ごみ処理体制 .....	10
第3節 ごみの種類別排出量 .....	14
第4節 ごみの性質等 .....	19
第5節 ごみ処理の実績 .....	21
第6節 ごみの減量・リサイクルへの取組状況 .....	23
第7節 ごみ処理経費の実績 .....	25
第8節 ごみ減量・リサイクルに関する意識調査結果 .....	26
第9節 ごみ処理の評価 .....	33
第10節 課題の抽出 .....	37
<b>第3章 ごみ排出量の将来予測推計</b>	
第1節 人口の推計 .....	39
第2節 ごみ排出量の推計 .....	40
<b>第4章 ごみ処理基本計画</b>	
第1節 基本理念及び基本方針 .....	45
第2節 目標のための施策 .....	47
第3節 目標達成時の目標推計 .....	59
第4節 ごみ排出量の将来予測結果 .....	68
第5節 ごみ処理計画 .....	70
<b>第5章 生活排水処理の現状と課題</b>	
第1節 生活排水処理の流れ .....	74
第2節 処理施設の概要 .....	75
第3節 生活排水処理形態別人口の推移 .....	76
第4節 し尿・浄化槽汚泥 .....	77
第5節 処理経費 .....	79
第6節 生活排水に関する課題 .....	80

## 第6章 生活排水処理基本計画

---

第1節 生活排水処理基本計画.....	81
第2節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	84

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画改定の目的

産業革命以降、人の活動の多様化に伴い、天然資源の枯渇危機や地球温暖化の進行など、人類の生存基盤に深く関わる地球規模での環境問題が生じています。こうした状況の中で、平成27年9月に国連サミットにおいて、SDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」が、また、同年12月に国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択されました。

国ではこれまで、循環型社会の形成と推進のための「循環型社会形成推進基本法」をはじめとし、廃棄物適正処理のための「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)、リサイクルの推進のための「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)、個別物品の特性に応じた規制など様々な法律の整備が行われてきました。大野城市(以下「本市」という。))においても、令和3年3月に策定した「大野城市一般廃棄物処理基本計画」(以下既定計画という。))において、一般廃棄物<sup>ii</sup>の発生から最終処分に至るまでの基本的事項、処理施設の位置付けを定め、令和12年度を目標年度として一般廃棄物を減らすための施策に取り組んできました。

しかしながら、既定計画の策定以降、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、また令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。

また本市においても、「ゼロカーボンシティ 大野城」を令和3年2月に宣言し、その実行計画である「大野城市環境基本計画・地方公共団体実行計画(区域施策編)(以下大野城市環境基本計画という。))」を令和5年5月に策定しました。大野城市環境基本計画の中で、ごみの減量は主要施策の一つとして掲げられており、循環型社会の実現に向けた具体的な取組が求められています。「ゼロカーボンシティ 大野城」を実現するためには、暮らしの中から排出される温室効果ガスを少しでも削減する工夫が必要です。特に可燃ごみについては、焼却処理される際に温室効果ガスである二酸化炭素を排出するため、その減量は必須の課題となります。可燃ごみそのものを減らすことは、焼却に伴う二酸化炭素排出を抑えるとともに、リサイクルや資源循環への貢献を通じて、「ゼロカーボンシティ 大野城」を目指す取組に直接つながることから更なる対応を求められている状況です。

令和7年度は既定計画の中間目標年度であるとともに、今後5年間の計画を見直す年度となります。人口推移や社会情勢の変化、大野城市環境基本計画に掲げられた目標達成に対応する施策の見直しを行い、「ゼロカーボンシティ 大野城」の実現に向けて既定計画を改定します。

<sup>i</sup> 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づく法定計画であり、本市が長期的・総合的視野に立って、計画的なごみ及び生活排水の処理の推進を図るための基本方針となるもの。

<sup>ii</sup> 日常生活に伴って排出されるごみや、し尿のこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に分類し、「一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物」と定義しています。一般廃棄物には、家庭から排出される廃棄物と事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物があります。

◆図表 1-1 持続可能な開発目標 SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs は 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

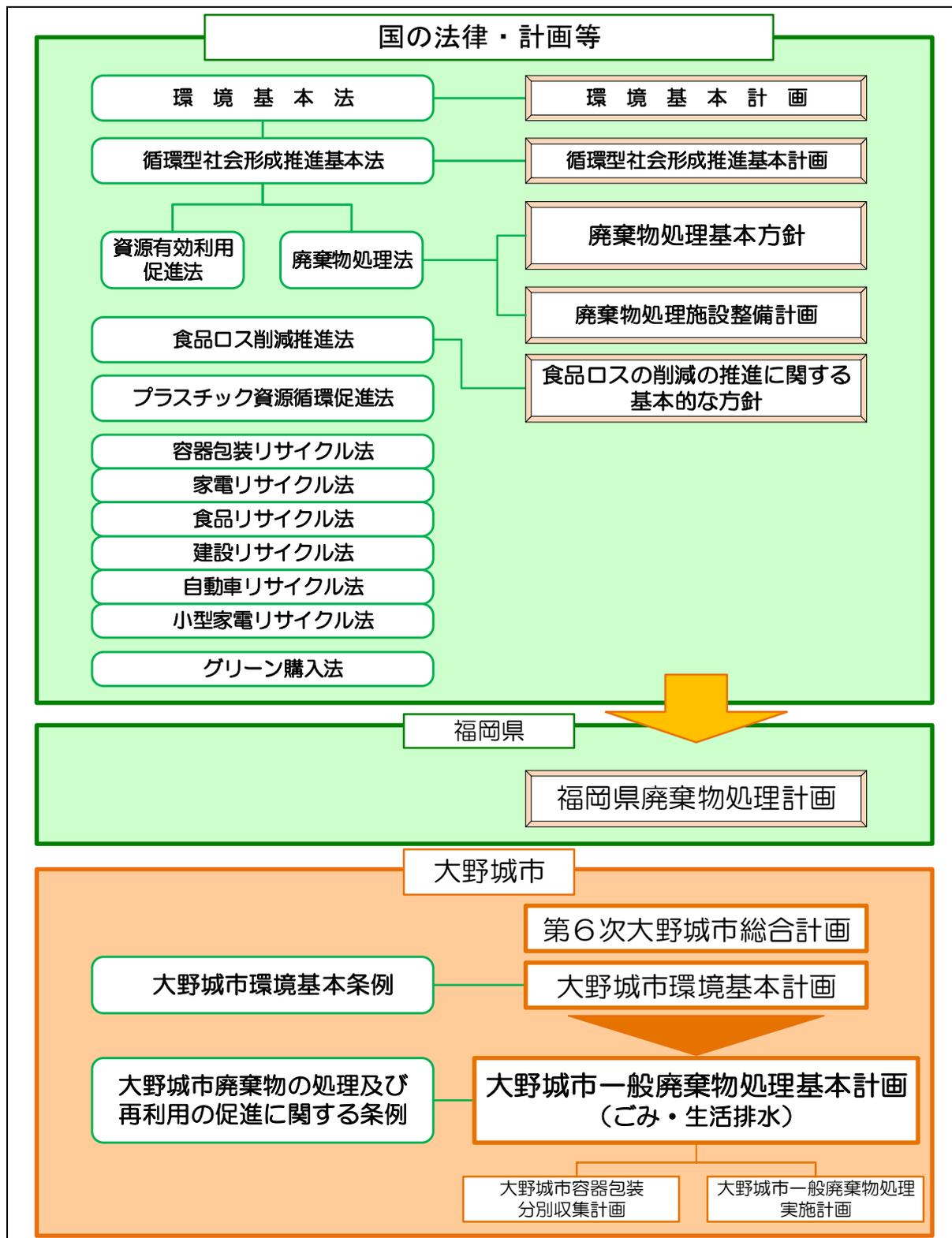
このうち、特に既定計画と関連性が高いのはゴール 12「つくる責任 つかう責任」になります。



## 第2節 計画の位置付け

既定計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、県の計画及び本市の総合計画等と整合したものです。

◆図表 1-2 既定計画の位置付け



※法律名は略称

## 第3節 国・県・市における廃棄物行政の動向

### 1 国の動向

国では時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法律の制定や改正を行い、地方自治体、民間事業者、市民等と協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進し、循環型社会の構築を進めています。

国におけるごみの減量化・資源化目標は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下廃棄物処理基本方針という。)」と「循環型社会形成推進基本計画」に示されています。

廃棄物処理基本方針は、わが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めたもので、平成13年5月に策定されました。その後、平成22年12月及び平成28年1月に改正されましたが、既に目標年度を過ぎ、令和2年度以降は第四次循環型社会形成推進計画などの目標を参考に施策を進めることとなっています。

また、循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年3月に策定されました。

循環型社会形成推進基本法の中で、循環型社会形成推進基本計画は、おおむね5年ごとに見直しを行うものとされており、令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。第五次循環型社会形成推進基本計画の中では循環経済への移行を国家戦略と位置付けた上で、重要な方向性として

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強<sup>きょうじん</sup>靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、令和12年度を目標年度として数値目標を設定しています。

## 2 県の計画

福岡県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して令和3年3月に「福岡県廃棄物処理計画」を策定しています。福岡県廃棄物処理計画は、3R(排出抑制・再使用・再生利用)を推進し、廃棄物の適正な処理を行うことにより、福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理しています。

◆図表 1-3 福岡県廃棄物処理計画の基本方針

基本方針	主要施策
資源の消費抑制	持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進 持続可能な社会を実現するための人づくり
資源循環利用の推進	各種リサイクル法に基づく取組みの推進 リサイクル製品の利用促進 プラスチック資源循環の促進（抜粋再掲） 資源循環型まちづくりの推進 各種バイオマスの利用促進 福岡県リサイクル総合研究事業化センター エコタウン事業
廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	一般廃棄物の適正処理の推進 産業廃棄物の適正処理の確保 廃棄物の不適正処理の防止 災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成

## 3 国及び県の廃棄物処理の目標

既定計画の上位計画に当たる国及び福岡県の数値目標を以下に示します。

◆図表 1-4 国及び福岡県の一般廃棄物に関する目標値

項目	福岡県廃棄物処理計画	国の目標	
		廃棄物処理法に基づく基本方針	第五次循環型社会形成推進基本計画
策定年月	令和3年3月	令和7年2月(変更)	令和6年8月
目標年度	令和7年度	令和12年度	令和12年度
排出量目標値	●1,681千t ●1人1日当たりの家庭系ごみ排出量516g	●令和4年度比約9%削減 ●1人1日当たりの家庭系ごみ排出量約478g ●1人1日当たりのごみ焼却量580g	●1人1日当たりのごみ焼却量580g
再生利用目標値	22%	約26%	
最終処分目標値	171千t	●令和4年度比約5%削減 ●一般廃棄物の最終処分場の残余年数：22.4年分を維持	●最終処分場の残余容量・残余年数（一般廃棄物最終処分場）：令和2年度の水準（22年分）を維持

## 4 市の計画

### (1) 総合計画

本市では、令和6～10年度の5年間の計画期間とした「第6次大野城市総合計画後期基本計画(以下総合計画という。)」を令和5年度に策定しています。

総合計画では、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応し、子どもから高齢者までの全ての市民が安心して暮らすことができるように、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとに5年間の目指す姿とその実現のための取組を掲載しています。

子どもから高齢者まで、大野城市に暮らす全ての人が、人生のどの段階においても輝き、夢と希望を持ち続けられるよう総合計画に掲げた取組を進めていきます。

#### ◆図表1-5 総合計画の概要

計画名称：第6次大野城市総合計画後期基本計画	
策定年度：令和5年度	
計画期間：令和6年度～令和10年度	
■廃棄物関連	
方針	市民総ぐるみで共生・循環型社会を構築する
目指す姿	市民総ぐるみで自然環境の保全、生活環境の改善やゼロカーボン化を推進し、人も自然も共生する循環型の社会が構築されている
成果指標	市民1人1日当たりの家庭系もえるごみ排出量：445g/人日

### (2) 「ゼロカーボンシティ 大野城」宣言

本市の豊かな自然環境を未来に引き継ぎ、持続可能な社会を実現することを目標に、市民や事業者などととともに総力を挙げて取り組めるよう、「2050年二酸化炭素実質排出ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ 大野城」を令和3年2月22日に宣言しました。

大野城市環境基本計画及び「大野城市地方公共団体実行計画(事務事業編)～第3次まどかエコ・オフィスプラン～」を策定し、脱炭素社会を目指すための施策を積極的に推進しています。

**「ゼロカーボンシティ 大野城」宣言**

近年、地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響により、世界規模で猛暑、巨大台風、集中豪雨など、私たちを取り巻く環境は変化し、生命や暮らしが脅かされる「気候危機」と言うべき状況となっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が設定されましたが、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されました。

本市は、「未来をひらく にぎわいとやすらぎの コミュニティ都市」を都市将来像に掲げ、都市と自然が共生した安全で安心なまちづくりを進めております。先人たちが築いてきた「自然豊かな ふるさと大野城」を未来に生きる次の世代に引き継いでいくため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ大野城」の実現に向けて、市民や事業者の皆様と一体となって取り組むことを宣言します。

令和3年2月22日  
大野城市長 **井本宗司** 

### (3) 環境基本計画

本市では、令和5～12年度の8年間を計画期間とした「大野城市環境基本計画」を令和5年5月に策定しています。この計画は、大野城市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全及び創造に寄与する施策を総合的・計画的に推進しています。

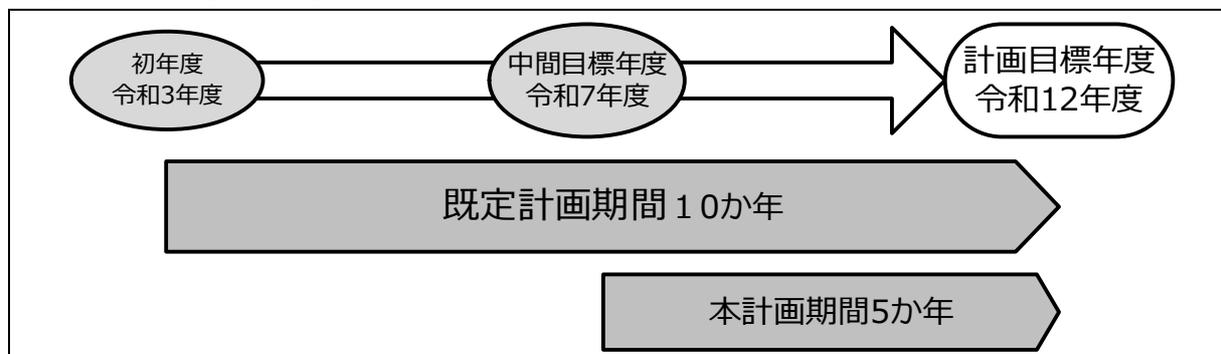
◆図表 1-6 環境基本計画の概要

計画名称：大野城市環境基本計画 策定年度：令和5年5月 計画期間：令和5年度～令和12年度 基本理念：市民総ぐるみでつくる希望にあふれた脱炭素のまち ■ 廃棄物関連 【ごみの削減目標】 生ごみと紙ごみ、プラスチックごみの排出抑制とリサイクルを推進し、2030年度(令和12年度)におけるもえるごみの1日当たりの排出量を2013年度比(平成25年度比)で10%以上削減		
基本方針	施策方針	取組
ごみとムダを減らし、資源が循環する脱炭素のまち	市民と協働した 4 R + Renewable の推進	家庭系ごみの削減 プラスチックごみの発生抑制 リユースの推進 緑・廃木材のリサイクルの推進
	事業系ごみの削減	事業所に対する適切な指導 事業所における食品ロスの削減
	ごみ減量啓発と環境教育	環境教育教材の普及 ごみ減量と分別に係る情報発信
	安定的かつ適正なごみ処理	安定的かつ適正なごみ処理体制の推進 不法投棄の抑止

### 第4節 計画期間

「大野城市一般廃棄物処理基本計画(令和7年度改定版)(以下本計画という。)」の計画期間は、既定計画の中間目標年度以降に当たる令和8～12年度の5年間とします。

◆図表 1-7 計画期間



## 第5節 計画の主体

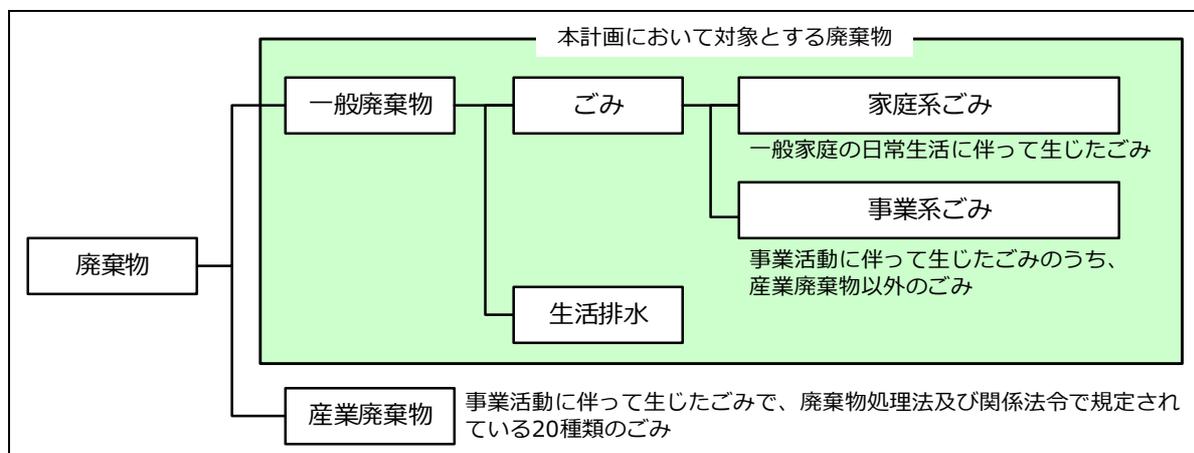
本計画の主体は、「市民」、「事業者」、「行政」です。

各主体は、お互いに連携しながら、循環型社会の構築に向けた取組を推進するために協働し、それぞれの役割を果たすことが求められます。

## 第6節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表1-8に示すとおり一般廃棄物(ごみ・生活排水)とします。また、計画の地域は本市全域です。

◆図表1-8 計画対象廃棄物



注) 産業廃棄物 20 種類のごみ

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず(★)、木くず(★)、繊維くず(★)、動植物性残さ(★)、動物系固形不要物(★)、動物のふん尿(★)、動物の死体(★)、上記の産業廃棄物を処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの(廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定されるもの)

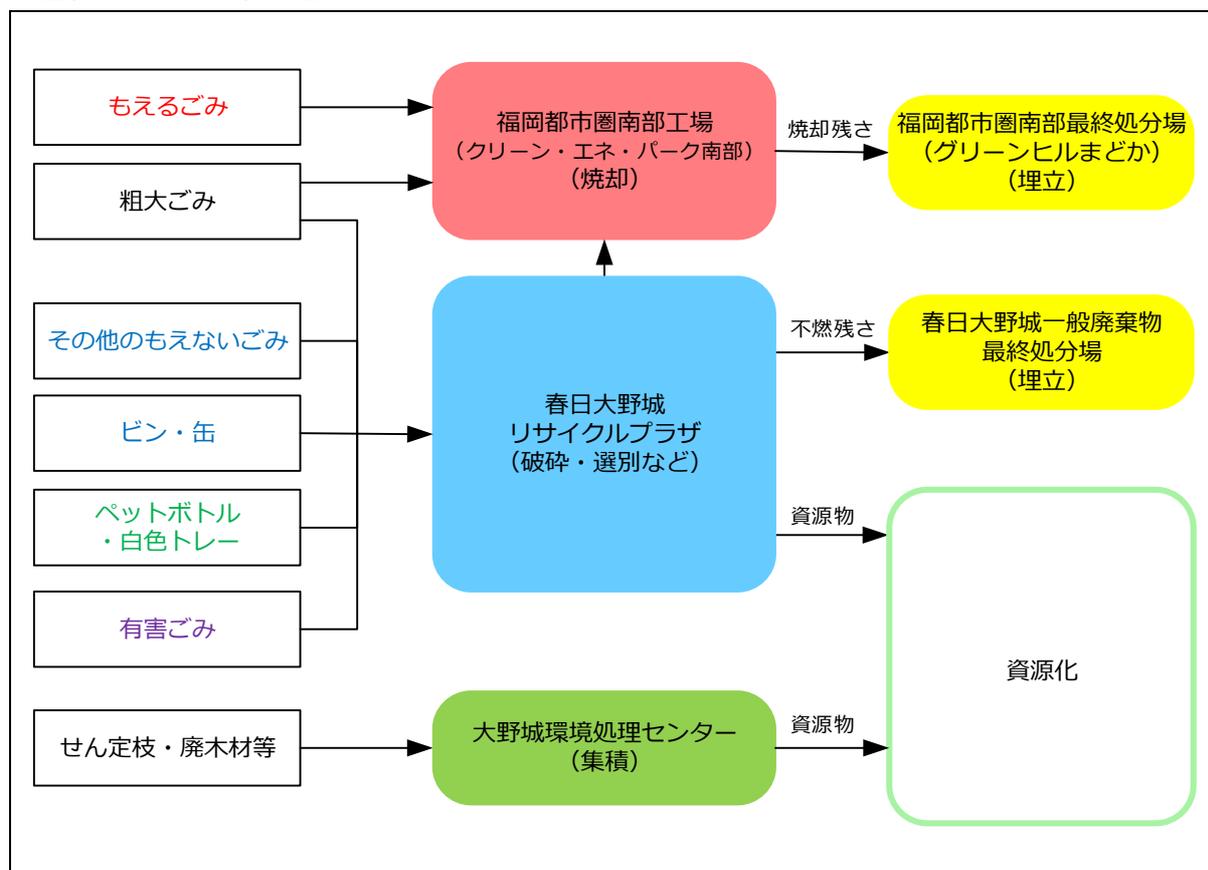
(★)印は、対象となる業種が指定

# 第2章 ごみ処理の現状と課題

## 第1節 ごみ処理フロー

本市から排出されたごみは、福岡都市圏南部工場、春日大野城リサイクルプラザ、大野城環境処理センター等に搬入され、中間処理、一時保管等を行った上で資源化等を行っています。焼却残さ<sup>1</sup>は福岡都市圏南部最終処分場に、不燃残さは春日大野城一般廃棄物最終処分場に埋立しています。

◆図表2-1 ごみ処理フロー



<sup>1</sup> 物を処理・使用した後に残る不要な部分や廃棄物のこと。

## 第2節 ごみ処理体制

### 1 分別区分

本市では、「もえるごみ」、「その他のもえないごみ」、「ビン・缶」、「ペットボトル・白色トレイ」、「粗大ごみ」、「有害ごみ」の6種類の分別としています。

◆図表2-2 ごみの分類

区分		具 体 例
もえるごみ		生ごみ、皮革・ゴム類、汚れた紙、発泡スチロール、枯葉・草・枝、プラスチック類 など
その他のもえないごみ		スプレー缶・カセットボンベ、金属製ライター、陶磁器類、かさ、小型電化製品、電球、ガラス類、鍋・フライパン など
資源ごみ	ビン・缶	飲食用の缶、缶詰、飲料用のビン、調味料のビン など
	ペットボトル・白色トレイ	飲料用・調味料・酒類用のペットボトル、白色トレイ など
粗大ごみ		家具類、家電品、寝具類、自転車 など
有害ごみ		乾電池、蛍光管、水銀体温計

### 2 収集・運搬体制

基本的な収集・運搬の体制は図表2-3に示すとおりです。

なお、その他のもえないごみ、ビン・缶、ペットボトル・白色トレイ(以下「不燃ごみ・資源ごみ」という。)をごみステーションまで搬出することが困難で見守りが必要な高齢者などのため、申込みにより戸別収集を実施(高齢者等不燃ごみ等戸別収集事業)しています。

◆図表2-3 収集・運搬体制

区分		収集方式	収集回数	収集時間	収集主体
家庭系 ごみ	もえるごみ	各戸	2回/週	夜間	大野城市 (委託業者)
	不燃 ごみ	ステーション	1回/月		
	資源 ごみ		2回/月		
	粗大ごみ	各戸	1回/月		
	有害ごみ	拠点回収	1回/週	日中	
	臨時収集(多量排出や定期 収集日以外の収集など)	各戸	随時	随時	大野城市 (許可業者)
事業系ごみ	個別	夜間			

注) 家庭系ごみ：家庭の日常生活に伴って生じた普通ごみ、粗大ごみのこと。

事業系ごみ：事業活動に伴って生じたごみのうち、法令で定める20種類の産業廃棄物以外のもの。これには、製造業、卸売業、小売業・サービス業などを営む企業や法人のほか、公共施設から発生する一般廃棄物も含む。

もえるごみ、その他のもえないごみ、ビン・缶、ペットボトル・白色トレーは、有料指定ごみ袋による排出となっています。粗大ごみについては、シールを貼って排出します。

◆図表2-4 指定ごみ袋手数料（令和7年4月現在）

	区分	容 量	手数料
家庭系ごみ	もえるごみ	大（45L）、中（30L）、小（15L）	大（45円/枚）、中（30円/枚）、小（15円/枚）
	その他のもえないごみ	大（30L）、小（20L）	大（30円/枚）、小（20円/枚）
	ビン・缶		
	ペットボトル・白色トレー	大（30L）	大（30円/枚）
事業系ごみ	もえるごみ	大（70L）、小（45L）	大（140円/枚）、小（90円/枚）
	その他のもえないごみ	45L	90円/枚
	ビン・缶		
	ペットボトル・白色トレー		

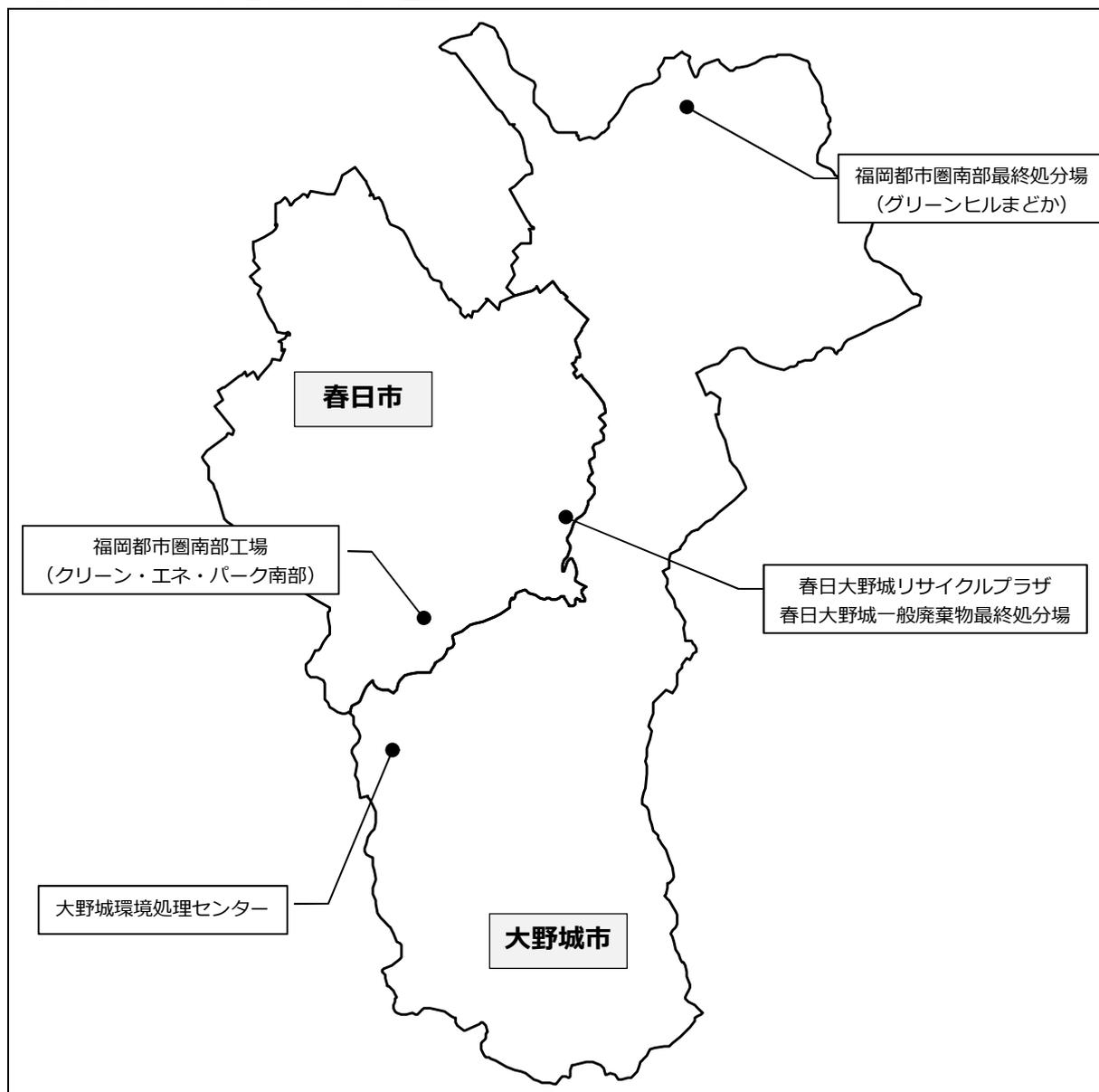
◆図表2-5 粗大ごみ手数料（令和7年4月現在）

区 分	手数料
シール1枚 (525円)	おおむね20キログラム以下のもので、大人1人で持ち出しできるもの。 例) 扇風機、自転車、布団 など
シール2枚 (1,050円)	おおむね20キログラムを超えるもので、大人2人で持ち出しできるもの。 例) 机、ベッド、食器棚 など

### 3 ごみ処理施設等

本市から排出されたごみのうち、もえるごみは福岡都市圏南部工場、不燃ごみ・資源ごみは春日大野城リサイクルプラザ、せん定枝・廃木材等は大野城環境処理センターにて中間処理を行っています。中間処理後の焼却残さは福岡都市圏南部最終処分場、不燃残さは春日大野城一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

◆図表 2-6 ごみ処理施設等の位置



▼図表 2-7 ごみ処理施設の概要

【可燃ごみの中間処理施設】

施設名	福岡都市圏南部工場（クリーン・エネ・パーク南部）
供用開始年月	平成 28 年 4 月
処理能力	510t/日
炉数	3 炉（170t/日）
処理方式	ストーカ式
炉型式	全連続燃焼式

【不燃ごみ・資源ごみの中間処理施設】

施設名	春日大野城リサイクルプラザ
供用開始年	平成 7 年 4 月
処理対象	不燃性粗大ごみ、その他のもえないごみ、ビン・缶、ペットボトル・白色トレー
処理能力	70t/日
処理方式	選別・破碎・圧縮・梱包

【廃木材等の中間処理施設（緑のリサイクル）】

施設名	大野城環境処理センター
供用開始年	令和元年 11 月
処理対象	せん定枝葉・刈草・枯木、枯葉、廃木材、木製家具
保管面積	220m <sup>2</sup>

【最終処分場】

施設名	福岡都市圏南部最終処分場（グリーンヒルまどか）
埋立開始年	平成 28 年 4 月
埋立地面積	25,000 m <sup>2</sup>
全体容量	516,000 m <sup>3</sup>
処理対象廃棄物	焼却残さ
浸出水処理施設	凝集沈殿、生物処理、砂ろ過

施設名	春日大野城一般廃棄物最終処分場
埋立開始年	平成 6 年 12 月
埋立地面積	7,900 m <sup>2</sup>
全体容量	38,900 m <sup>3</sup>
処理対象廃棄物	不燃残さ
浸出水処理施設	凝集沈殿

### 第3節 ごみの種類別排出量

#### 1 ごみ排出量

本市のごみ排出量は、令和2年度以降減少傾向となっており、令和6年度(家庭系+事業系合計)では26,743t まで減少しています。家庭系ごみは減少していますが、事業系ごみは微増傾向となっています。また、集団回収<sup>Ⅱ</sup>は年々減少しています。

家庭系ごみにおける1人1日当たりのごみ排出量は、可燃ごみ、不燃ごみ・資源ごみともに減少傾向である一方で、廃木材(緑のリサイクル)は増加傾向となっており、ごみ減量とリサイクル意識の向上がみられます。

◆図表2-8 ごみ排出量の推移(1)

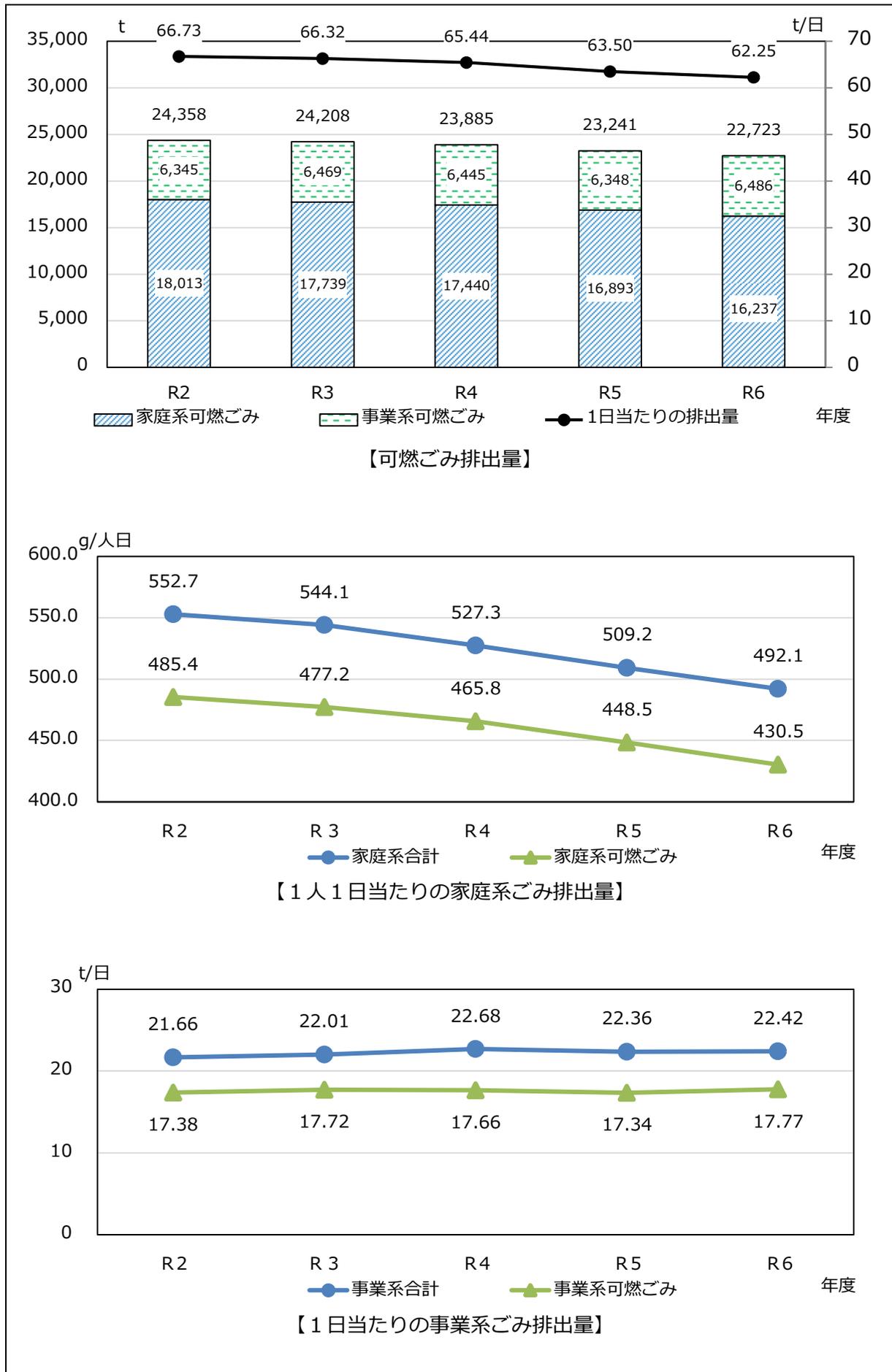
区 分		単位	R2	R3	R4	R5	R6	
人口(10月1日)		人	101,664	101,843	102,585	102,922	103,325	
家庭系	可燃ごみ <sup>Ⅲ</sup>	もえるごみ	t	17,496	17,286	16,991	16,397	15,861
		可燃性粗大	t	517	453	449	496	376
		合計	t	18,013	17,739	17,440	16,893	16,237
		1人1日当たりの排出量	g/人日	485.4	477.2	465.8	448.5	430.5
	不燃ごみ・資源ごみ	合計	t	1,766	1,714	1,547	1,491	1,422
		1人1日当たりの排出量	g/人日	47.6	46.1	41.3	39.6	37.7
	廃木材	合計	t	732	771	756	799	899
		1人1日当たりの排出量	g/人日	19.7	20.7	20.2	21.2	23.8
	合計	合計	t	20,511	20,224	19,743	19,183	18,558
		1人1日当たりの排出量	g/人日	552.7	544.1	527.3	509.2	492.1
事業系	可燃ごみ	もえるごみ	t	6,047	6,179	6,281	6,225	6,378
		可燃性粗大	t	298	290	164	123	108
		合計	t	6,345	6,469	6,445	6,348	6,486
		1日当たりの排出量	t/日	17.38	17.72	17.66	17.34	17.77
	不燃ごみ・資源ごみ	合計	t	200	195	197	195	182
		1日当たりの排出量	t/日	0.55	0.53	0.54	0.53	0.50
	廃木材	合計	t	1,360	1,368	1,638	1,639	1,517
		1日当たりの排出量	t/日	3.73	3.75	4.49	4.48	4.16
	合計	合計	t	7,905	8,032	8,280	8,182	8,185
		1日当たりの排出量	t/日	21.66	22.01	22.68	22.36	22.42
家庭系+事業系合計		t	28,416	28,256	28,023	27,365	26,743	
可燃ごみ		t	24,358	24,208	23,885	23,241	22,723	
		t/日	66.73	66.32	65.44	63.50	62.25	
不燃ごみ・資源ごみ		t	1,966	1,909	1,744	1,686	1,604	
廃木材		t	2,092	2,139	2,394	2,438	2,416	
排出量合計		t	28,416	28,256	28,023	27,365	26,743	
集団回収		t	2,260	2,216	2,208	1,900	1,717	
総排出量		t	30,676	30,472	30,231	29,265	28,460	
1人1日当たりの排出量		g/人日	826.7	819.7	807.4	776.9	754.6	
リサイクル率		%	20.1	20.1	20.5	20.1	19.5	

Ⅱ 集団回収：市内の子ども会やマンションの管理組合などが回収した古紙等

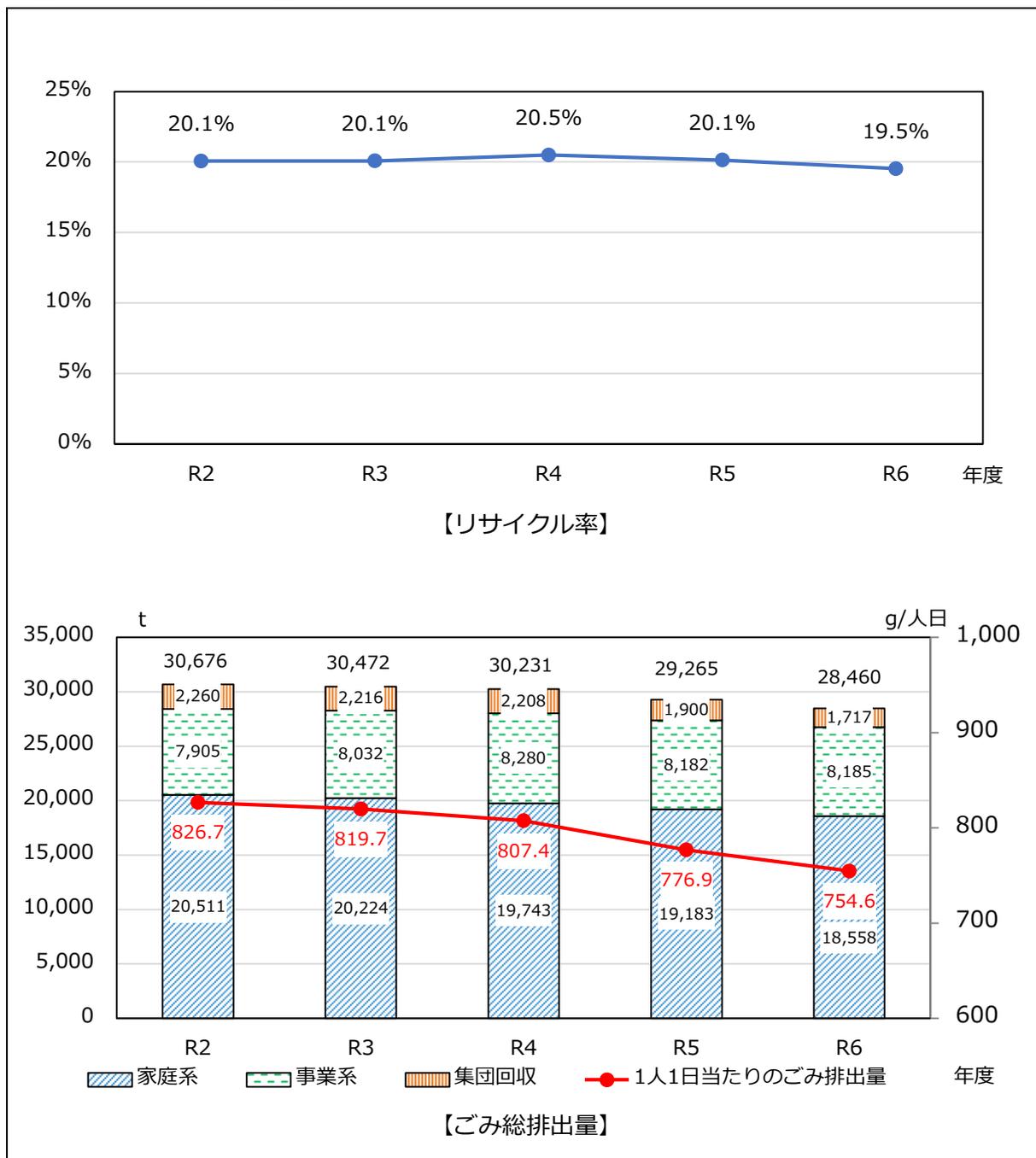
Ⅲ 可燃ごみ：本計画ではもえるごみと可燃性粗大ごみを総称し、可燃ごみと記載します。

注) 各項目の1人1日当たりの排出量と1日当たりの排出量は端数処理を行っているため、若干の誤差が生じます。

◆図表2-8 ごみ排出量の推移(2)



◆図表2-8 ごみ排出量の推移(3)



家庭系ごみは人口増加にもかかわらず減少しています。市民の環境意識の向上により、マイバッグやマイボトルの携行といった行動変容が進んでいることが主な要因であると推察されます。

事業系ごみは増加傾向にあります。本市は西鉄の高架化に伴う交通インフラの整備・利便性が向上したことで、新たな事業所の開設が増加し、地域の経済活動もさらに活性化していることが要因として考えられます。このような状況は令和12年度まで続くことが想定されます。

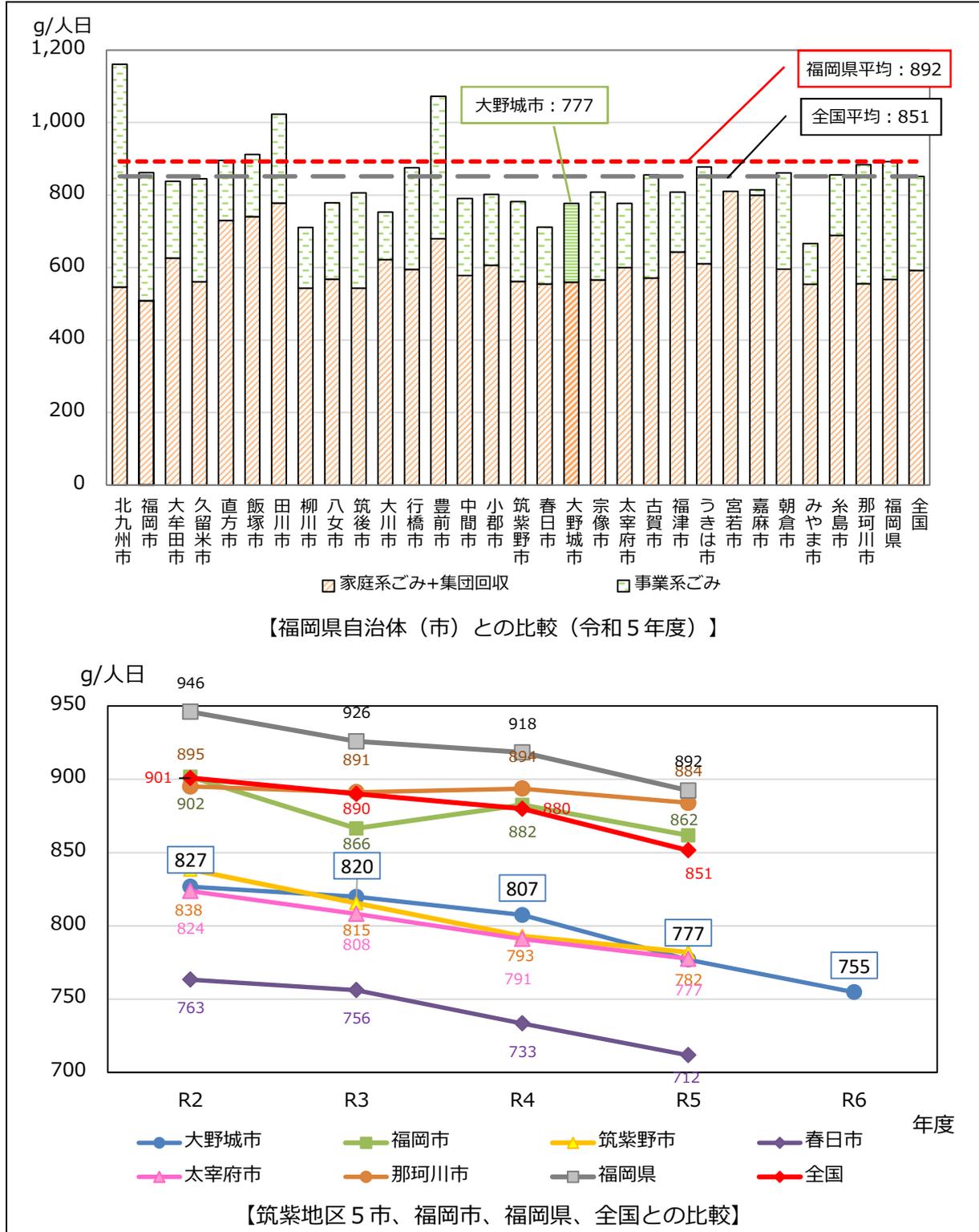
## 2 他自治体との比較

本市の1人1日当たりのごみの総排出量は、令和5年度において福岡県平均及び全国平均と比較すると70g以上少ない値となっています。

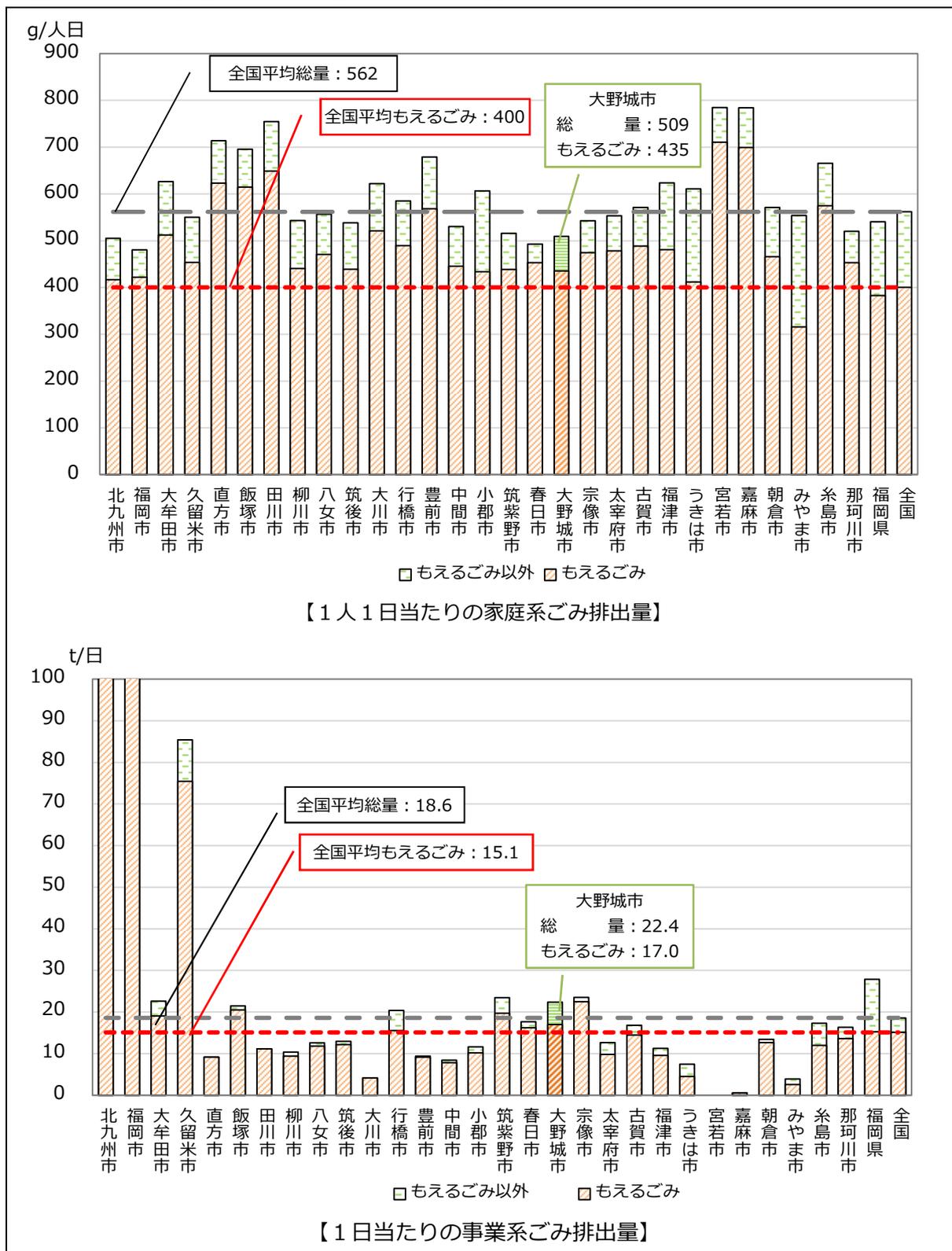
福岡県内の他市と比較すると、本市の1人1日当たりのごみ排出量は5番目に少ない状況です。筑紫地区5市では、太宰府市、筑紫野市と同程度です。

本市は家庭系ごみのうち、もえるごみ以外の不燃ごみ・資源ごみの量が全国平均を大きく下回り、家庭系もえるごみと事業系ごみの量が全国平均をわずかに上回ります。結果として1人1日当たりの総排出量は全国平均を下回っています。

◆図表2-9 1人1日当たりのごみ総排出量



◆図表2-10 家庭系ごみ及び事業系ごみの比較（令和5年度）



注) 1.もえるごみに可燃性粗大ごみは含まない。  
 2.北九州市は可燃又は不燃を問わずに資源化物や粗大ごみ以外を混合している。  
 3.宮若市は家庭系ごみ袋と事業系ごみ袋を併用して使用しており、判別が不明のため、事業系ごみを家庭系ごみに集約して算定している。  
 4.嘉麻市は宮若市同様の理由で基本的に事業系ごみを家庭系ごみに集約して算定。事業所による直接搬入等、確実に事業系ごみと判明しているもののみ事業系ごみとして算定している。

## 第4節 ごみの性質等

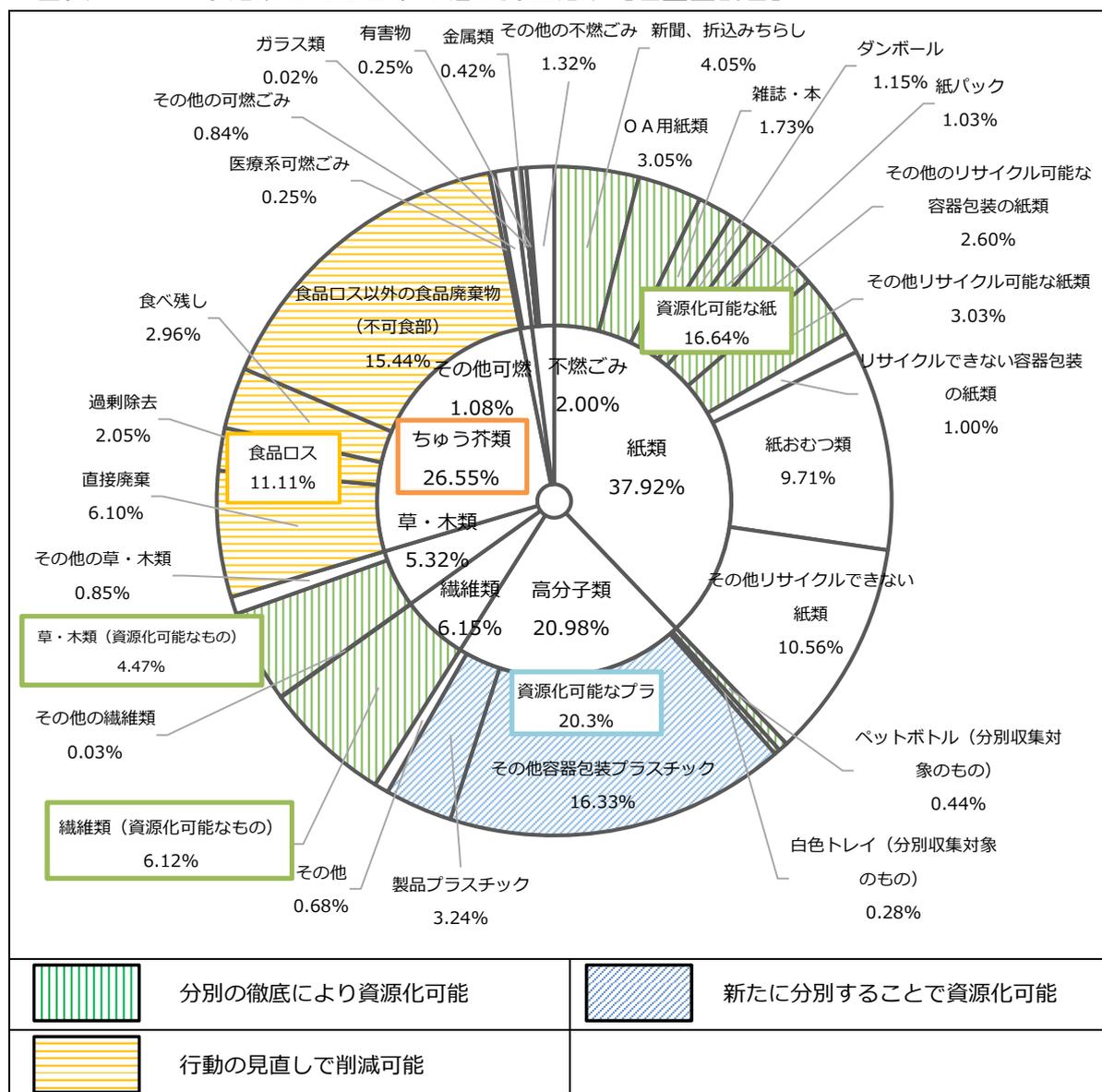
### 1 もえるごみの性質等(ごみ組成調査結果)

本市の家庭から排出されたもえるごみの構成比は、紙類(37.92%)が最も多く、次いで調理くずや食べ残しなどのちゅう芥類(26.55%)、容器包装プラスチックなどの高分子類(20.98%)の割合が多くなっています。

調査の結果から、資源化可能な新聞、折込みちらし、OA用紙などの紙類(16.64%)やペットボトル(0.44%)、白色トレイ(0.28%)、繊維類(6.12%)、草・木類(4.47%)などの排出がみられ、分別の徹底が求められます。また、本来食べられるのに捨てられてしまう食べ残し(2.96%)、過剰除去(2.05%)、直接廃棄(6.10%)の食品ロス(11.11%)や食品ロス以外の食品廃棄物(15.44%)も含まれており、材料の使い切りや食事の食べきり、水切りの徹底など行動の見直しで削減可能です。

その他容器包装プラスチック(16.33%)、製品プラスチック(3.24%)は新たに分別することで、資源として再利用できる可能性があります。

◆図表2-11 家庭系もえるごみの組成調査結果【湿重量割合】



注) 端数処理のため若干の誤差が生じる。



## 第5節 ごみ処理の実績

### 1 焼却量

もえるごみは、福岡都市圏南部工場(クリーン・エネ・パーク南部)にて焼却処理を行っており、焼却量はごみ量の減少とともに年々減少しています。

◆図表2-13 焼却量

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
焼却量		t	24,358	24,208	23,885	23,241	22,723
焼却残さ		t	2,805	2,587	2,622	2,499	2,500

### 2 資源化量

本市におけるごみの資源化は、集団回収や家庭等での資源ごみの分別、収集した不燃ごみ等を春日大野城リサイクルプラザで更に選別する等によって行われています。また、せん定枝や草木等を集積し、もえるごみの削減と資源化のため、緑のリサイクルに取り組んでいます。

年間資源化量は、令和4年度以降は減少、あるいは横ばいとなっています。

リサイクル率は20%前後で推移し、令和6年度は19.5%です。

◆図表2-14 本市の資源化

項目	概要
古紙等資源再利用事業	市内のシニアクラブや子ども会、マンション管理組合などにより、古紙等再資源化のため集団回収を行う。
福岡都市圏南部工場	施設で分別された古紙や焼却残さに含まれる鉄分などを資源化している。
春日大野城リサイクルプラザ	不燃ごみ(その他のもえないごみ)、資源ごみ(ビン・缶、ペットボトル・白色トレイ)を施設において選別し、資源化している。粗大ごみ等は、破碎等により金属類等を回収し、資源化している。
大野城環境処理センター	せん定枝、刈草、廃木材を施設に集積し、緑のリサイクルを行い、もえるごみの削減をしている。
事業所古紙等回収事業	事業所から排出される古紙(新聞、雑誌、OA用紙、ダンボール等)を月1回無料で戸別回収している。

◆図表 2-15 資源化量

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
集団回収		t	2,260	2,216	2,208	1,900	1,717
福岡都市圏南部工場		t	54	52	49	58	36
春日大野城リサイクルプラザ		t	1,583	1,543	1,388	1,334	1,238
大野城環境処理センター		t	2,092	2,139	2,394	2,438	2,416
事業所古紙戸別回収		t	169	168	158	164	152
合計		t	6,158	6,118	6,197	5,894	5,559
リサイクル率		-	20.1%	20.1%	20.5%	20.1%	19.5%

注) リサイクル率＝資源化量（合計）÷総排出量  
 集団回収量に民間事業者回収分は含まない。

### 3 最終処分量

本市では、焼却処理後の焼却残さ（焼却灰）や、資源物を回収した後の不燃残さを埋立処分（最終処分）しています。令和2年度はコロナ禍の影響があり、ごみ量は増加しましたが、その後は減少に転じ、特に可燃ごみの焼却量の減少に伴い焼却残さの量及び年間最終処分量は減少傾向にあります。ごみ総排出量に対する最終処分量の割合（以下「最終処分率」という。）は、令和6年度において10.1%です。

◆図表 2-16 最終処分量

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
焼却残さ		t	2,805	2,587	2,622	2,499	2,500
不燃残さ		t	383	366	356	352	366
合計（最終処分量）		t	3,188	2,953	2,978	2,851	2,866
最終処分率		-	10.4%	9.7%	9.9%	9.7%	10.1%

注) 最終処分率＝最終処分量（合計）÷（家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収）

## 第6節 ごみの減量・リサイクルへの取組状況

本市では、これまでにごみの減量化及びリサイクルを推進するための取組を行っています。

◆図表2-17 ごみ減量に関する取組

施策	取組状況
ごみ処理手数料の徴収	●ごみの排出量に応じて一定の負担を求めるため、有料指定ごみ袋や施設搬入時のごみ処理手数料を徴収
生ごみ削減対策	●エコクッキング・エコレシピをホームページ等で情報発信
生ごみ堆肥化	●生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機等に対して購入費を補助 ●ダンボールコンポストについて費用の補助と利用についての講習会を実施
食べきり3010運動〔飲食店における食品ロスの削減〕	●市内の飲食店を中心に、宴会時の食べきりについてポスターなどの啓発物の設置・SNSで市民及び市内事業所や市民団体等に周知・啓発
フードドライブ	●市役所及び市内4つのコミュニティセンターにてフードドライブのための回収ボックスを設置
事業者へのごみ減量指導	●多量排出事業所等への個別訪問による減量指導
事業所ごみ減量推進事業	●ごみ減量及びリサイクルに積極的な取組を行っている事業所を優良事業所として認定
事業所古紙戸別回収事業	●事業所から排出される古紙（新聞、雑誌、OA用紙、ダンボール等）を月1回無料で戸別回収
リサイクル展示会（春日大野城リサイクルプラザ）	●自転車やスチール家具類等の再生品を展示し、抽選で譲渡又は販売
粗大ごみのリユース促進	●市と株式会社マーケットエンタープライズが連携し、複数のショップの買取り価格を比較し、手間なく売却ができるサービス「おいくら」を利用したリユースの促進を実施 ●市と株式会社ジモティーが提携し「地元の掲示板 ジモティー」を活用したリユースの促進を実施

◆図表2-18 リサイクルの推進に関する取組

施策	取組状況
ごみの分別の徹底	●事業所への分別指導や広報・ホームページなどでの周知・啓発、講習会の開催等によりごみの分別を徹底
グリーン購入の促進	●市が消耗品等を購入する際には「グリーン購入基本原則」に沿って、環境への負荷が少ないものを選んで購入
集団回収の推進	●古紙等の集団回収を行う団体に奨励金を交付 ●集団回収の団体登録を促進
緑のリサイクル（大野城環境処理センター）	●家庭からでるせん定枝や草木等を処理施設に搬入後、資源化
古紙等資源再利用事業奨励金交付制度	●集団回収を実施した市内のシニアクラブ・子ども会等の団体に対して、古紙、布の回収量に応じて、奨励金を交付

◆図表2-19 普及啓発・環境学習に関する取組

施策	取組状況
クリーンシティおおのじょう	●春と秋の年2回、道路の清掃や公園の草取りなどの環境美化運動を実施
広報活動	●広報紙・市ホームページによる普及啓発・情報提供 ●各家庭への「ごみの正しい出し方」の配布
環境教育・環境学習	●小学生向けの環境学習の小冊子の作成・配布 ●ごみ処理施設の見学
生涯学習まちづくり出前講座	●市内小学校（4年生）を対象に市の職員が講師となり、ごみとリサイクルの現状及び取組について説明

## 第7節 ごみ処理経費の実績

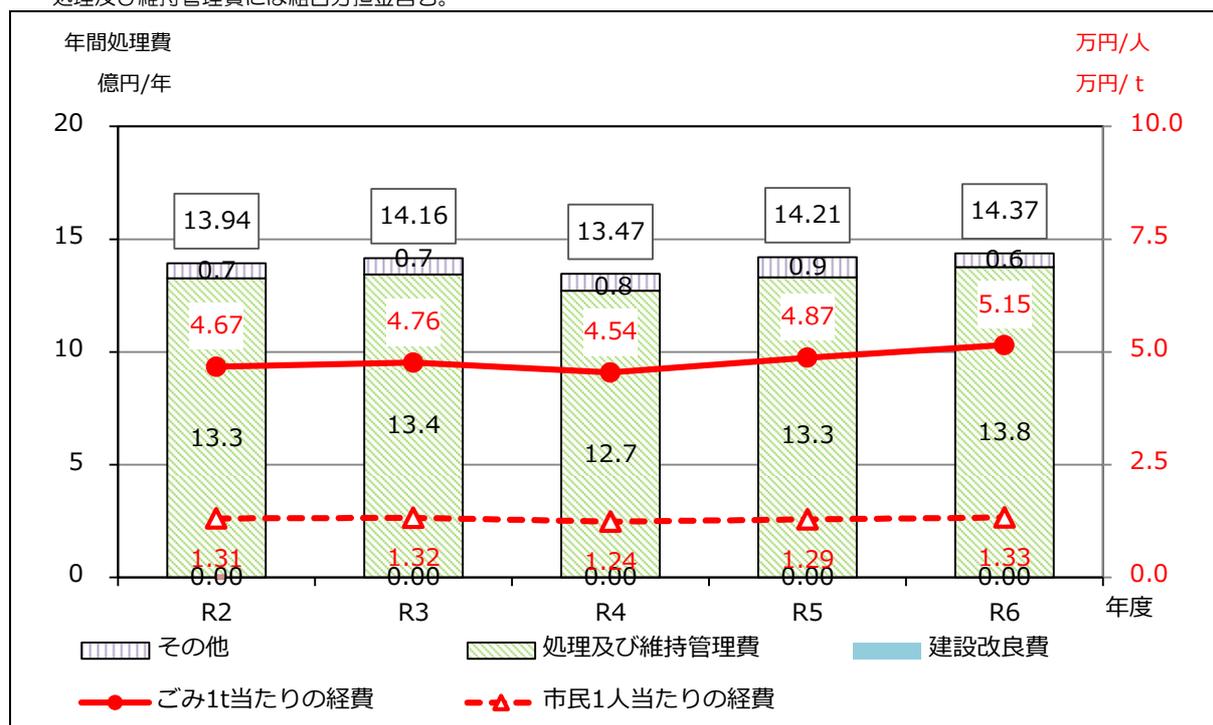
本市のごみ処理経費の推移は、おおむね横ばい傾向となっています。令和6年度における処理及び維持管理費は、市民1人当たりで年間約13,300円、ごみ1t 当たりで約51,500円となっています。

◆図表2-20 ごみ処理費の推移

区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口①	人	101,664	101,843	102,585	102,922	103,325
ごみ量②	t	28,416	28,256	28,023	27,365	26,743
建設改良費③	千円	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費④	千円	1,327,538	1,344,035	1,271,303	1,331,787	1,376,817
その他⑤	千円	66,513	72,006	75,822	88,877	60,617
合計③+④+⑤	千円	1,394,051	1,416,041	1,347,125	1,420,664	1,437,434
市民1人当たりの経費④÷①	円/人	13,100	13,200	12,400	12,900	13,300
ごみ1t当たりの経費④÷②	円/t	46,700	47,600	45,400	48,700	51,500

注) 市民1人当たりの経費及びごみ1t当たりの経費について、100円未満は四捨五入している。

市内人口は10月1日の住民基本台帳  
処理及び維持管理費には組合分担金含む。



## 第8節 ごみ減量・リサイクルに関する意識調査結果

令和6年12月から令和7年1月にかけて、市民のごみ減量・リサイクルに関する意識調査を実施しました。本調査では、市内在住の20歳以上の方を対象に無作為抽出を行い、合計2,000通のアンケートを郵送しました。その結果、696名から有効回答を得ることができました(有効回答率34.8%)。この回答率は、一般的な郵送アンケートの平均回答率(20%から40%程度)と比較し、調査として十分な有効性が認められるものと判断します。

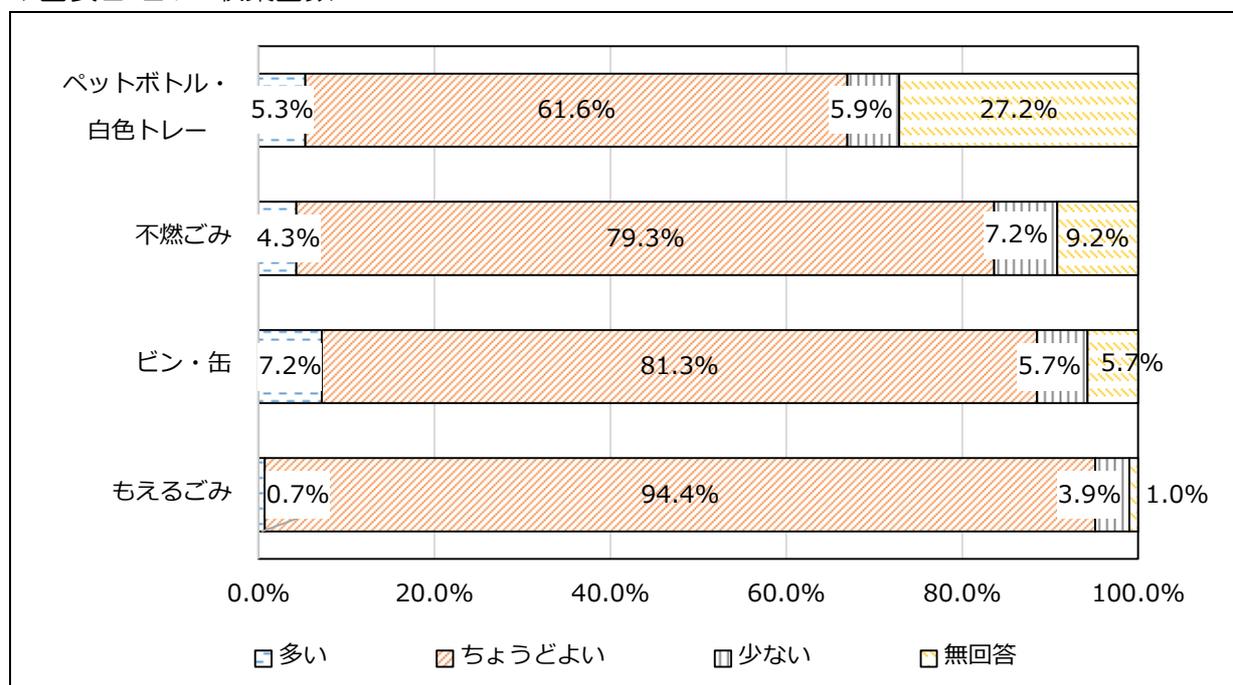
また、回答者の年齢層は、20代が6%、30代が12%、40代が16%、50代が17%、60代が23%、70代以上が26%といった構成で、幅広い世代から回答が得られました。この結果から、特定の年齢層に偏ることなく、市民全体の意識をある程度反映していることが確認できます。

回答率及び幅広い年齢層からの回答状況を総合的に評価した結果、本アンケートは市民の現状や意識を分析するための有効なデータとして位置付けられると判断します。

主なアンケート調査結果は、以下に示すとおりで、現状の収集・運搬体制(収集回数、指定ごみ袋制度・色・強度・種類分け、不燃ごみ・資源ごみ袋の収集方法、分別方法)は、大多数の方が適切と判断しています。

市の収集回数について、「ちょうどよい」との回答がいずれの品目でも最も高く、収集回数に満足している回答となっています。

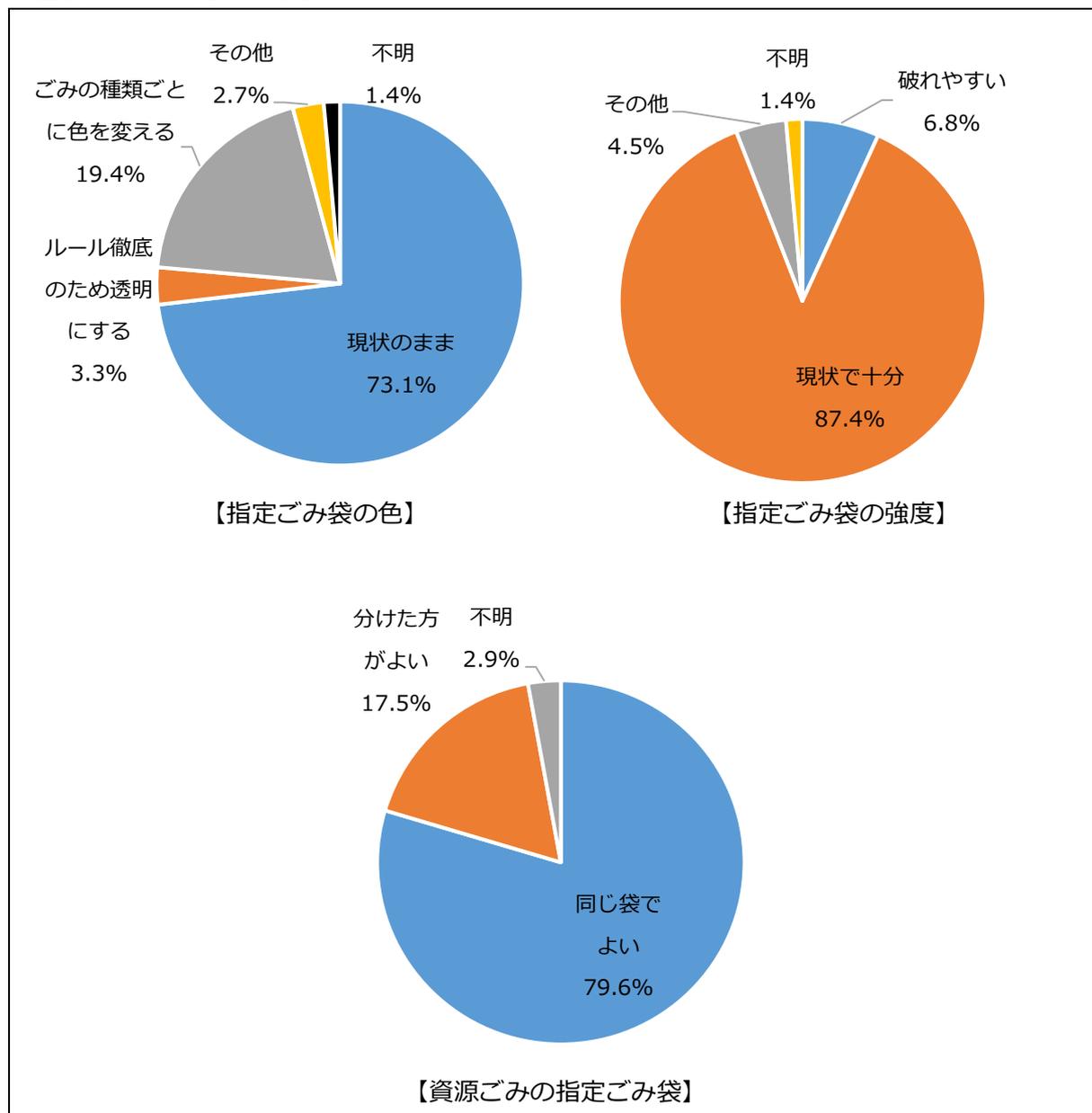
◆図表2-21 収集回数



指定ごみ袋(もえるごみ、資源ごみ、ペット・白色トレイ全種類のごみ袋)については、色や強度ともに現状のままでよいとする人が最も多い状況でした。

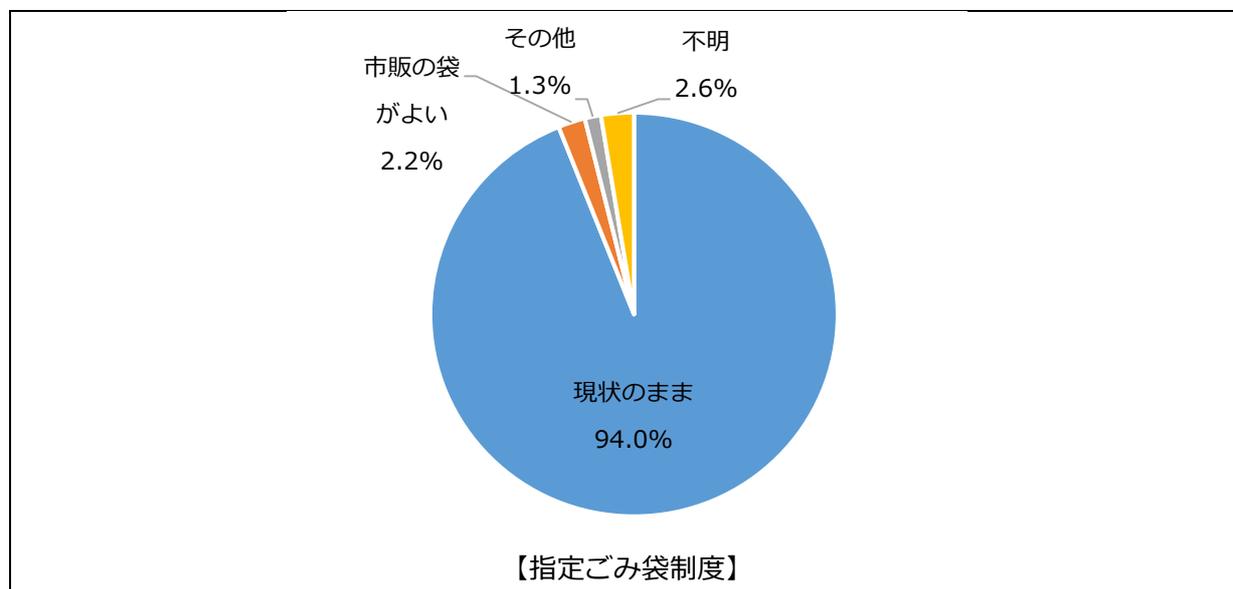
また、不燃ごみの「その他のもえないごみ」、資源ごみの「ビン・缶」が同じ袋であることについても、約8割が現状のままでよいとの回答でした。

◆図表2-22 指定ごみ袋について



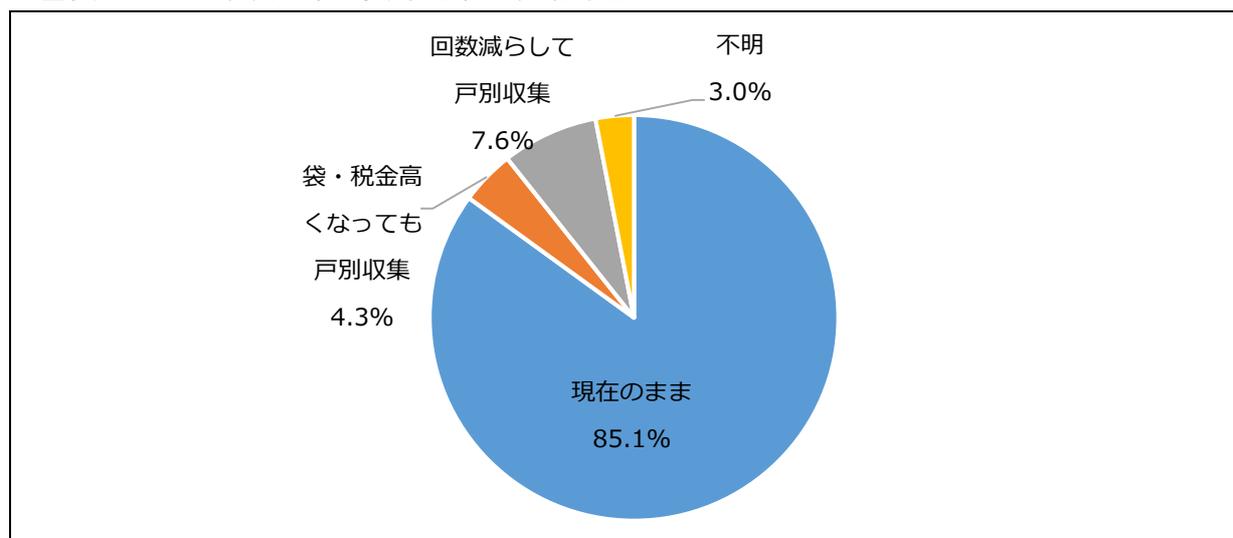
本市の指定ごみ袋制度については、9割以上が現状の制度が望ましいとしています。指定ごみ袋制度について、市民の高い理解が得られており、今後も継続していくことが望ましいと考えられます。

◆図表 2-23 指定ごみ袋制度について



不燃ごみ・資源ごみの収集方法について、「現在の収集方法のままでよい」と8割以上が回答しています。一方、ごみ処理のための手数料(指定ごみ袋の料金など)の引上げや収集回数を減らすなどの条件を付しても、戸別収集を希望する回答もあります。戸別収集については、高齢者世帯の増加や、区未加入世帯が区の指定する不燃ごみステーションへごみを出すことに対して不快感を抱く住民が増加している状況を踏まえ、将来的に検討する必要があります。

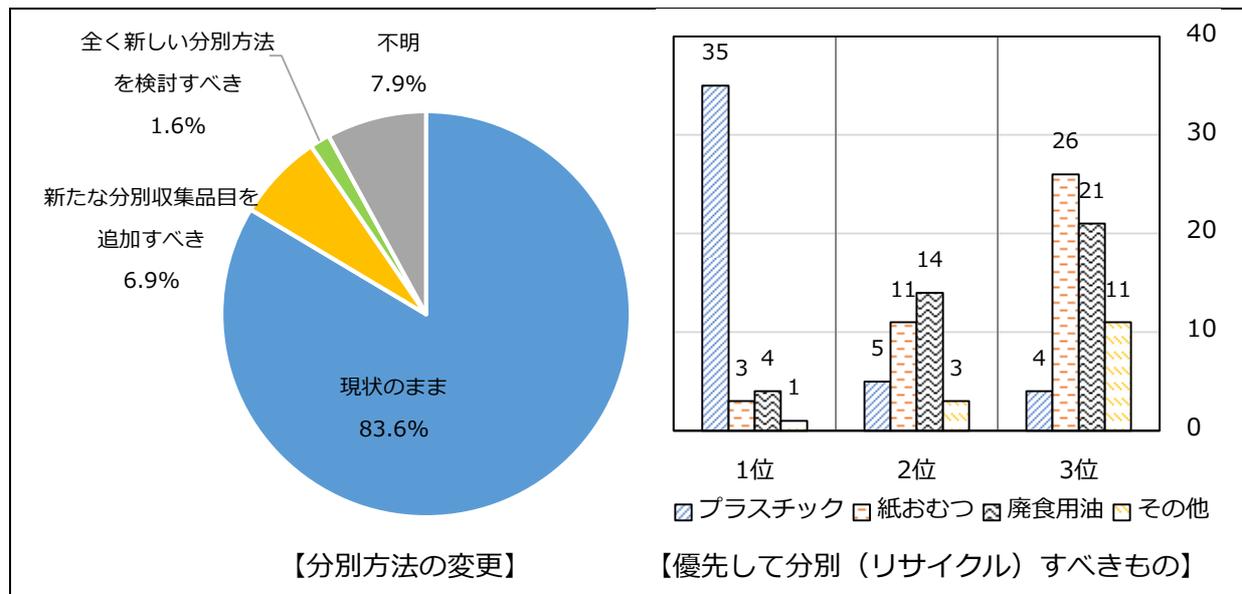
◆図表 2-24 不燃ごみ・資源ごみの収集方法



ごみ分別については、現状のままが望ましいとする人が最も多い状況でした。新たに分別収集品目を追加するとしたら、1番目プラスチック類、2番目廃食用油、3番目紙おむつでした。

家庭系もえるごみの組成調査結果では、プラスチック類(20.98%)やちゅう芥類(26.55%)が合わせて約48%を占めており、今後更なるごみ減量とリサイクルの推進のため、分別方法の見直し・検討が必要です。分別品目を追加するなど見直すこととなった場合、市民の皆さんの協力が必要不可欠です。

◆図表2-25 今後の分別について

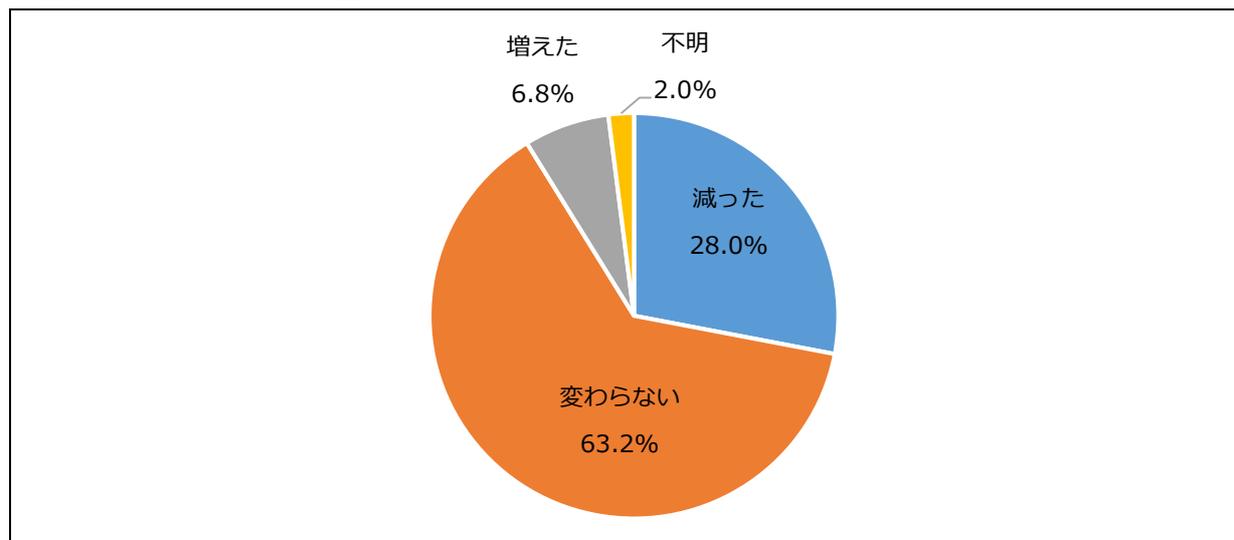


ごみ排出量の変化については、「変わらない」とする回答が最も多く、約6割を占めています。「減った」とする回答は約3割ある一方で、「増えた」とする人は1割未満でした。

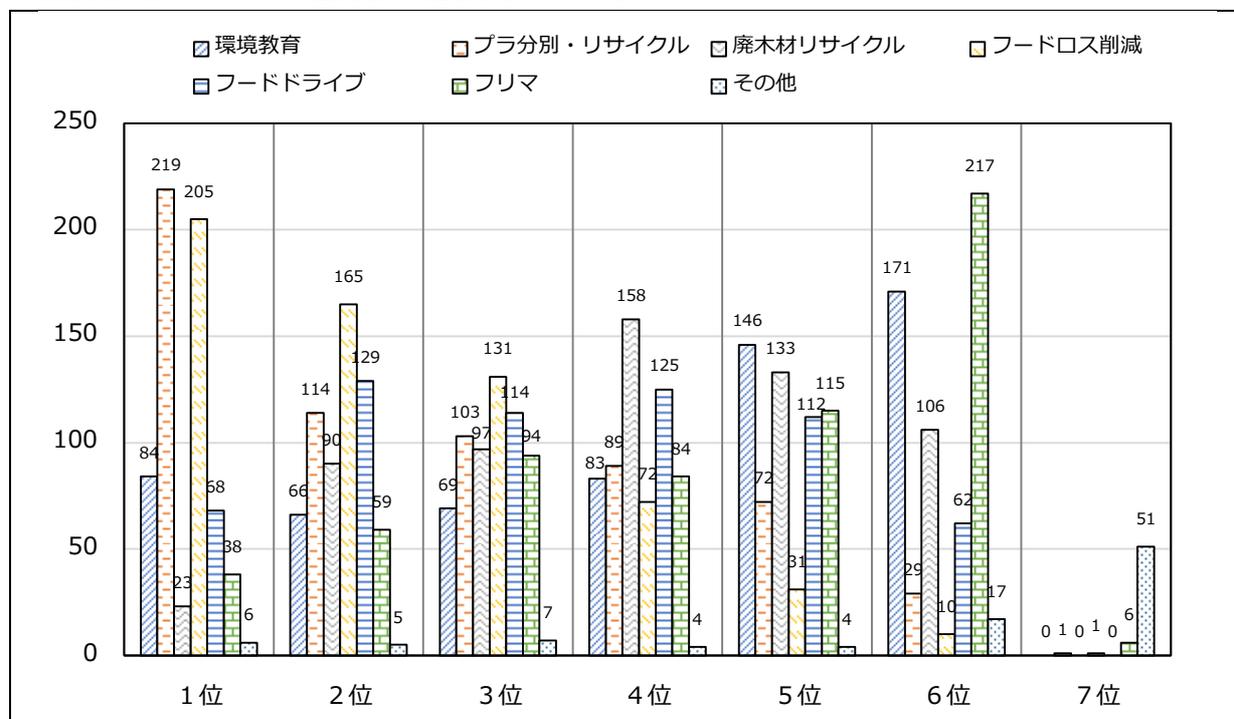
「減った」という人より「変わらない」との回答が多いことから、今後ごみを減らすため周知啓発を行っていく必要があります。

本市が優先的に取り組むべき施策として、「プラスチックごみの分別収集とリサイクル」やフードロス、フードドライブなどの「食品ロス対策」の順位が高い回答でした。

◆図表 2-26 ごみ排出量の変化



◆図表 2-27 本市の優先すべき事業について

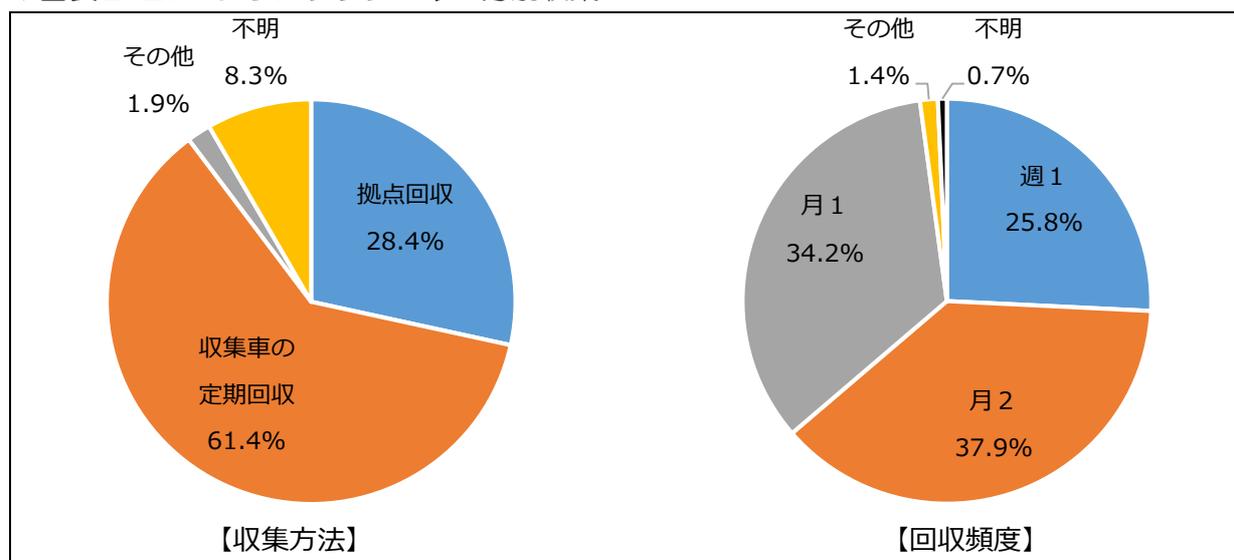


プラスチックごみを新たに分別収集する場合の収集方法の希望では、通常のごみと同様の「収集車による定期回収」が約6割であり、一方で、たまったごみをステーションに持って行く「拠点回収」の割合は約3割となっています。

また、「収集車による定期回収」の回収頻度を見ると、「月に2回」が最も多いものの、「月に1回」や「週に1回」の割合もそれぞれ約3割と、ほぼ同程度の割合となっています。プラスチックごみの分別収集を実施するにあたっては、費用対効果(※)など様々な事柄を検証して判断することになります。

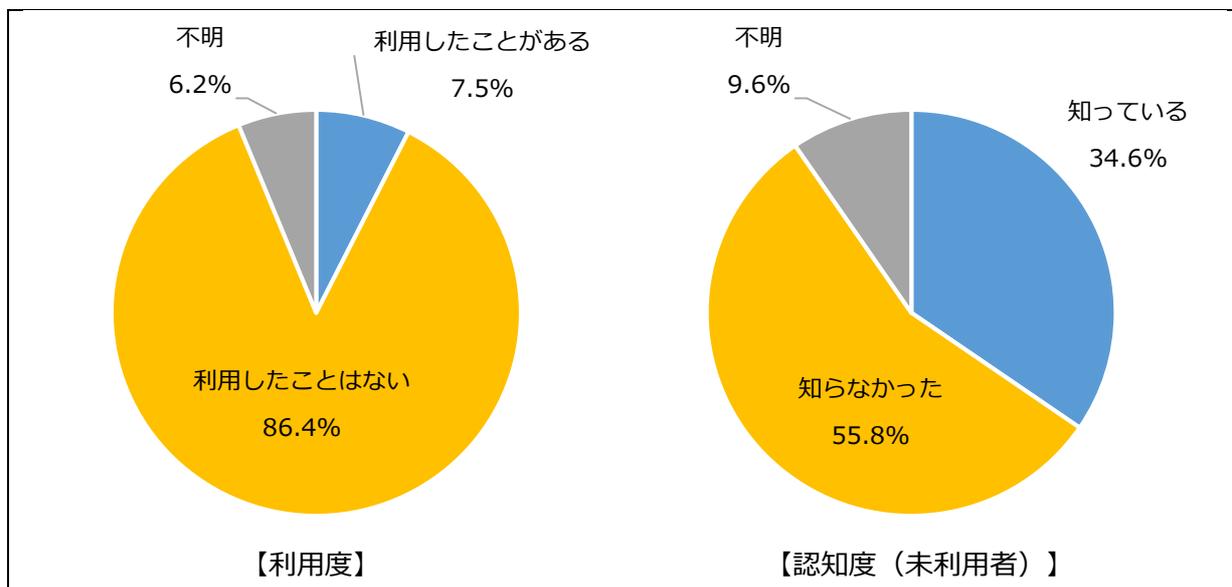
※経費の増(収集・運搬費用や再生処理に要する費用)と二酸化炭素削減効果

◆図表2-28 プラスチックごみの分別収集

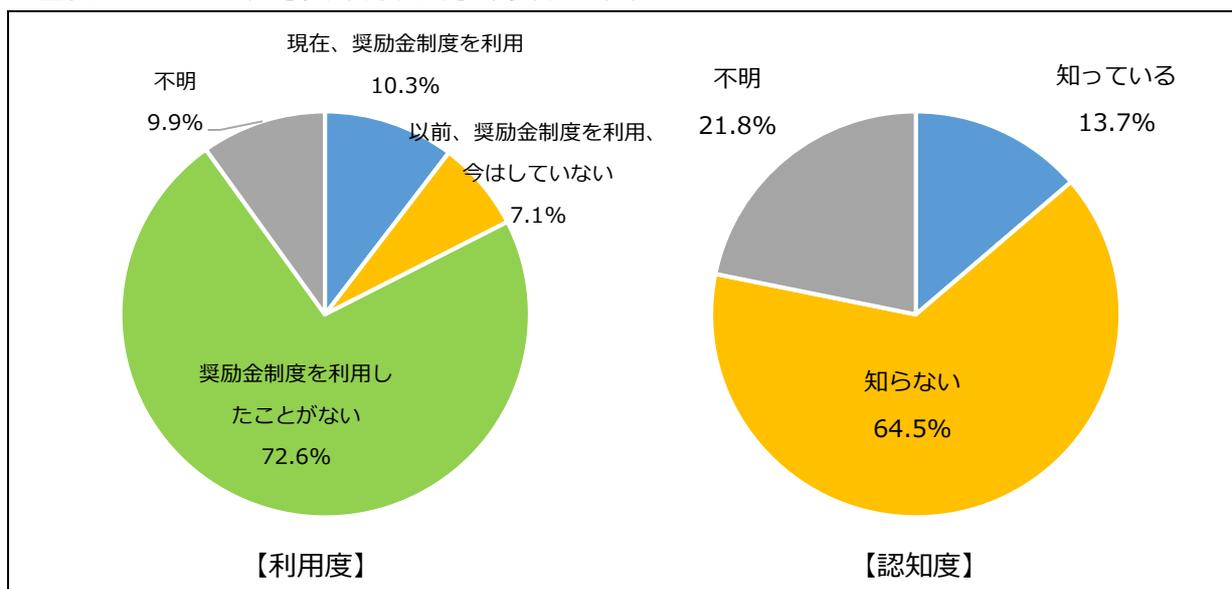


生ごみ処理用具等購入費補助金及び古紙等資源再利用事業奨励金制度について、利用度、認知度共に低く、未利用者や認知していない方にも届く効果的な周知啓発が必要です。

◆図表 2-29 生ごみ処理用具等購入費補助金について



◆図表 2-30 古紙等資源再利用事業奨励金制度について



## 第9節 ごみ処理の評価

### 1 標準的な指標による評価

国では、市町村のごみ処理事業について循環型社会形成、経済性から客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を設けています。このツールを利用して、令和5年度の本市のごみ処理実績を基に比較評価を行いました。

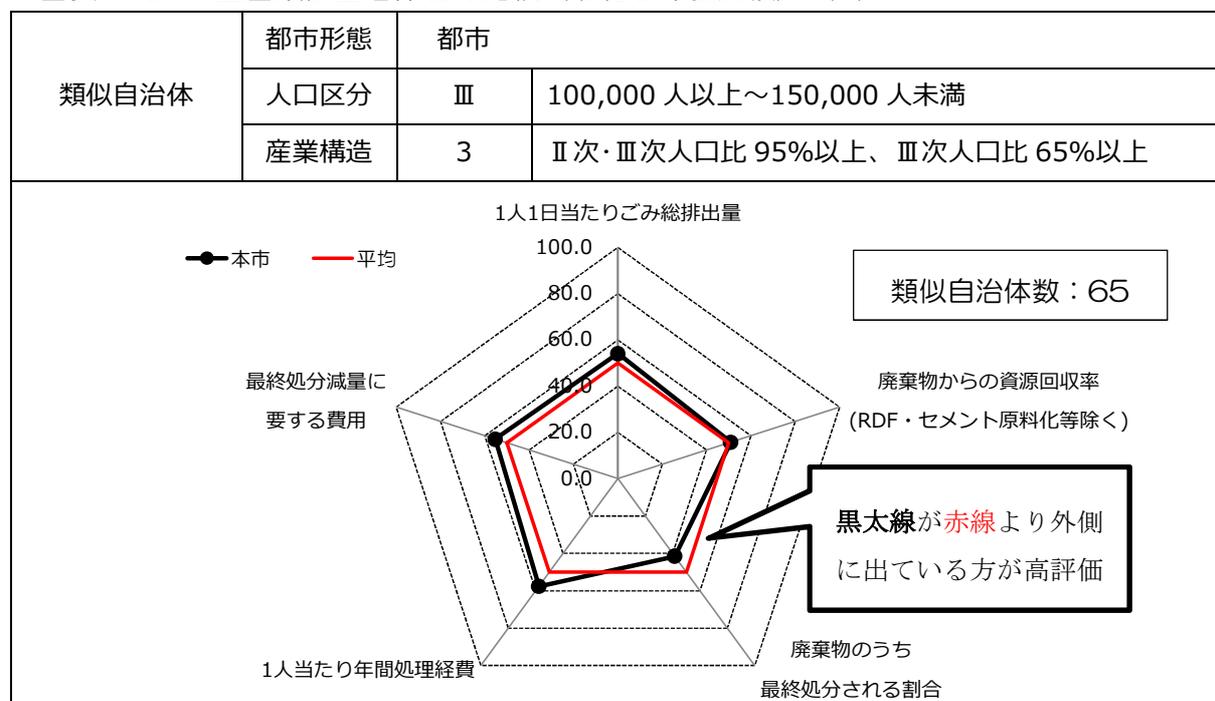
◆図表 2-31 指標

指標		指数の見方
循環型社会形成	1人1日当たりのごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	1人当たりの年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

本市と産業構造が類似する自治体との比較評価を行いました。レーダーチャートに示される面積が大きいほど良好な状態であることを示します。

本市は5つの指標のうち4つは平均値より良好、「廃棄物のうち最終処分される割合」が平均値以下となっています。最終処分量については、可燃ごみを減らすことによる焼却残さの削減が必要です。

◆図表 2-32 全国類似自治体との比較（令和5年度実績）（1）



注) 類似自治体とは、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールで本市と産業構造が類似した自治体  
九州内の主な類似自治体  
大牟田市、飯塚市、筑紫野市、春日市、大分県別府市、鹿児島県霧島市

◆図表 2-32 全国類似自治体との比較（令和5年度実績）（2）

自治体	1人1日当たりのごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	1人当たりの年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	823	19.2%	5.7%	14,455	48,306
最大	1,151	44.9%	18.2%	25,392	80,104
最小	595	7.0%	0.0%	8,267	25,749
標準偏差	113	8.0%	4.7%	3,637	10,833
<b>大野城市</b>	<b>777</b>	<b>20.0%</b>	<b>9.7%</b>	<b>11,678</b>	<b>42,547</b>
偏差値	54.1	51.0	41.5	57.6	55.3

注) 偏差値：平均点からどれだけ離れているかを数値で表したもの。平均点を偏差値 50 として、平均点より高ければ 50 より大きく、平均点より低ければ 50 より小さくなる。

## 2 既定計画目標等

既定計画では、令和12年度において1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を521.8g、1日当たりの事業系ごみ排出量を23.11t/日とする減量化の目標値を定めています。

家庭系ごみ及び事業系ごみともに令和6年度実績は既定計画目標値を達成しています。

◆図表 2-33 既定計画における目標

項目	単位	R6 年度実績	R12 年度目標値	増減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (可燃・不燃等合計)	g/人日	492.1	521.8	▲5.7% 達成
1日当たりの事業系ごみ排出量 (可燃・不燃等合計)	t/日	22.42	23.11	▲2.9% 達成
ごみ排出量 (家庭系+事業系 可燃・不燃等 総合計)	t/年	26,743	27,847	▲4.0% 達成
リサイクル率	-	19.5%	19.0%以上	0.5 ㊦上昇 達成

大野城市環境基本計画の目標値では、令和12年度において、可燃ごみの1日当たりの排出量を平成25年度比で10%以上削減するとしています。家庭系可燃ごみでは1人1日当たりのごみ排出量は目標値達成していますが、事業系可燃ごみでは目標値を達成していません。

◆図表 2-34 大野城市環境基本計画におけるごみ排出抑制目標

項目	単位	R6 年度実績	R12 年度目標値	増減
可燃ごみ排出量	t/年	22,723	22,416	+1.4% 未達成
1日当たりの排出量	t/日	62.25	61.41	+1.4% 未達成
1人1日当たりの家庭系 可燃ごみ排出量	g/人日	430.5	436.7	▲1.4% 達成
1日当たりの事業系 可燃ごみ排出量	t/日	17.77	16.95	+4.8% 未達成

既定計画については既に目標値を達成していることから、大野城市環境基本計画未達成項目について、以下のとおり現状を踏まえ目標値の再設定を行い、後述する第4章において「基本理念」、「基本方針」、「基本施策」を策定し、効果的かつ確実にごみの減量を図り、リサイクルの推進につなげていくこととします。

### 【1日当たりの事業系可燃ごみ排出量】

1日当たりの事業系可燃ごみ排出量については令和6年度実績で17.77t/日で、大野城市環境基本計画による減量目標値である16.95t/日に対し104.8%の排出量となっています。現状のまま推移した場合、令和12年度時点では、18.69t/日の排出量となり、目標値を大きく上回る見込みです。

事業系ごみの収集・運搬契約事業所数が増加しており、その主な要因として新たな事業所の開設が増加していることが挙げられます。この傾向は令和12年度まで続くと想定されており、

現状では事業系ごみの削減が困難な状況となっています。

大野城市環境基本計画目標値と実績値の乖離が著しいこと及び上記実情を踏まえ、今回の改定では減量率を見直すこととします。

【見直しの方針】

1日当たりの事業系可燃ごみ排出量については上述のとおり減量率の見直しを行いますが、家庭系可燃ごみ排出量の更なる推進を図ることで、大野城市環境基本計画の全体目標である可燃ごみの1日当たりの排出量を2013年度比(平成25年度比)で10%以上削減の達成を目指します。

## 第10節 課題の抽出

本市における現状のごみ排出量の推移やごみの性質等、また「ゼロカーボンシティ 大野城」宣言とその実行計画である大野城市環境基本計画の策定に伴い、循環型社会の実現に向けて更なる対応を求められていることを踏まえ、課題を以下のとおり整理します。

### 1 紙のリサイクルの推進

ごみの組成調査結果では、資源化可能な紙類は家庭系で16.64%、事業系で8.67%混入していました。できる限り、古紙として分別し、ごみの排出量を減少させ、リサイクル率が上がるように分別を徹底する必要があります。

### 2 食品ロス削減

日本において、まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」の排出量は、年間約472万t、1人1日当たり約103gと推定されます。食品ロスがもえるごみとして排出されると、ごみ処理の費用がかかり、焼却によるCO<sub>2</sub>排出や焼却後の灰の埋立等による環境負荷につながります。

ごみの組成調査結果では、手付かず食品や食べ残しなどの「食品ロス」が家庭系で11.11%、事業系で34.98%含まれていました。食品ロスの削減に向けた効果的な取組を今後も継続して実施する必要があります。

### 3 プラスチック類のリサイクルの推進

プラスチック資源循環促進法の施行により、市町村に対して排出抑制やプラスチック製品のリサイクルなどの促進が求められています。

ごみの組成調査結果では、プラスチック製容器包装類(ペットボトル、白色トレイ、その他容器包装プラスチック)や製品プラスチックが家庭系で20.3%、事業系で15.3%含まれていました。

本市においてもプラスチック製容器包装やプラスチック製品の分別・リサイクルについて検討する必要があります。

また、使い捨てプラスチック製品等の発生抑制、不法投棄防止など意識啓発等に取り組む必要があります。

### 4 大型木製家具のリサイクルの推進

大野城太宰府環境施設組合が運営する大野城環境処理センターでは、せん定枝や草木類・木製家具のリサイクルを実施(緑のリサイクル)しています。当該事業は福岡都市圏南部工場での焼却量を減少させる上で、非常に重要な取組となりますが、環境処理センターへ搬入可能である家庭から排出される大型木製家具等の可燃性粗大ごみの大半が福岡都市圏南部工場へ搬入され焼却処分されています。

緑のリサイクルを推進するため、まずは市が収集している大型木製家具を環境処理センターへ搬入するための具体的な方策を検討する必要があります。

なお、せん定枝についても大型木製家具同様に、福岡都市圏南部工場へ搬入されている状況があります。そのため、せん定枝の市による環境処理センターへの搬入についても、大型木製家具のリサイクルの取組について一定の成果を得た段階で、実施に向けたニーズ、費用対効果、実施方法等を慎重に検討していくこととします。

## 5 廃食用油のリサイクルの推進

家庭から排出される廃食用油は、台所に流すと河川や海域の水質汚濁の原因の一つとなりますが、資源化により、環境負荷の軽減や資源の有効活用につながることを期待できます。

最近のバイオディーゼル燃料等の再生技術の進展や、SAF(※)への転換等の動向を背景に、本市でも資源化の可能性を検討する必要があります。

※「SAF」とは、Sustainable Aviation Fuel(持続可能な航空燃料)の略称です。これは、航空機で使用される従来のジェット燃料(化石燃料)に代わる、環境負荷が低い持続可能な代替燃料のことを指します。

## 6 紙おむつのリサイクルの推進

ごみの組成調査結果において、紙おむつは家庭系で9.71%、事業系で0.79%でした。本市では現在、紙おむつはもえるごみとして収集していますが、近年使用済みの紙おむつの再生利用が進んでおり、環境省では資源化・再生利用を促進しています。本市でも紙おむつの再生利用について検討する必要があります。

## 7 事業系ごみ対策

事業系ごみは事業所の増加に伴い増加傾向にあります。事業活動によるごみは排出者が責任をもって処理・資源化することが原則であり、事業者自身がごみ分別や減量化の重要性を理解し、積極的な取組を行う必要があります。そのため、事業者への啓発活動や協力体制の構築が重要です。

## 8 出前講座の充実

市民意識調査結果によると、本市が取り組んでいる生ごみ処理用具等の補助費や集団回収の奨励金制度の利用度が7.5%、認知度は未利用者の約半数が認知していないなど低い状況でした。本計画で示す各種施策について、市民への情報提供方法を明確にした上で、効果のある周知徹底と市民の実践を進める必要があります。

また、市民意識調査では、20代の回答率が低いため、積極的にごみ減量化や資源化に対して行動してもらうために、将来を担う若い世代にもアプローチしていく必要があります。

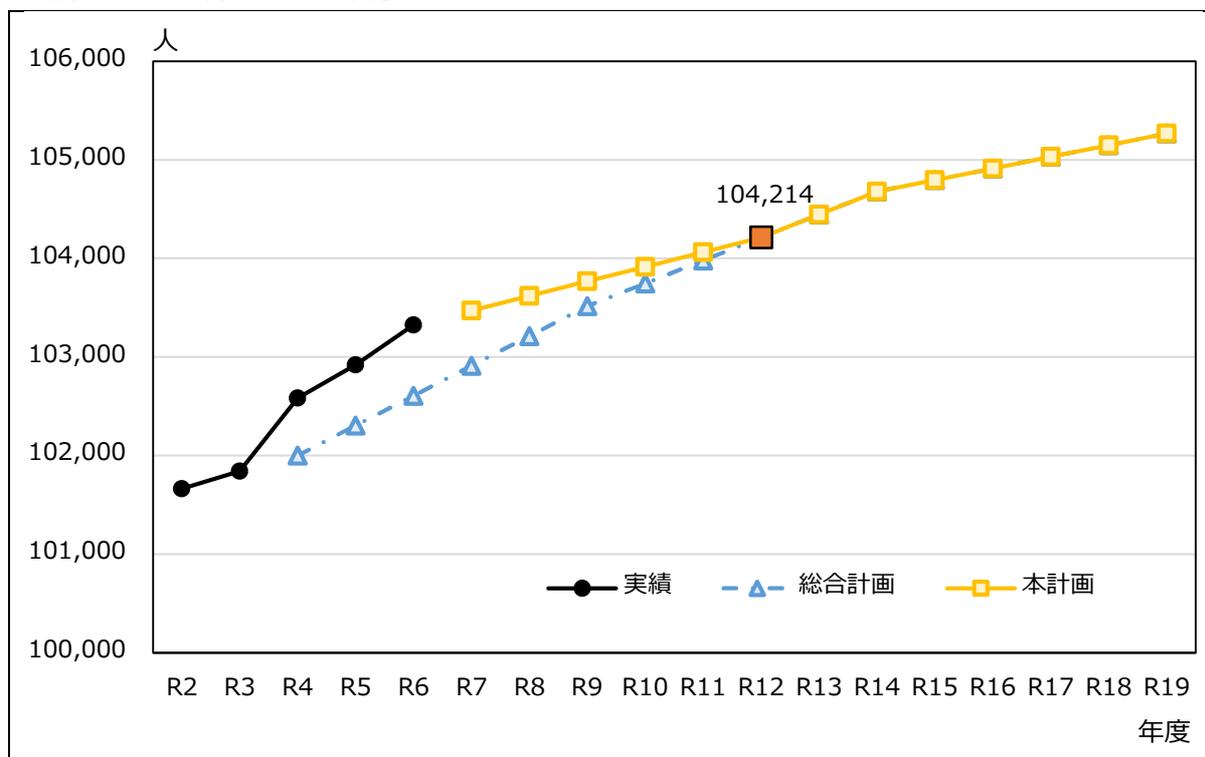
ごみに対する意識の向上を図るため、まちづくり出前講座においてごみの削減やごみの処理現状等を周知啓発していきます。

# 第3章 ごみ排出量の将来予測推計

## 第1節 人口の推計

本計画における人口の将来見込みは、令和6年3月に策定した総合計画の数値を採用します。具体的には、令和4～6年度の実績が総合計画の推計値より増加しており、令和6年度で700人以上の誤差が生じています。そのため、令和7年度以降緩やかに総合計画の将来人口に推移するよう、令和12年度までは等差的に増加させる推計値とします。本計画の目標年度である令和12年度には本市の人口は104,214人まで増加します。

◆図表3-1 将来人口の推計



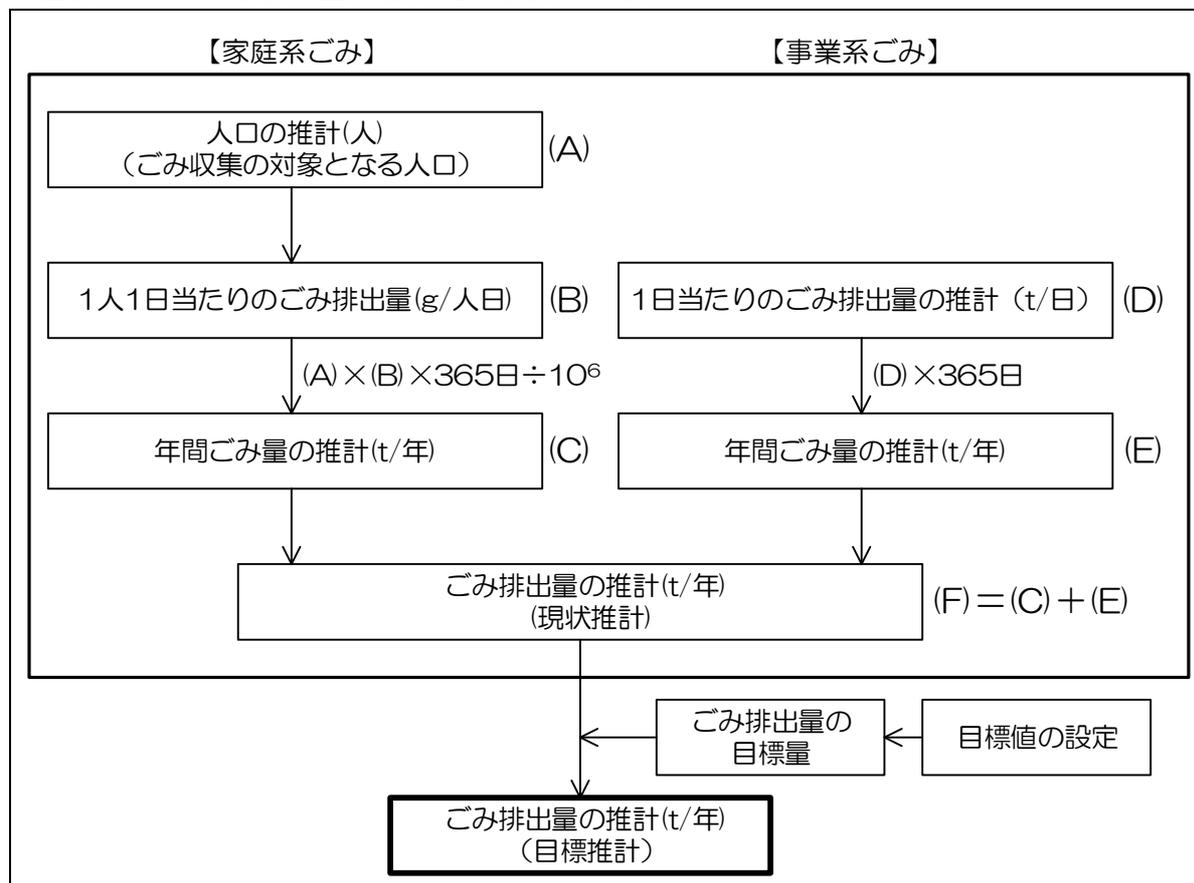
## 第2節 ごみ排出量の推計

### 1 推計方法等

ごみ排出量の将来見込みについて、家庭系ごみでは、1人1日当たりのごみ排出量を基に将来推計を行った上で、本市の人口の将来推計結果を乗じることにより算出します。

事業系ごみでは、1日当たりのごみ排出量を基に将来推計を行うことにより算出します。

◆図表3-2 ごみ排出量の将来見込み算出手順



#### 家庭系ごみ

原単位 = 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)  
 $= \text{年間排出量 (t/年)} \div \text{計画収集人口 (人)} \div 365 \text{ (日)} \times 10^6$

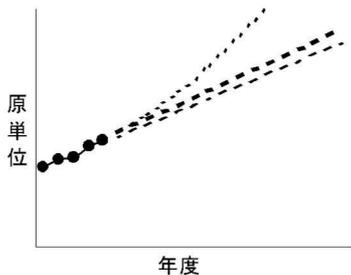
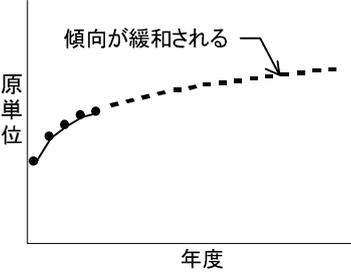
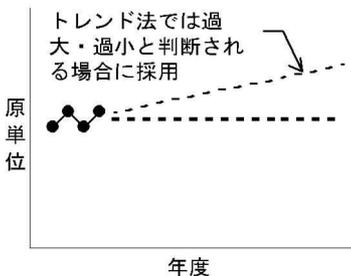
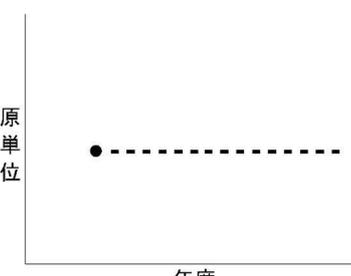
#### 事業系ごみ

原単位 = 1日当たりのごみ排出量 (t/日)  
 $= \text{年間排出量 (t/年)} \div 365 \text{ (日)}$

なお、将来推計は、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を選択しました。

本計画では、基本的には3つのトレンド法(最小二乗法、等差級数法、等比級数法)を用い、最適な方法を採用するものとします。具体的には過大・過小な推計を防ぐために、目標年度である令和12年度において、3方法のうちの中位を示す推計式を採用するものとしました。ただし、3方法の中位を採用することが適当でないとは判断される場合は、対数回帰法や平均及び指定年を用いるものとしました。

◆図表3-3 推計方法の考え方

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	<p>○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。</p> <p>○ 過大・過小とならないように、3方法で推計した結果が計画目標年次において中位を示す推計式を採用。</p> 
対数回帰法	<p>○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。</p> 
平均	<p>○ 長期的には増減を繰り返しながらも横ばい傾向を示すが、トレンド法では過大・過小となるなど、推計が困難と判断される場合に採用。</p> 
指定年	<p>○ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行う上で参考とならない場合に採用。</p> 

## 2 ごみ排出量等の将来見込み

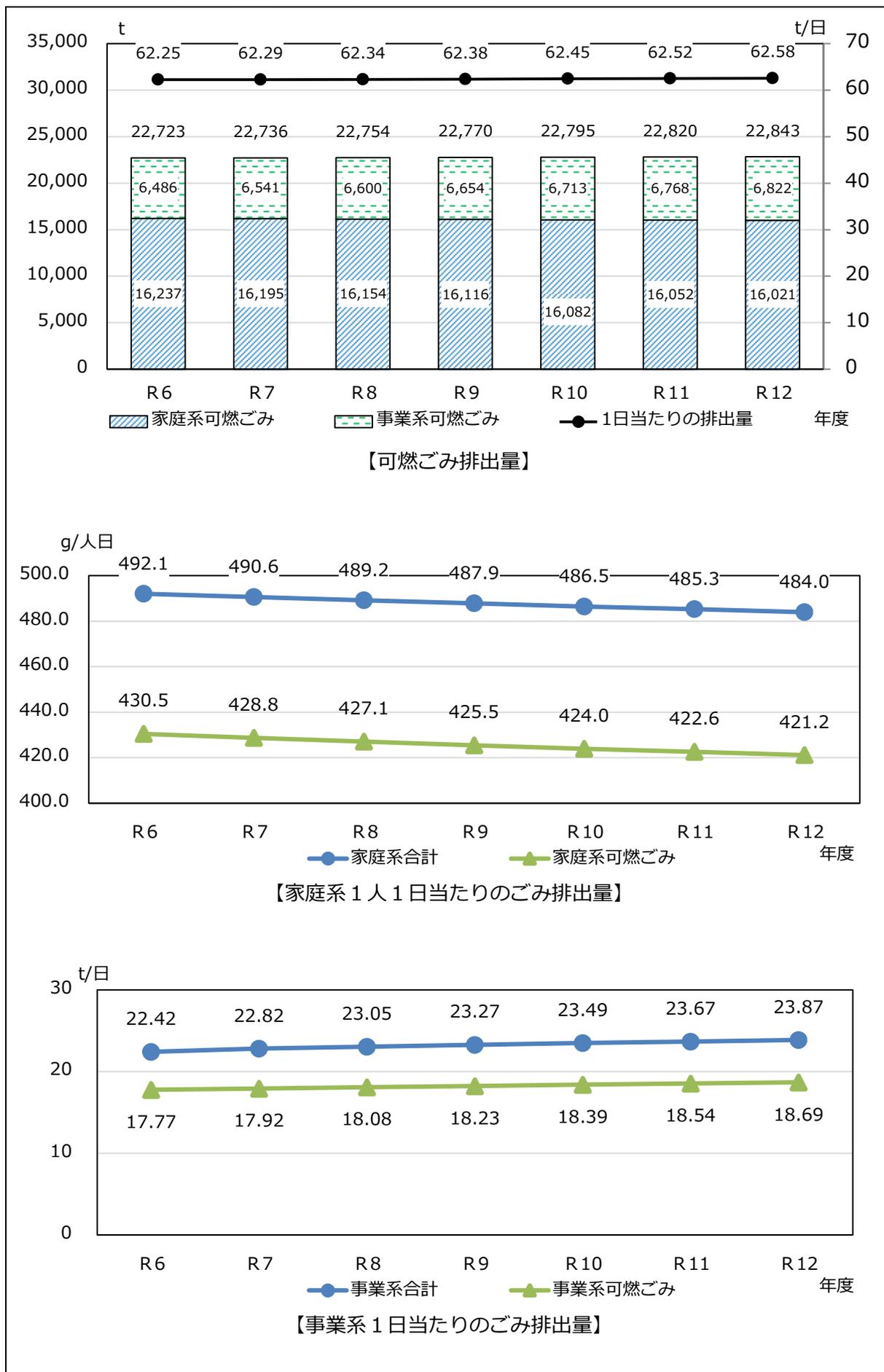
ごみ排出量の推計は、排出量実績の推移の傾向が今後も続くものとして、将来の数値を予測します。過去のごみ排出量の実績をトレンド法により単純推計した結果、1人1日当たりのごみ排出量は微減となりました。人口増加にもかかわらず家庭系ごみは減少する見込み、一方で、事業系ごみは増加見込みとなっており、家庭系と事業系を合わせた総排出量では微増することが予測されます。

◆図表3-4 ごみ排出量等の将来見込み（現状推計）（1）

区 分		単位	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
人口（10月1日）		人	103,325	103,473	103,621	103,769	103,917	104,065	104,214	
家庭系	可燃ごみ	もえるごみ	t	15,861	15,810	15,764	15,722	15,684	15,649	15,618
		可燃性粗大	t	376	385	390	394	398	403	403
		合計	t	16,237	16,195	16,154	16,116	16,082	16,052	16,021
		1人1日当たりの排出量	g/人日	430.5	428.8	427.1	425.5	424.0	422.6	421.2
	不燃ごみ・資源ごみ	合計	t	1,422	1,425	1,422	1,424	1,419	1,418	1,416
		1人1日当たりの排出量	g/人日	37.7	37.7	37.6	37.6	37.4	37.3	37.2
	廃木材	合計	t	899	910	927	939	952	965	974
		1人1日当たりの排出量	g/人日	23.8	24.1	24.5	24.8	25.1	25.4	25.6
	合計	合計	t	18,558	18,530	18,503	18,479	18,453	18,435	18,411
		1人1日当たりの排出量	g/人日	492.1	490.6	489.2	487.9	486.5	485.3	484.0
事業系	可燃ごみ	もえるごみ	t	6,378	6,431	6,490	6,544	6,603	6,658	6,712
		可燃性粗大	t	108	110	110	110	110	110	110
		合計	t	6,486	6,541	6,600	6,654	6,713	6,768	6,822
		1日当たりの排出量	t/日	17.77	17.92	18.08	18.23	18.39	18.54	18.69
	不燃ごみ・資源ごみ	合計	t	182	183	183	183	183	175	175
		1日当たりの排出量	t/日	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.48	0.48
	廃木材	合計	t	1,517	1,606	1,632	1,657	1,679	1,697	1,716
		1日当たりの排出量	t/日	4.16	4.40	4.47	4.54	4.60	4.65	4.70
	合計	合計	t	8,185	8,330	8,415	8,494	8,575	8,640	8,713
		1日当たりの排出量	t/日	22.42	22.82	23.05	23.27	23.49	23.67	23.87
家庭系+事業系合計		t	26,743	26,860	26,918	26,973	27,028	27,075	27,124	
可燃ごみ		t	22,723	22,736	22,754	22,770	22,795	22,820	22,843	
		t/日	62.25	62.29	62.34	62.38	62.45	62.52	62.58	
不燃ごみ・資源ごみ		t	1,604	1,608	1,605	1,607	1,602	1,593	1,591	
廃木材		t	2,416	2,516	2,559	2,596	2,631	2,662	2,690	
排出量合計		t	26,743	26,860	26,918	26,973	27,028	27,075	27,124	
集団回収		t	1,717	1,664	1,617	1,577	1,537	1,500	1,467	
総排出量		t	28,460	28,524	28,535	28,550	28,565	28,575	28,591	
1人1日当たりの排出量		g/人日	754.6	755.2	754.5	753.8	753.1	752.3	751.6	
リサイクル率		%	19.5	19.7	19.6	19.6	19.6	19.5	19.5	

注）端数処理のため若干の誤差が生じる。

◆図表3-4 ごみ排出量等の将来見込み（現状推計）（2）



▼図表3-4 ごみ排出量等の将来見込み（現状推計）（3）



# 第4章 ごみ処理基本計画

## 第1節 基本理念及び基本方針

ごみ処理基本計画の基本理念、基本方針は、大野城市環境基本計画を継承し、「ごみとムダを減らし、資源が循環する脱炭素のまち」を目指します。

◆図表4-1 基本理念及び基本方針

＜基本理念＞

**ごみとムダを減らし、資源が循環する脱炭素のまち**

**基本方針1 市民と協働した4R + Renewableの推進**

- ごみを可能な限り出さない生活が習慣化し、全ての家庭や事業所でのごみの発生を最大限に抑制します。
- ごみの分別を徹底し、有用なものは循環資源として何度でも有効利用します。
- 4Rに加え、再生可能な資源を活用する Renewable の考えを取り入れます。  
※46ページ参照

**基本方針2 事業系ごみの削減**

- ごみの減量、適切な分別及び処理について、事業所への指導・協力要請を強化します。
- 食品ロス削減対策をはじめとする国や県の施策と連動し、周知・啓発活動を一層促進します。

**基本方針3 ごみ減量啓発と環境教育**

- 環境学習の機会を充実させ、全ての世代が環境問題に関心を持ち、自ら積極的にごみ問題に取り組むことができるように環境に対する意識向上を図っていきます。
- 「もったいない」意識の向上により、社会全体で資源の循環利用を促進します。

**基本方針4 安定的かつ適正なごみ処理**

- 近隣自治体との連携(共同処理)により、施設整備・維持管理の効率化を図ります。このことで施設の長寿命化につながり、安全で適正なごみ処理体制を維持します。
- 災害時に迅速な対応をできるように近隣自治体や廃棄物処理事業所、建設事業者などとの協力体制を維持します。

## 4R+Renewable

4Rとは、不用なものは選ばない・断るといったような①Refuse（リフューズ）、次に、使う量や回数を減らし、出すごみの量を減らす②Reduce（リデュース）、次に、使えるものは繰り返し使う③Reuse（リユース）、最後に使えなくなったものを可能な限り資源として再び使う④Recycle（リサイクル）を指します。

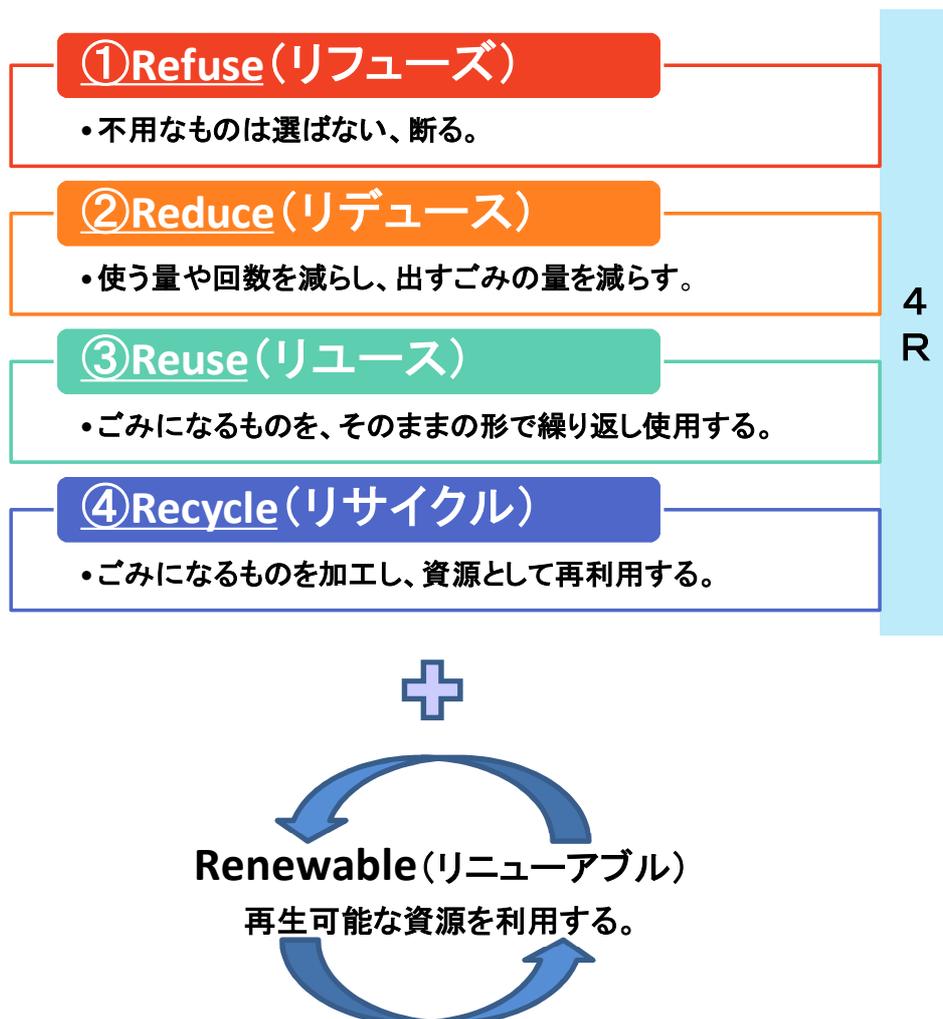
Renewable（リニューアブル）とは、再生可能な資源を利用する取組のことです。具体的には、石油などの化石燃料の代わりに、太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギーを利用したり、プラスチック製品をバイオマスプラスチックなどの再生可能な素材に置き換えたりすることが挙げられます。

4R+Renewable（リニューアブル）とは、ごみの減量と持続可能な社会を目指す取組で、従来の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に加えて、再生可能資源の活用（Renewable）を組み合わせたものです。これにより、ごみの減量だけでなく、環境負荷の低減と持続可能な資源利用を両立させることを目的とします。

### 脱炭素のまちを目指して：4R+Renewable 推進の5年間

本市では今後5年間で、4Rを通してリニューアブルを推進していく足がかりを築く重要な段階と位置付け、新たに以下の施策の実施を検討します。

- プラスチック類のリサイクルの推進
- 緑のリサイクルの推進
- 廃食用油のリサイクルの推進
- 紙おむつのリサイクルの推進



## 第2節 目標のための施策

### 1 施策体系

本計画における施策の体系は以下のとおりです。

◆図表4-2 施策の体系

基本方針	基本施策	取組
基本方針1 市民と協働した 4R+ Renewable(リ ニューアブル) の推進	1 家庭系ごみ (紙と生ごみ)の 削減	取組1 ●市民の消費行動の見直し 取組2 ●紙のリサイクルの推進【重点施策 継続】 取組3 ●食品ロス削減【重点施策 継続】 取組4 ●生ごみのたい肥化 取組5 ●ごみの分別徹底
	2 プラスチック類 の資源循環	取組6 ●プラスチック類のリサイクルの推進 【重点施策 新規】 取組7 ●使い捨てプラスチックの削減
	3 リユースの推進	取組8 ●リユースの推進
	4 資源化の推進	取組9 ●大型木製家具のリサイクルの推進【重点施策 新規】 取組10 ●廃食用油のリサイクルの推進【重点施策 新規】 取組11 ●紙おむつのリサイクルの推進【重点施策 新規】
基本方針2 事業系ごみの 削減	5事業者に対する 適切な指導	取組12 ●事業者へのごみ減量指導・協力要請 【重点施策 継続】 取組13 ●大野城市ごみ減量・リサイクル優良事業所の登録 取組14 ●事業系ごみの排出実態の把握
	6事業所における食 品ロスの削減	取組15 ●食品ロス削減【重点施策 継続】
基本方針3 ごみ減量啓発と 環境教育	7環境教育教材の 普及	取組16 ●出前講座の充実【重点施策 継続】 取組17 ●環境教育用教材の普及 取組18 ●処理施設見学会の実施
	8ごみ減量と分別に 係る情報発信	取組19 ●市ホームページの充実と市SNSの活用 取組20 ●広報紙・パンフレットなどの充実
基本方針4 安定的かつ適正 なごみ処理	9安定的かつ適正な ごみ処理体制の 推進	取組21 ●効率的で安定的な収集・運搬体制の維持 取組22 ●ごみステーションの適正管理 取組23 ●多量ごみの適切な搬入と周知 取組24 ●高齢者等不燃ごみ戸別収集事業 取組25 ●施設における適正な処理 取組26 ●既存施設の適正な維持管理 取組27 ●最終処分場の適正管理 取組28 ●災害廃棄物対策 取組29 ●感染症発生時の処理体制
	10不法投棄の抑止	取組30 ●不法投棄防止対策の徹底 取組31 ●在宅医療廃棄物対策 取組32 ●不適正処理の防止

## 2 重点施策(新規)

本市では今後5年間、リサイクルを通してリニューアブルを推進する取組を本格的に進めていく足がかりを築くべく、以下の施策の実施に向けて具体的に検討します。

### ①プラスチック類のリサイクルの推進

#### (基本施策2 プラスチック類の資源循環 取組6)

##### (1)現況

プラスチックごみの増加を原因として、海洋汚染問題や気候変動問題等様々な問題が発生しており、その対策として「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和4年4月施行)に、市区町村においてプラスチックごみの分別収集、再商品化に係る必要な施策を講ずることが努力義務として規定されました。

大野城市環境基本計画においても、「プラスチックごみの発生抑制」について分別収集を実施することを掲げており、今後、プラスチック製品の分別収集体制の準備を進めていく必要があります。

##### (2)事業を進めるにあたっての課題

###### ■ 圧縮・梱包施設(中間処理施設)及び再生処理施設について

プラスチックごみを圧縮・梱包する施設(以下「中間処理施設」という。)、及び再生処理施設が必要です。特に中間処理施設は、再生処理工場へ搬入するためには必須となる施設ですが、本市で整備・運営するには多額の経費が必要となります。

###### ■ 分別収集体制等について

分別収集体制について以下の事項を検討する必要があり、関係者との協議を要します。

- ・回収方法(拠点回収又は戸別回収、収集日の設定、指定ごみの袋導入)
- ・収集に要する経費 等

##### (3)今後の方針

民間の中間処理施設、再生処理施設についての情報収集を行っていくとともに、近隣市との連携等による処理方法等について検討します。

あわせて、試験的に拠点回収を行い、回収量の推計や課題の整理等に取り組めます。

##### (4)令和12年度リサイクル目標量

約6 t

##### (5)ロードマップ(今後の検討状況に応じて内容を見直します。)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
情報収集・関係者協議			実施準備	試行(拠点収集)

## ②大型木製家具のリサイクルの推進 (基本施策4 資源化の推進 取組9)

### (1)現況

大野城太宰府環境施設組合が運営する大野城環境処理センターでは、せん定枝や草木類・木製家具のリサイクルを実施(緑のリサイクル)しています。当該事業は福岡都市圏南部工場での焼却量を減少させる上で、非常に重要な取組となりますが、環境処理センターへ搬入可能である家庭から排出される大型木製家具等の可燃性粗大ごみの大半が福岡都市圏南部工場へ搬入され焼却処分されています。

緑のリサイクルを推進するため、まずは市が収集している大型木製家具を環境処理センターへ搬入するための具体的な方策を検討する必要があります。

### (2)事業を進めるにあたっての課題

粗大ごみの収集は夜間ですが、環境処理センターの受け入れ時間は昼間です。また、取手等の金属がついた状態では受け入れてもらえません。

このため、収集・運搬体制等の整備及びこれに伴う事業費の増加等が課題となります。

### (3)今後の方針

環境処理センターで実施している、緑のリサイクル事業の普及・啓発に努め、センターへの搬入(持ち込み)を推進するとともに、収集・運搬業者が回収する木製家具等の可燃性粗大ごみについて、大野城環境処理センターへ搬入するしくみを、収集・運搬業者等、関係者と協議を行い、リサイクルについて検討します。

### (4)令和12年度リサイクル目標量

約40t

### (5)ロードマップ(今後の検討状況に応じて内容を見直します。)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
実施準備	事業開始			

### ③廃食用油のリサイクルの推進（基本施策4 資源化の推進 取組10）

#### (1)現況

家庭から排出される廃食用油については、もえるごみとして焼却処理していますが、近年のバイオディーゼル燃料等の再生技術の進展や、航空燃料機の SAF への転換等の動向を背景に、本市でも資源化の可能性を検討する必要があります。

#### (2)事業を進めるにあたっての課題

廃食用油を回収し、処理施設へ運搬する方法の検討や、回収する油の品質や量の確保が必要となります。また、回収及びリサイクル施設の整備・運営には多額の費用がかかることが課題として挙げられます。

#### (3)今後の方針

廃食用油のリサイクルを専門とする事業者との協議を行い、専門事業者による回収及びリサイクルについて検討します。また、回収拠点の増設に向けて市内スーパー等と協議を行うとともに、廃食用油のリサイクルについて周知・啓発を行います。

#### (4)令和12年度リサイクル目標量

約8t

#### (5)ロードマップ(今後の検討状況に応じて内容を見直します。)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
関係者協議・実施準備	拠点収集開始			

## ④紙おむつのリサイクルの推進（基本施策4 資源化の推進 取組11）

### (1)現況

使用済み紙おむつは焼却処分されていますが、紙おむつの利用は高齢化の進行に伴い増え続けており、廃棄物量の削減や環境負荷の軽減といった観点からも、リサイクルシステムの構築が課題となっています。

国においては、「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」が令和2年3月に策定されており、紙おむつの再生利用を促進する方針が示されています。このガイドラインでは、使用済み紙おむつの再生利用の基本的な考え方や具体的なプロセス、関係者の役割などが明示されており、自治体や事業者による紙おむつリサイクル事業の導入を後押しする内容となっています。本市としても、国の示した方針を参考にしながら、本市の状況や他自治体の事例を踏まえ、リサイクルの導入検討を進めていく余地があります。

### (2)事業を進めるにあたっての課題

紙おむつのおい等の環境衛生上の問題を考慮しながら回収し、処理施設へ運搬する方法の検討が必要となります。また、回収及びリサイクル施設の整備・運営には多額の費用が必要となります。

### (3)今後の方針

再生処理については、再生処理施設が近隣にないことから、民間の再生処理施設を含めた情報を収集し、実施に向けた協議を進めます。収集・運搬については、環境衛生上の課題を考慮した上で拠点回収する方法について検討します。

### (4)令和12年度リサイクル目標量

約18t

### (5)ロードマップ(今後の検討状況に応じて内容を見直します。)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
情報収集・関係者協議		実施準備	試行（拠点収集）	

### 3 その他の施策

#### 基本方針1 市民と協働した4R+Renewable(リニューアブル)の推進

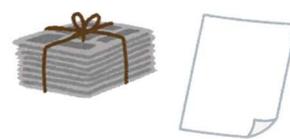
##### 基本施策 1 家庭系ごみ(紙と生ごみ)の削減

###### 取組1 市民の消費行動の見直し

- ・買い物にマイバッグを持参、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品の購入、生ごみを出さない調理など、ごみの減量化に配慮した消費行動を促進します。
- ・環境負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択し、再生品を積極的に購入するように啓発します。

###### 取組2 紙のリサイクルの推進【重点施策 継続】

- ・再利用可能な紙類について、再生利用(リサイクル)を推進します。
- ・排出量の多い「紙類」の資源化を推進するため、市のホームページやSNS、その他のメディアを使って効果的な啓発を進めます。
- ・集団回収活動を行う団体に対する奨励金の交付を継続するとともに、市内の団体に対する参加の呼びかけを積極的に行います。
- ・奨励金交付事業及び資源回収倉庫貸与事業の申請方法の簡略化並びに補助メニューの充実化を検討します。
- ・共同住宅(分譲マンションなど)における集団回収団体登録を促進します。



###### 取組3 食品ロス削減【重点施策 継続】

- ・生ごみについて、「もったいない」意識を根付かせ発生抑制(リデュース)を推進します。
- ・生ごみを減らすため、エコクッキング・エコレシピの情報発信を強化し、食材の可食部の廃棄や、まだ食べることができる食品が捨てられてしまうことを抑制します。
- ・「出前講座」や「環境学習」などを活用し、学校や地域等において、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を高める教育や普及啓発の施策を推進します。
- ・フードバンクへの食材寄付や食材提供の情報やルールを周知・啓発します。



###### 取組4 生ごみのたい肥化

- ・生ごみを減量するため、生ごみ処理機、生ごみ処理容器、堆肥化促進剤、ダンボールコンポストなどの購入費を補助する制度を継続するとともに、補助メニューの充実化についても検討します。
- ・生ごみ処理機などの補助金交付申請書をホームページ上で取得できるなど、手軽に補助金の申請ができる環境を整えます。
- ・生ごみ減量用具の普及拡大に向けて、出前講座や学習会を実施するほか、市のホームページやSNS、その他のメディアを使って制度の周知を効果的に進めることで、利用者の拡大を図ります。



## 取組5 ごみの分別徹底

- ・分別収集を実施している資源ごみ(ビン・缶、ペットボトル・白色トレイ)について、一部がもえるごみや不燃ごみ(その他のもえないごみ)に混入しているなど、分別排出が徹底されていない状況がありますので、広報や学習の場を通して更なる分別の徹底を呼び掛けていきます。

## 基本施策2 プラスチック類の資源循環

### 取組7 使い捨てプラスチックの削減

- ・プラスチックごみの削減に向けた効果的な周知・啓発を進めていきます。
- ・使い捨てプラスチック製品の利用抑制を図るため、使い捨てプラスチック容器包装での商品提供から、環境に配慮した素材でできた容器や包装での商品提供への転換について周知・啓発をさらに強化していきます。



## 基本施策3 リユースの推進

### 取組8 リユースの推進

- ・回収拠点の増設を検討し、家庭で不用になった古着・古布の資源化を推進します。
- ・春日大野城リサイクルプラザにおける、家具などの再生品の展示・販売について情報発信を行っています。
- ・市民のリユースに対する関心を高めるとともに、市内で開催される市民団体・NPO法人等が開催するフリーマーケット等の情報を、市ホームページで紹介します。
- ・リース・レンタルサービスや修理サービスの活用について情報発信と啓発を行います。
- ・フリマアプリ「ジモティー」及び「おいくら」を活用した粗大ごみ及び不用な衣服のリユースを促進する取組について啓発を強化していきます。



## 基本方針2 事業系ごみの削減

### 基本施策5 事業者に対する適切な指導

#### 取組12 事業者へのごみ減量指導・協力要請【重点施策 継続】

- ・事業所ごみの適正な分別と処理の周知・啓発をします。
- ・市内に約100か所あるごみの多量排出事業所をターゲットに、事業所ごみ減量指導員が個別に訪問指導し、ごみの減量とリサイクル推進の効果やメリットについて十分な説明を行い、ごみの減量を推進します。
- ・事業所訪問により、古紙の無料回収に関する情報について案内し、事業所ごみの減量・リサイクルを推進します。

#### 取組13 大野城市ごみ減量・リサイクル優良事業所の登録

- ・事業者のごみ減量意識の向上を図るため、ごみの発生抑制などに積極的に取り組んでいる市内の事業所を大野城市ごみ減量・リサイクル優良事業所又は推進事業所として登録・認定します。
- ・優良事業所を拡大していくとともに、事業系ごみの減量化に向けた指導を行っていきます。

#### 取組14 事業系ごみの排出実態の把握

- ・分別されないなど不適正なごみと産業廃棄物の搬入防止を主な目的として、ごみ処理施設搬入時の監視体制について施設(一部事務組合)との協力関係を維持します。
- ・事業系ごみの適正処理に向け、ごみの排出方法が不適正だと思われる事業者に対しては、ごみの排出方法やごみ減量について指導を行います。

### 基本施策6 事業所における食品ロスの削減

#### 取組15 食品ロス削減【重点施策 継続】

- ・国が定める「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の周知徹底や、業種の特性に応じた食品ロス削減対策について周知・啓発します。
- ・市内飲食店への食べきり3010運動の啓発グッズの配布や小売店を対象とした「てまえどり」や「mottECO」(モッテコ:利用者と店舗の相互理解のもとで食べ残しの持ち帰りの推奨)などの周知啓発を行っていきます。
- ・食品関連事業者には訪問調査時に、食材の使い切り、食べ切り、水切りの徹底を周知します。
- ・未利用食品の提供を行うフードバンク等の情報提供を行います。
- ・フードドライブスポットの増設について調査を行います。

## 基本方針3 ごみ減量啓発と環境教育

### 基本施策7 環境教育教材の普及

#### 取組16 出前講座の充実【重点施策 継続】

- ・月1回を目標に、地域や小学校などでの講座を積極的に開催し、環境教育と普及啓発活動の充実を図ります。
- ・ランドセルクラブなども活用し、小学生の学習の場を拡大していきます。

#### 取組17 環境教育用教材の普及

- ・小学校4年生が学校教材として利用している社会科副読本「わたしたちのくらしとごみワークブック」について、子どもたちが理解しやすく、興味が湧くように内容の充実を図ります。
- ・生ごみ減量の教材として、小学校にダンボールコンポストを無償配布します。
- ・学校の授業単元を活用した環境教育を市内全小学校で実施します。

#### 取組18 処理施設見学会の実施

- ・ごみ処理施設の見学などについて、体感を伴う効果的な学習機会と捉え、参加者数の増加に向けて情報発信の拡大を行います。

### 基本施策8 ごみ減量と分別に係る情報発信

#### 取組19 市ホームページの充実と市 SNS の活用

- ・市ホームページの中に「ごみ・リサイクルのページ」を設け、「ごみの正しい出し方」など、必要な情報をお知らせします。
- ・ごみ出しに関する情報や古紙等集団回収活動、取組成果の紹介、ごみ処理にかかる経費など、様々な情報伝達の手段として、ホームページの一層の充実を図ります。
- ・市SNSで効果的な画像などを掲載し、ごみの減量やリサイクルの意識・意欲をかき立てるような記事の投稿を行います。

#### 取組20 広報紙・パンフレットなどの充実

- ・家庭ごみの分別方法や収集日などをお知らせする「ごみの正しい出し方」を市内全世帯へ配布するとともに、外国人市民向けの「ごみの正しい出し方(概要版)」を作成します。
- ・広報紙においても、暮らしの中で実行できるごみの減量に関する情報について掲載します。
- ・各啓発媒体についてより見やすくなるよう工夫し、市民のリサイクル意識の向上を図ります。
- ・事業所ごみについては、廃棄物の区分や許可業者を載せた「事業所用ごみパンフレット」を作成し、市内事業所に配布します。
- ・事業所への必要な情報をより分かりやすく提供し、内容の充実を図ることで、事業系廃棄物の適正処理を促進します。

## 基本方針4 安定的かつ適正なごみ処理

### 基本施策9 安定的かつ適正なごみ処理体制の推進



#### 取組 21 効率的で安定的な収集・運搬体制の維持

- ・ごみの減量化を進め、適正なごみ・資源物の収集・運搬車両の配置と収集・運搬体制を継続するものとします。

#### 取組 22 ごみステーションの適正管理【追加】

- ・ごみステーションの美化を図るため、ごみ出しルールの周知徹底を行い、管理する自治会等と協力して、ごみステーションの適正な維持に努めます。

#### 取組 23 多量ごみの適切な搬入と周知【追加】

- ・引っ越しや家の整理に伴い、一時的に多量のごみが発生する場合は、通常のごみ出しでは収集できないため、処理施設への直接搬入及び収集・運搬業者による臨時収集を指導します。
- ・広報紙や市ホームページを活用して周知を徹底し、市民の協力を促します。

#### 取組 24 高齢者等不燃ごみ戸別収集事業【追加】

- ・要介護認定を受けているなどの事情により、不燃ごみ・資源ごみをステーションまで搬出することが困難であることが想定され、かつ、親族等からの協力を得られない方に対し、不燃ごみの搬出の支援及び安否確認を行うことにより、福祉の増進を図っていきます。
- ・高齢者以外の世帯についても、区未加入世帯が区の指定する不燃ごみステーションへごみを出すことに対して不快感を抱く住民が増加している状況や、ごみステーションの管理が特定の方に集中し、ステーションの運営が難しくなりつつあるという状況を踏まえ、今後、不燃ごみの戸別収集対象の拡充について検討します。

#### 取組 25 施設における適正な処理

(可燃ごみ)

- ・福岡都市圏南部工場(クリーン・エネ・パーク南部)において、焼却処理を行います。

(不燃ごみ・資源ごみ)

- ・春日大野城リサイクルプラザにおいて、破碎・選別を行い、資源物の回収を行います。

(せん定枝・廃木材)

- ・大野城環境処理センターに持ち込まれたせん定枝や廃木材は、建築資材への再利用やバイオマス燃料に利用できるようにチップ化し、リサイクルを促進します。

#### 取組 26 既存施設の適正な維持管理

- ・ごみの適正処理を安心・安全に継続していくために、既存施設の運営、維持管理を行っている一部事務組合及び民間業者との連携を図っています。

## 取組 27 最終処分場の適正管理

- ・最終処分場は、埋立開始から用途廃止されるまでの間、廃棄物処理法に基づく維持管理が必要となります。
- ・今後も引き続き、法に基づく適正な維持管理を行い、周辺地域の環境保全に努めるとともに、浸出水処理施設の安定的な運用を図ります。

## 取組 28 災害廃棄物対策

- ・地震や風水害などの災害時において、早期に都市機能や市民生活の回復を進めることができるように、災害廃棄物処理計画を策定しています。
- ・災害時は災害廃棄物処理計画等に基づき、県の廃棄物対策部署や D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)など関係機関との連携を図りながら適正に処理を行います。
- ・災害は広域に及ぶことも想定されるため、福岡県、福岡市及び福岡都市圏筑紫地域(本市、春日市、筑紫野市、太宰府市及び那珂川市)における協力体制を確立していきます。
- ・県内市町村、筑紫地区各市、廃棄物処理・収集・運搬団体等との協定のほかに、必要に応じて新たな協定締結について検討します。



## 取組 29 感染症発生時の処理体制

- ・一般廃棄物の収集・運搬は、市民の生活環境を維持するために必要不可欠な業務であり、災害時や新型コロナウイルスをはじめとする感染症が流行した場合においても、安全かつ安定的、適正に実施を継続する必要があります。
- ・本市では、有事に備え、事前に市内のごみ収集・運搬委託・許可業者と協議を整え、事業継続・協力体制を維持していきます。
- ・市の収集・運搬委託・許可業者とは、定期的(毎月)に協議を行うこととしており、必要に応じて体制の見直しを図り、いつ起こるか分からない万が一の事態にも備えることとしています。

## 基本施策 10 不法投棄の抑止

### 取組 30 不法投棄防止対策の徹底

- ・ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄が多い箇所の重点的な調査パトロールや土地所有者の協力の上での監視カメラの設置の検討など、監視体制の強化を図ります。
- ・市有林管理員の定期パトロールによる山間部の不法投棄の監視を行います。
- ・不法投棄を発見した場合は、県や警察など、関係機関と連携し、原因者の究明・原状回復の指導を行います。
- ・関係団体等と連携し、不法投棄ができない環境づくりを検討します。



### 取組 31 在宅医療廃棄物対策

- ・在宅医療廃棄物に関しては、適正に分別するよう啓発し、処理方法についても検討します。
- ・受け入れをしていない注射針などの処理については、医療機関への持ち込みを指導し、適正に分別するよう啓発を行います。
- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染性廃棄物の処理について周知を徹底します。



### 取組 32 不適正処理の防止

- ・野焼きによるごみの焼却(農業を営む上で出た稲わらを燃やす行為など一部を除く)などについては、良好な生活環境の悪化や環境へ大きな負荷を与えてしまうため、啓発活動の実施により市民・事業者の意識改革を図り、不適正処理の防止に努めます。

## 第3節 目標達成時の目標推計

### 1 目標値の設定

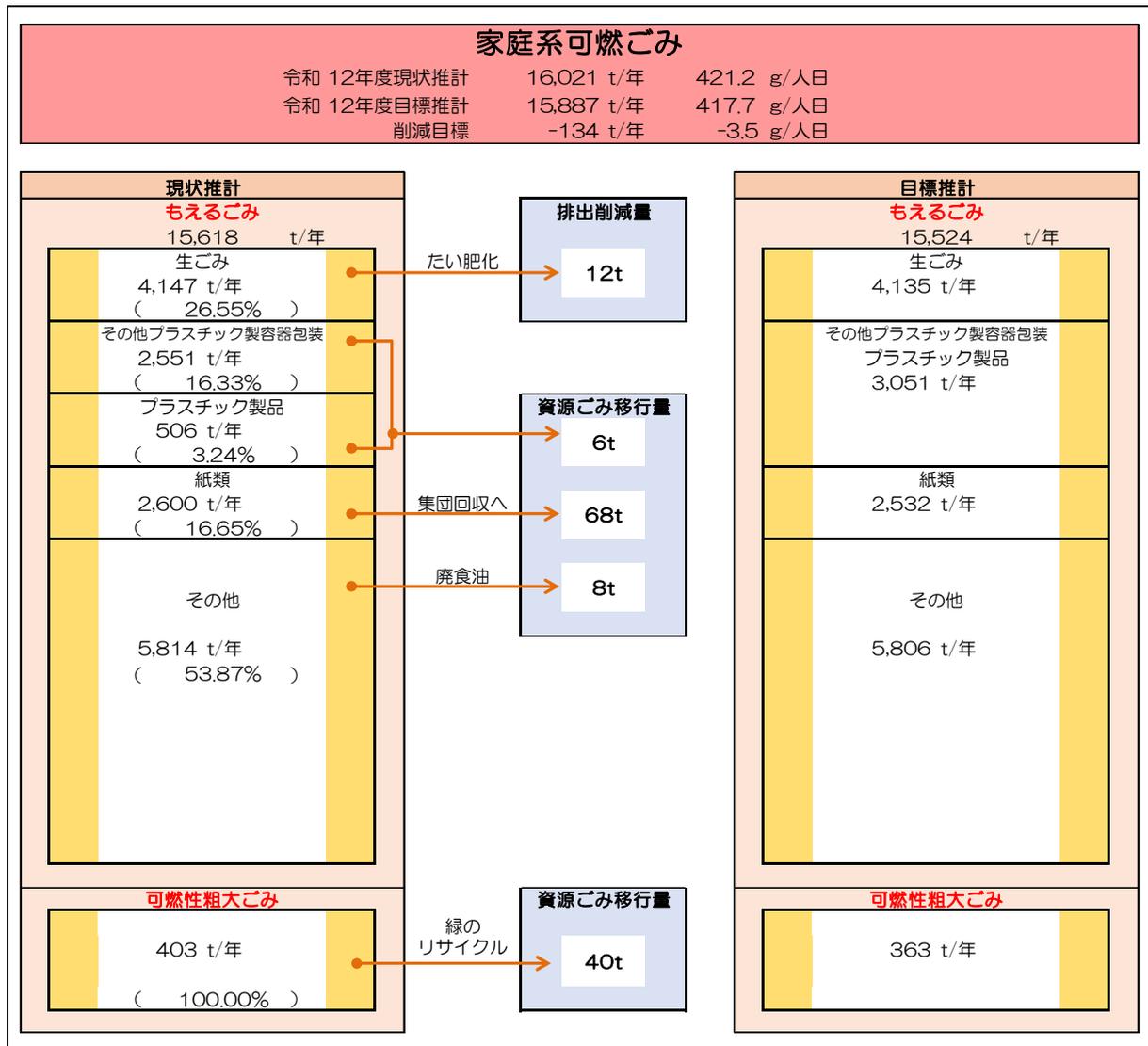
本計画の目標年度(令和12年度)における数値目標は、次のとおりとします。

本計画では、大野城市環境基本計画の指標でもある可燃ごみの排出量を排出削減目標の指標とします。なお、第2章第9節「2.既定計画目標等」の【見直しの方針】で述べたとおり、目標3、4については現状に則した目標値としています。

排出削減目標を達成した時のリサイクル率は、20.1%となります。

目標1	可燃ごみ排出量	22,416 t/年
目標2	1日当たりの可燃ごみ排出量	61.41 t/日
目標3	1人1日当たりの家庭系可燃ごみ排出量	417.7 g/人日
目標4	1日当たりの事業系可燃ごみ排出量	17.89 t/日
目標5	リサイクル率	20%以上

◆図表4-3 家庭系ごみ削減イメージ



## ◆ごみ削減の取組と目標及び効果の試算

### 家庭系ごみ

#### ○プラスチックの削減・資源化

ワンウェイプラスチック製品を受け取らない、又は購入しないことを心掛けるとともに、マイボトルを携帯する習慣や詰め替え容器製品の利用、プラスチックに代わる環境配慮型材料を使用した製品の選択を推奨し、これらの取組について幅広く周知・啓発する。

あわせて、以下のとおり市が率先してプラスチックの拠点回収を実施し、回収したプラスチックを資源化する取組を推進する。このような活動を通じて、プラスチックの削減・資源化の流れを加速させ、地域社会全体で環境負荷の軽減を目指す。

#### プラスチックの拠点回収による資源化

市内に4地点で拠点回収し資源化する。

他事例より1拠点につき1.4t/年と設定

4地点×1.4t/年≒**6t**

#### ○食品ロス・生ごみの削減

出前講座やフードバンクの活動を通じて、「もったいない」意識を普及させ、食材の可食部の廃棄や、まだ食べられる食品が捨てられる事態を抑制するための啓発活動に努める。

また、生ごみ処理機、ダンボールコンポストなどの購入費補助制度を継続するとともに、補助対象メニューの充実化や電子申請手続きの導入、生ごみリサイクル講座の内容の充実化を検討し、申請しやすい環境を整えることで補助受付件数の増加を図る。このような取組により、食品ロスや生ごみの削減を目指す。本取組の具体的な削減目標量として、以下の例を挙げる。

生ごみ処理機新規補助見込件数（R7～R11年度 ※1）

60件/年（※2）×5年×7割（※3）=210件（世帯）

210世帯×2.18人/世帯≒457人

457人×109g（※4）×365日×7割（※5）≒**12t**

※1 R12年度補助件数は減量効果発現前と見込まれるため減量算定に含めない

※2 補助実績より60件/年と試算

※3 補助実績より申請者のうち7割程度が新規補助世帯であると試算

※4 R12現状推計1人1日当たりの家庭系生ごみの排出量

※5 生ごみに含まれる水分量

#### ○廃食用油の資源化

全国で廃食用油の資源化を行っている自治体の資源化量から1人1日当たりの値を換算し、大野城市の人口から令和12年度の廃食用油量を算出する。

（令和5年度一般廃棄物実態調査票）

[https://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/r5/data/shori/total/O1.xlsx](https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r5/data/shori/total/O1.xlsx)

廃食用油の資源化量合計：4,103t

廃食用油の資源化を行っている435自治体の人口合計：50,021,721人

1人1日当たりの廃食用油の平均値：4,103t÷50,021,721人÷366日≒0.2g/人日

令和12年度の人口：104,214人

令和12年度の廃食用油の量：104,214人×0.2g/人日×365日≒**8t**

### ○紙類のリサイクル

もえるごみに混入している資源化できる紙類について分別の徹底を周知・啓発する。あわせて、古紙等の集団回収活動を行う団体に対する奨励金の交付を継続するとともに、奨励金交付事業及び資源回収倉庫貸与事業の申請方法の簡略化並びに補助メニューの充実化を図ることで資源化を推進する。本取組の具体的な削減目標量として、以下の例を挙げる。

市内全世帯（1世帯平均 2.18 人）で1日当たりの1枚のOA用紙（4g程度）を分別徹底する。

集団回収として資源化する1人1日当たりの量： $4\text{g}/2.18\text{人} \div 1.8\text{g}$

年間量  $1.8\text{g} \times 104,214\text{人} \times 365\text{日} \div 68\text{t}$

### ○可燃性粗大ごみの緑のリサイクル

可燃性粗大ごみのうち木製家具等を緑のリサイクルセンターへ搬入

試行結果より搬入可能量を設定

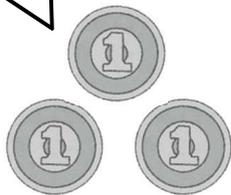
令和12年度：40t

家庭系可燃ごみの削減効果：134t（3.5g/人日）

※端数処理のため若干の誤差が生じる。

### 家庭系削減目標の 3.5gってどのくらいの重さ？

1円玉 3枚



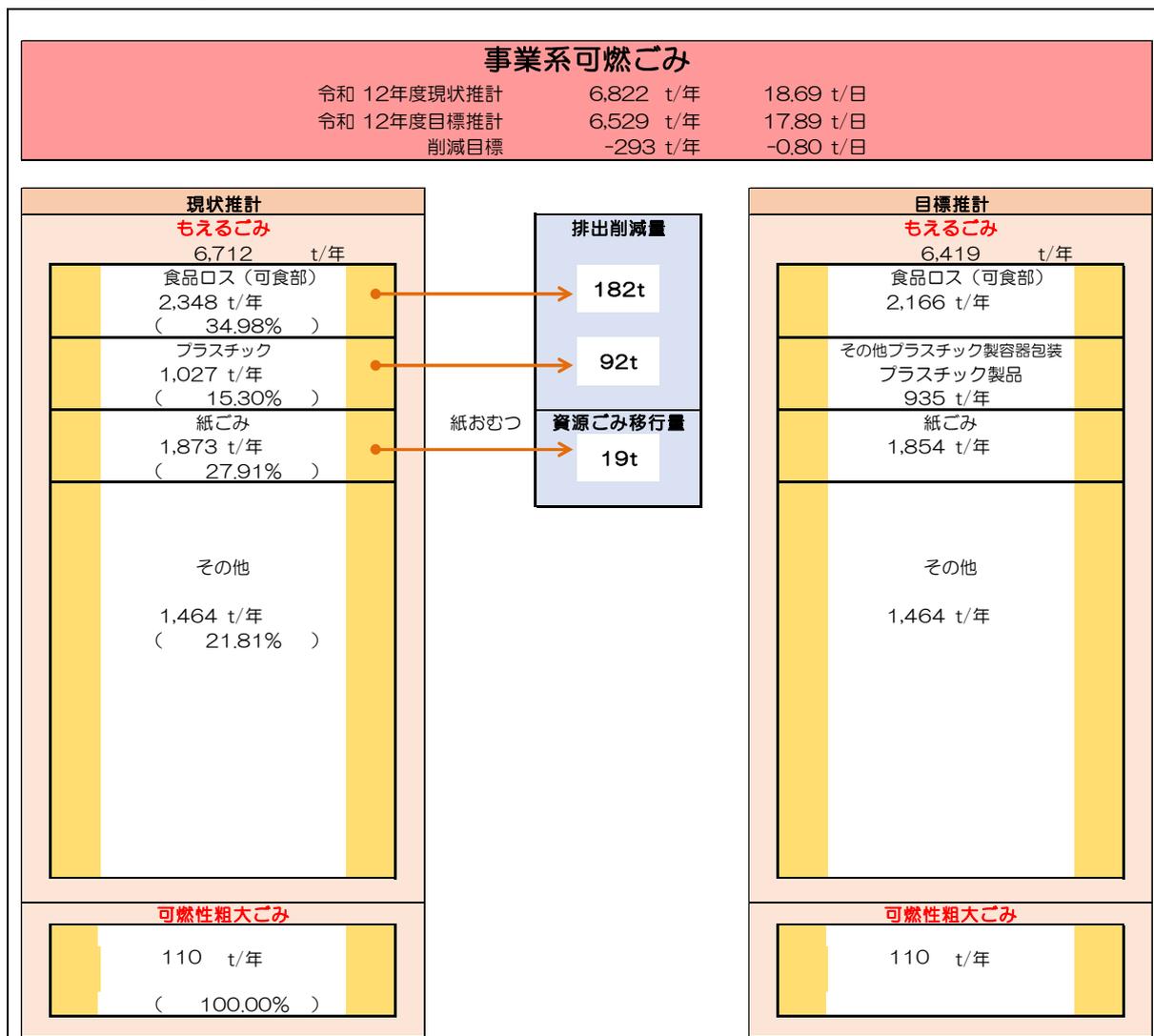
角砂糖 1個



ハガキ 1枚



◆図表4-4 事業系ごみ削減イメージ



注) 紙おむつの資源化量(19t)は市立3保育所で発生する量を試算しているため、事業系可燃ごみの資源化量として記載します。

## 事業系ごみ

本市の事業系ごみの排出量については、コロナ禍の影響で一時的に減少したものの、新たな事業所の開設が増加しており、近年増加傾向にある。この傾向は今後も継続すると見込まれる。

また、事業系ごみの排出については、法律による規制の整備を国が担っていることに加え、本社の経営方針が広域的に影響するため、その削減には国及び県との連携が不可欠となる。

このことを踏まえて、実現可能な目標設定とするため、以下のとおり国が掲げる目標値設定と足並みをそろえるとともに、令和6年度実績並の排出量を目標値として設定する。主に事業所に対する減量指導を国の施策等と連携し強化して実施することで、現状推計に対し5%以上削減を目指す。

### ○プラスチックの削減

「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）のマイルストーンでは、2030（令和12）年までに、ワンウェイのプラスチックを、これまでの努力も含め累積で25%排出抑制することを目指している。大野城市環境基本計画では、2013（平成25）年度に事業系もえるごみ中に1,247t含まれると試算している。平成25年度のもえるごみ中のプラスチック量を基準として令和12年度に25%削減することを目指す。

平成25年度 1,247t から 25%削減： $1,247t \times 25\% \div 312t$

令和12年度目標のもえるごみ中のプラスチック量： $1,247 - 312 = 935t$

現状推計のもえるごみ中のプラスチック量：1,027t

令和12年度の現状推計からの削減量： $1,027t - 935t = \underline{92t}$

### ○食品ロスの削減

事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和7年3月）において、2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに食品ロスを60%削減させる（219万t）という目標を設定している。令和5年度の事業系食品ロスは231万tのため、本計画期間の5年間で約3.7%削減となり、本市においても同様の削減目標を目指す。

令和8～12年度 3.7%削減： $2,250t（※1） \times 3.7\% = 83t$

令和12年度目標のもえるごみ中の食品ロス量： $2,250t - 83t = 2,166t$

令和12年度現状推計のもえるごみ中の食品ロス量：2,348t（※2）

令和12年度の現状推計からの削減量： $2,348t - 2,166t = \underline{182t}$

※1 令和7年度事業系もえるごみ量（現状推計値）6,431t × もえるごみ中の食品ロスの割合 34.98%  $\div 2,250t$

※2 令和12年度事業系もえるごみ量（現状推計値）6,712t × もえるごみ中の食品ロスの割合 34.98%  $\div 2,348t$

### ○紙おむつの資源化

市立保育所での回収を想定し、園児の人数等から回収量を試算する。

園児数（令和7年5月1日時点）：235人

1日のおむつの数：661個（年齢別園児数 × 年齢別平均使用個数の合計）

1日のおむつの重量：75kg/日（年齢別1日当たりの使用個数 × 年齢別平均重量の合計）

年間回収量： $75kg/日 \times 250日（年間開園日） \div \underline{19t}$

**事業系可燃ごみの排出削減効果：293t/年（0.80t/日）**

※端数処理のため若干の誤差が生じる。

## 2 目標達成時の目標推計

目標達成したごみ排出量の将来見込みは、図表4-5に示すとおりです。

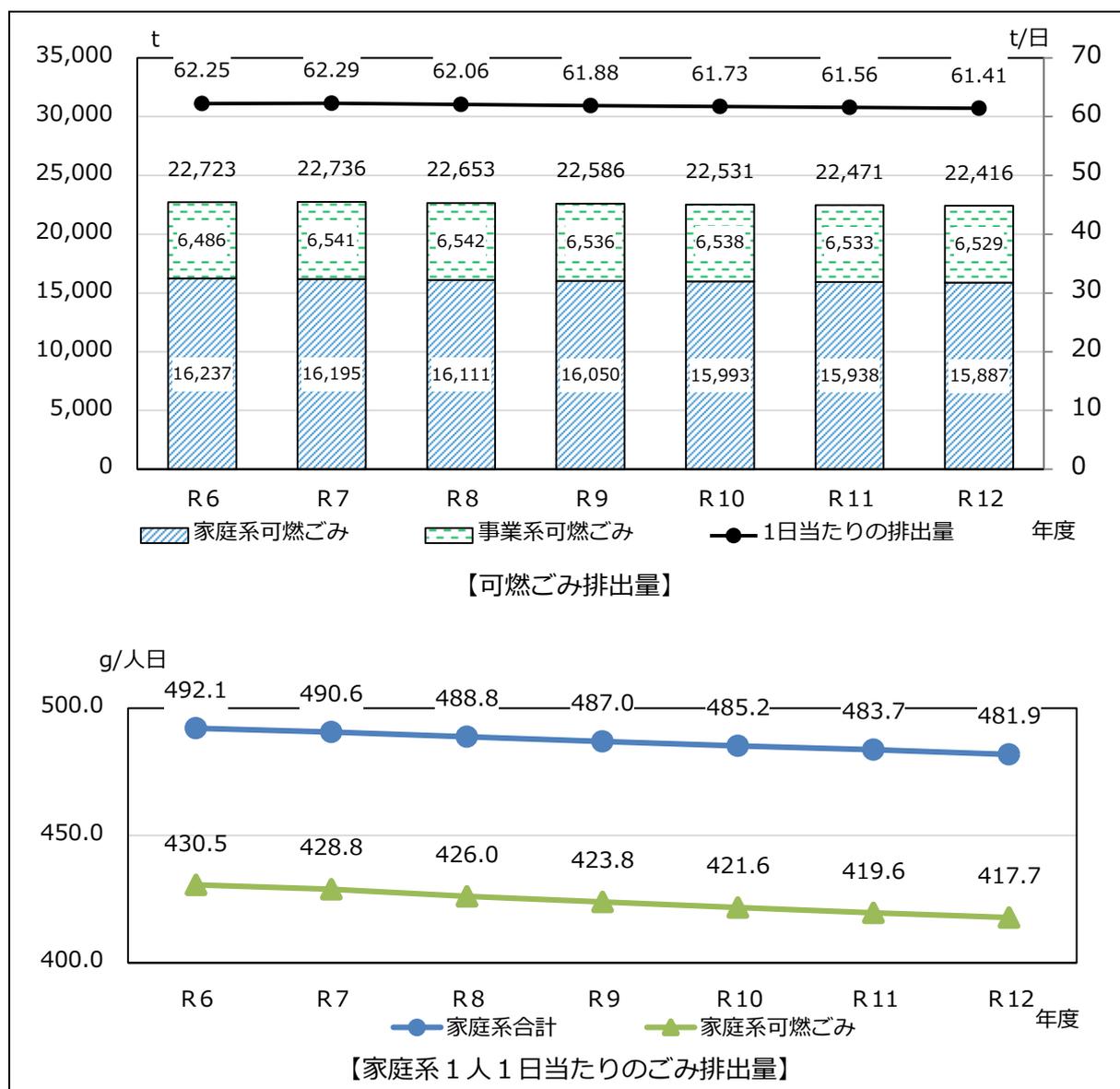
◆図表4-5 目標達成時のごみ排出量等の将来見込み（目標推計）

区 分		単位	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
人口（10月1日）		人	103,325	103,473	103,621	103,769	103,917	104,065	104,214	
家 庭 系	可燃ごみ	もえるごみ	t	15,861	15,810	15,748	15,686	15,628	15,572	15,524
		可燃性粗大	t	376	385	363	364	365	366	363
		合計	t	16,237	16,195	16,111	16,050	15,993	15,938	15,887
		1人1日当たりの排出量	g/人日	430.5	428.8	426.0	423.8	421.6	419.6	417.7
	不燃ごみ・ 資源ごみ	合計	t	1,422	1,425	1,422	1,424	1,419	1,418	1,416
		1人1日当たりの排出量	g/人日	37.7	37.7	37.6	37.6	37.4	37.3	37.2
	廃木材	合計	t	899	910	954	969	985	1,002	1,014
		1人1日当たりの排出量	g/人日	23.8	24.1	25.2	25.6	26.0	26.4	26.7
	プラス チック	合計	t	0	0	0	0	0	5	6
		1人1日当たりの排出量	g/人日	0	0	0	0	0	0.1	0.2
	廃食用油	合計	t	0	0	0	4	8	8	8
		1人1日当たりの排出量	g/人日	0	0	0	0.1	0.2	0.2	0.2
	合計	合計	t	18,558	18,530	18,487	18,447	18,405	18,371	18,331
		1人1日当たりの排出量	g/人日	492.1	490.6	488.8	487	485.2	483.7	481.9
事 業 系	可燃ごみ	もえるごみ	t	6,378	6,431	6,432	6,426	6,428	6,423	6,419
		可燃性粗大	t	108	110	110	110	110	110	110
		合計	t	6,486	6,541	6,542	6,536	6,538	6,533	6,529
		1日当たりの排出量	t/日	17.77	17.92	17.92	17.91	17.91	17.90	17.89
	不燃ごみ・ 資源ごみ	合計	t	182	183	183	183	183	175	175
		1日当たりの排出量	t/日	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.48	0.48
	廃木材	合計	t	1,517	1,606	1,632	1,657	1,679	1,697	1,716
		1日当たりの排出量	t/日	4.16	4.40	4.47	4.54	4.60	4.65	4.70
	紙おむつ	合計	t	0	0	4	8	11	15	19
		1日当たりの排出量	g/人日	0	0	4.17	4.17	4.17	4.17	4.17
	合計	合計	t	8,185	8,330	8,361	8,384	8,411	8,420	8,439
		1日当たりの排出量	t/日	22.42	22.82	22.91	22.97	23.04	23.07	23.12
家庭系+事業系合計		t	26,743	26,860	26,848	26,831	26,816	26,791	26,770	

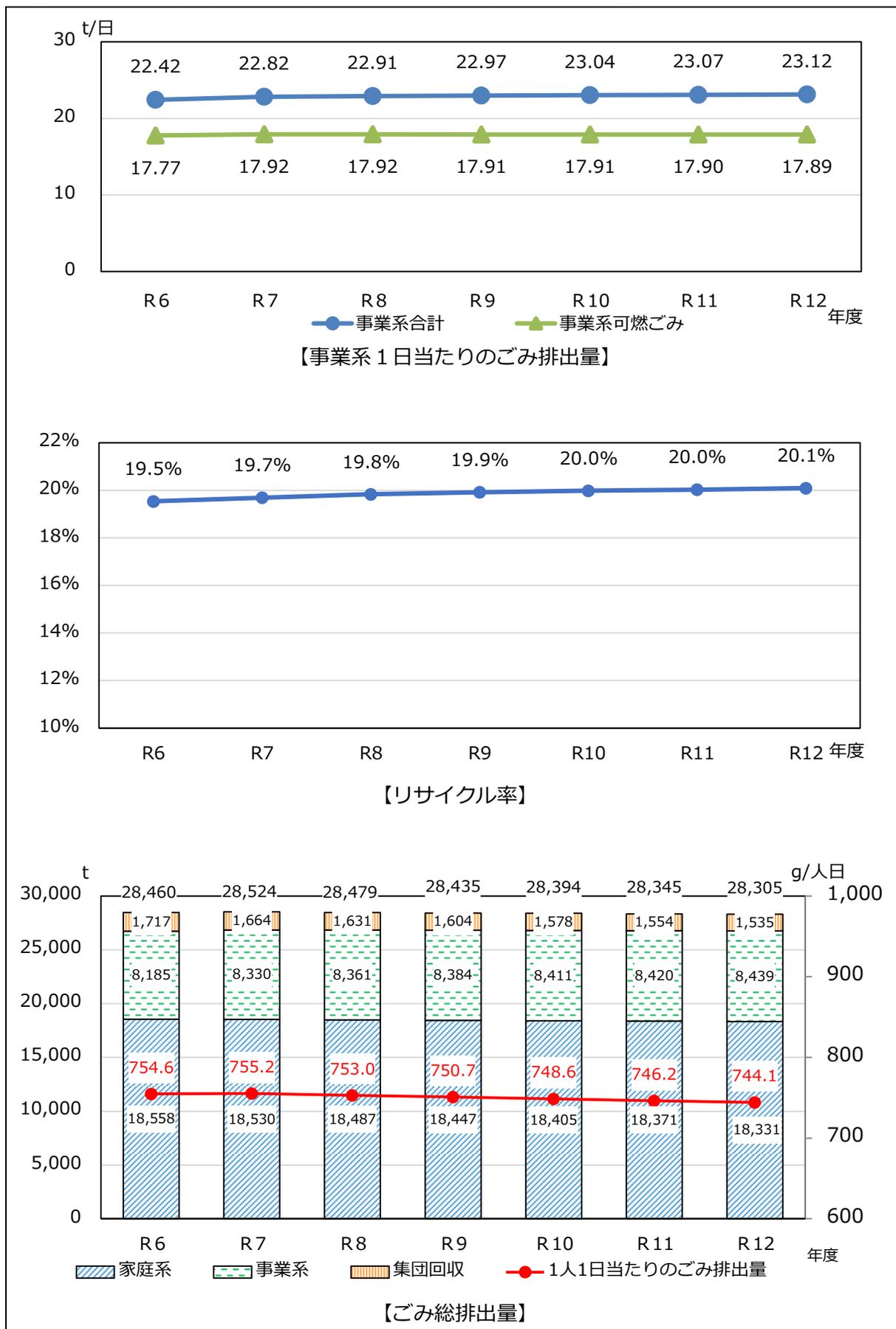
◆図表4-5 目標達成時のごみ排出量等の将来見込み（目標推計）（2）

区 分	単位	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
可燃ごみ	t	22,723	22,736	22,653	22,586	22,531	22,471	22,416
	t/日	62.25	62.29	62.06	61.88	61.73	61.56	61.41
不燃ごみ・資源ごみ	t	1,604	1,608	1,605	1,607	1,602	1,593	1,591
廃木材	t	2,416	2,516	2,586	2,626	2,664	2,699	2,730
プラスチック	t	0	0	0	0	0	5	6
廃食用油	t	0	0	0	4	8	8	8
紙おむつ	t	0	0	4	8	11	15	19
排出量合計	t	26,743	26,860	26,848	26,831	26,816	26,791	26,770
集団回収	t	1,717	1,664	1,631	1,604	1,578	1,554	1,535
総排出量	t	28,460	28,524	28,479	28,435	28,394	28,345	28,305
1人1日当たりの排出量	g/人日	754.6	755.2	753.0	750.7	748.6	746.2	744.1
リサイクル率	%	19.5	19.7	19.8	19.9	20.0	20.0	20.1

注) 端数処理のため若干の誤差が生じる。



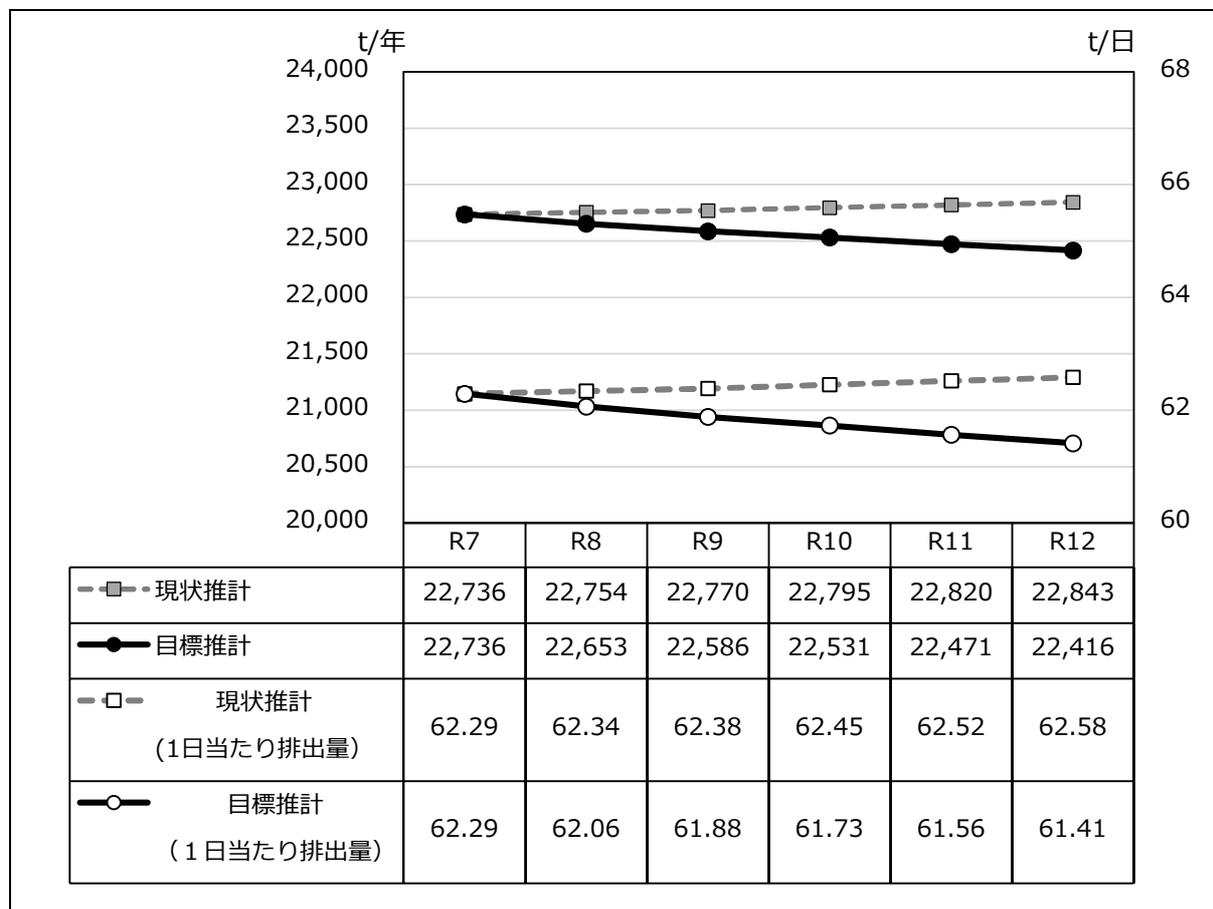
◆図表4-5 目標達成時のごみ排出量等の将来見込み（目標推計）（3）



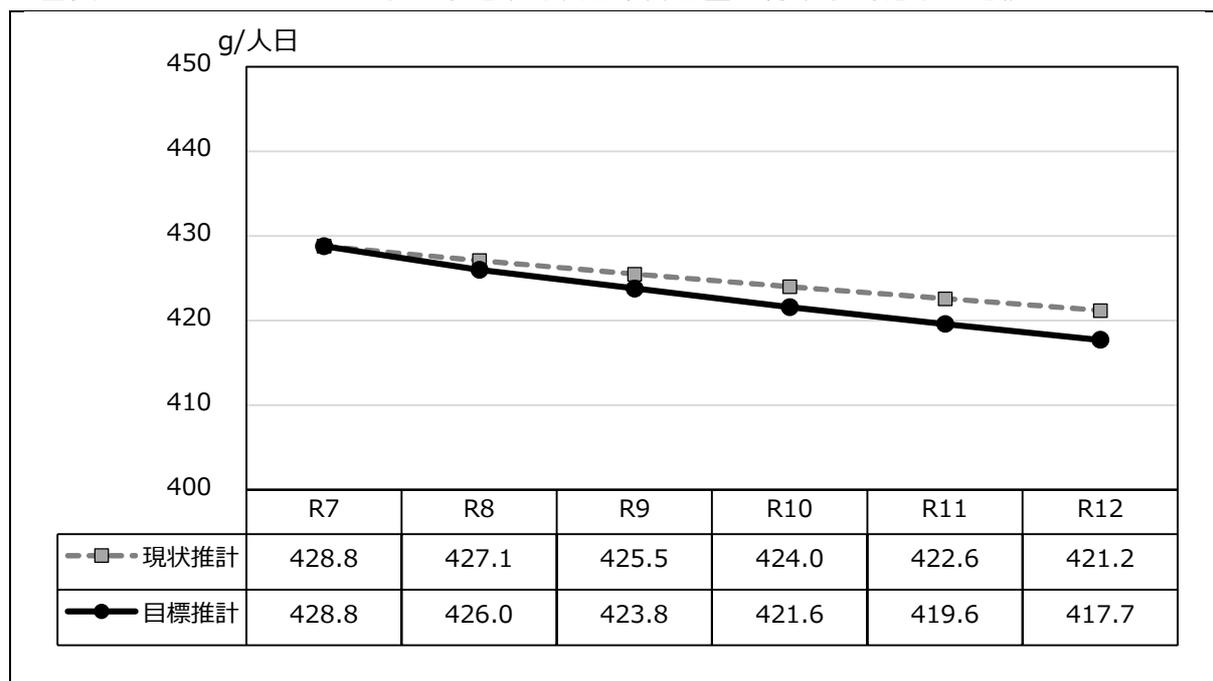
## 第4節 ごみ排出量の将来予測結果

現状推計と設定した目標を達成した場合の、各年度の数值は次のとおりになります。

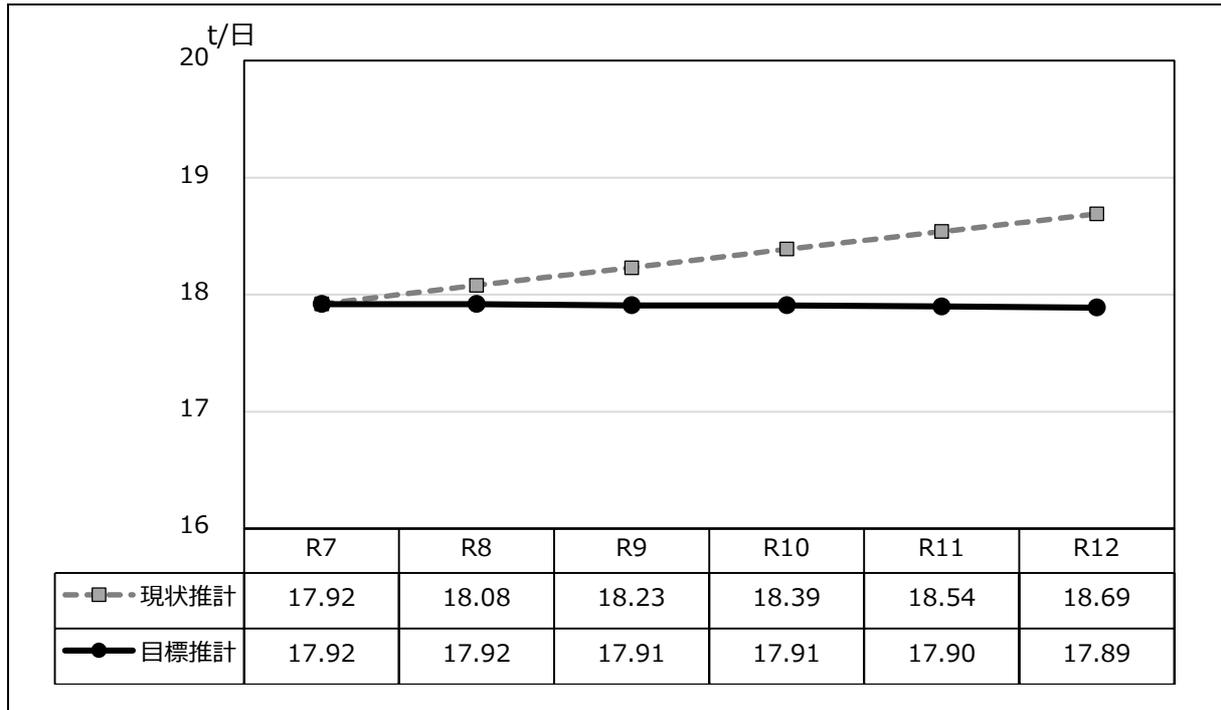
◆図表4-6 可燃ごみ排出量の将来予測結果の比較



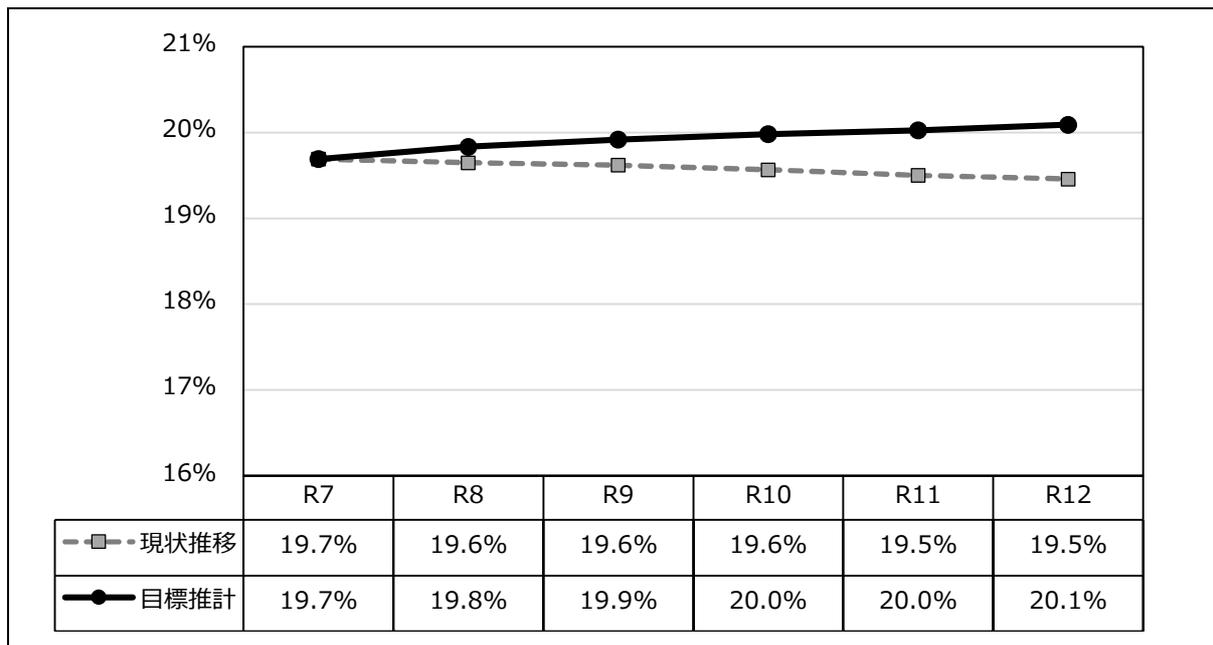
◆図表4-7 1人1日当たりの家庭系可燃ごみ排出量の将来予測結果の比較



◆図表4-8 1日当たりの事業系可燃ごみ排出量の将来予測結果の比較



◆図表4-9 リサイクル率の将来予測結果の比較



## 第5節 ごみ処理計画

### 1 処理主体

本市から排出されたごみの処理主体をごみの区分ごとに、排出から処理・処分に至るまでの工程等に分類し、図表4-10に示すとおりまとめました。

#### 【排出段階】

ごみの排出段階の主体は、「市民」及び「事業者」です。

主体となる「市民」及び「事業者」は排出するごみの減量化及び資源化に積極的に取り組まなければなりません。本市は「市民」及び「事業者」の取組に対して必要な啓発等を行う役割を担っています。

#### 【収集・運搬段階】

家庭系ごみの収集・運搬は、「市」及び「委託業者」が主体となります。事業所からのごみの収集・運搬は、事業者自らの責任により行うものとし、事業者自らが処理施設へ搬入するか、「許可業者」が主体となります。また、施設へ直接ごみを搬入する場合は「市民」及び「事業者」が収集・運搬の主体となります。

「市」は、収集・運搬にあたっては効率的な収集・運搬体制の維持に努める役割を担っています。

#### 【処理・処分段階】

ごみの処理・処分段階の主体は、「市」と「福岡都市圏南部環境事業組合」、「春日大野城衛生施設組合」及び「大野城太宰府環境施設組合」であり、施設等において適正な処理・処分及び施設の適正な維持管理に努める役割を担っています。

また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造者責任又は排出者責任において処理・処分を行うものとします。

▼図表4-10 ごみ処理主体

排出者	ごみ区分	排出	収集・運搬	中間処理	最終処分
市民	可燃ごみ	市民	大野城市 (委託業者)	福岡都市圏南部 環境事業組合	福岡都市圏南部 環境事業組合
	不燃ごみ・ 資源ごみ			春日大野城衛生 施設組合	春日大野城衛生 施設組合
	廃木材			大野城太宰府 環境施設組合	-
事業者	可燃ごみ	事業者	事業者 (許可業者)	福岡都市圏南部 環境事業組合	福岡都市圏南部 環境事業組合
	不燃ごみ・ 資源ごみ			春日大野城衛生 施設組合	春日大野城衛生 施設組合
	廃木材			大野城太宰府 環境施設組合	-

## 2 収集・運搬計画

### (1) 収集・運搬に関する基本方針

計画収集区域は、市内全域とします。

家庭から排出されるもえるごみの収集・運搬は戸別方式、不燃ごみ・資源ごみの収集・運搬はステーション方式を継続します。また、事業系ごみの収集・運搬は、事業者自らが処理施設に搬入するか、本市の収集・運搬業の許可業者によるものとします。

◆図表4-11 収集・運搬体制

区分		収集方式	収集回数	収集時間	収集主体	
家庭系 ごみ	もえるごみ	各戸	2回/週	夜間	大野城市 (委託業者)	
	不燃 ごみ	その他のもえない ごみ	ステーション	1回/月		夜間
	資源 ごみ	ビン・缶	ステーション	2回/月		夜間
		ペットボトル・ 白色トレイ	ステーション	2回/月		夜間
	粗大ごみ	各戸	1回/月	夜間		
	有害ごみ	拠点回収	1回/週	日中		
	臨時収集(多量排出や定期 収集日以外の収集など)	各戸	随時	随時	大野城市 (許可業者)	
事業系ごみ		個別	随時	夜間	大野城市 (許可業者)	

### (2) 収集・運搬量

家庭系ごみの収集・運搬は、委託で行います。ごみ排出削減目標の達成によりごみ排出量は削減され、令和12年度において約16,100t/年となる見込みです。

▼図表4-12 収集・運搬量

ごみ種	年度	単位	実績	将来
			R6	R12
可燃ごみ		t	15,361	15,030
不燃ごみ・資源ごみ		t	1,059	1,055
廃木材		t	12	14
合計		t	16,432	16,098

### 3 中間処理計画

#### (1) 中間処理に関する基本方針

ごみの排出削減・資源化を推進した上で、現状の処理方法を継続していきます。

安全で安定したごみ処理が継続できるよう、適正な維持管理を行うものとします。

なお、プラスチック、廃食用油、紙おむつの中間処理については、民間プラントの活用を検討します。

▼図表4-13 中間処理体制

区分		中間処理施設	管理主体
もえるごみ		福岡都市圏南部工場 (クリーン・エネ・パーク南部)	福岡都市圏南部環境事業組合
不燃 ごみ	その他のもえない ごみ	春日大野城リサイクルプラザ	春日大野城衛生施設組合
資源 ごみ	ビン・缶 ペットボトル・ 白色トレイ		
粗大 ごみ	可燃性粗大ごみ	福岡都市圏南部工場 (クリーン・エネ・パーク南部)	福岡都市圏南部環境事業組合
	不燃性粗大ごみ	春日大野城リサイクルプラザ	春日大野城衛生施設組合
有害ごみ			

#### (2) 中間処理量

中間処理量は、ごみ発生・排出削減目標の達成により減少し、年間排出量は令和12年度において約26,800t/年となる見込みです。

▼図表4-14 中間処理量

ごみ種	年度	単位	実績	将来
			R6	R12
可燃ごみ		t	22,723	22,416
不燃ごみ・資源ごみ		t	1,604	1,591
廃木材		t	2,416	2,730
プラスチック		t	0	6
廃食用油		t	0	8
紙おむつ		t	0	19
合計		t	26,743	26,770

## 4 最終処分計画

### (1) 最終処分に関する基本方針

一般廃棄物最終処分場は、ごみの削減やリサイクルを促進することで、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化に努めます。現有最終処分場周辺の環境保全に努め、最終処分場に対する信頼性を確保していきます。

▼図表4-15 最終処分体制

区分	処理施設	管理主体
焼却残さ	福岡都市圏南部最終処分場	福岡都市圏南部環境事業組合
不燃残さ	春日大野城一般廃棄物最終処分場	春日大野城衛生施設組合

### (2) 最終処分量

最終処分量は、令和12年度に約2,900t/年となる見込みです。

▼図表4-16 最終処分量

ごみ種	年度	単位	実績	将来
			R6	R12
焼却残さ		t	2,500	2,466
不燃残さ		t	366	384
合計		t	2,866	2,850

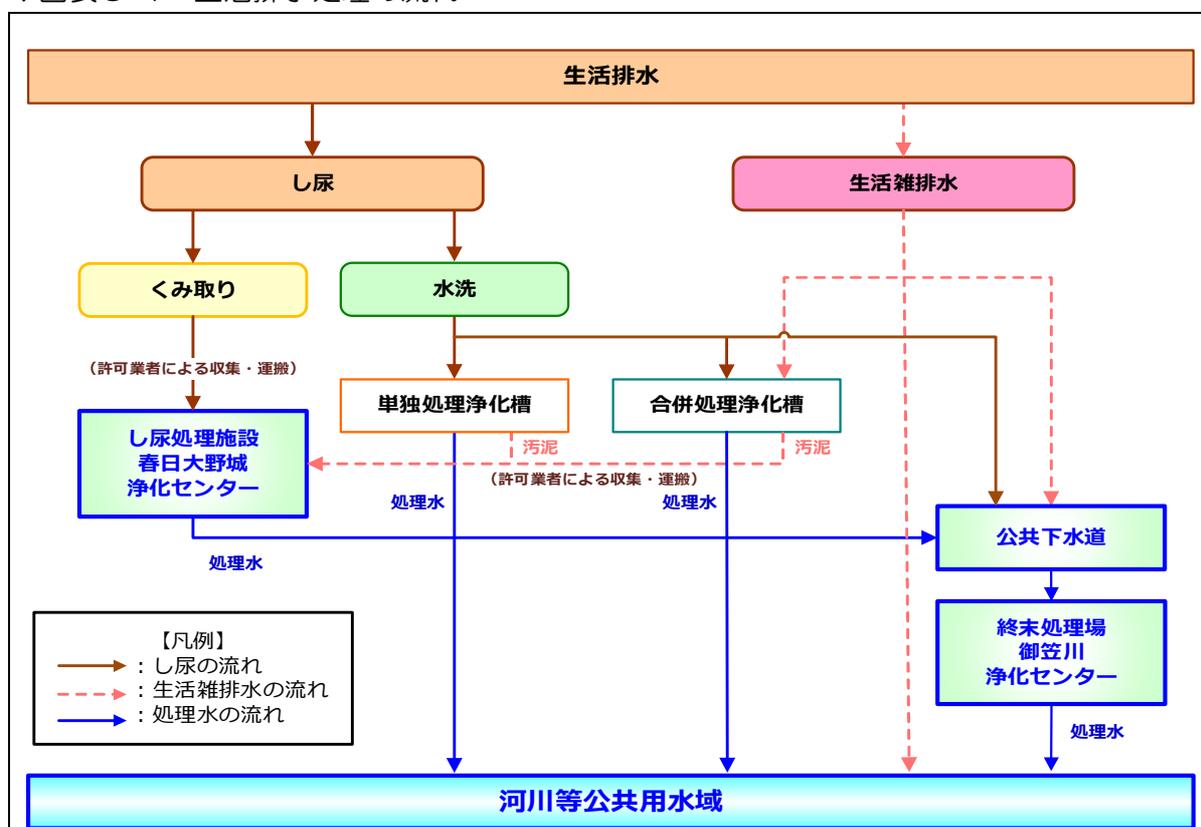
# 第5章 生活排水処理の現状と課題

## 第1節 生活排水処理の流れ

生活排水の処理については、「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省策定)に基づき、一般廃棄物処理基本計画の中に記載することが定められています。本市における生活排水処理は、「公共下水道」、「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽」及び「し尿処理施設」で行われています。

くみ取りし尿並びに単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、し尿処理施設(春日大野城浄化センター)に搬入され、汚泥処理、脱臭処理が行われ、水質の安定性及び安全性を確保しながら、公共下水道に排出されます。その後、終末処理場(御笠川浄化センター)で浄化され、最終的に河川などに放流されます。

◆図表5-1 生活排水処理の流れ



生活排水	: し尿と日常生活を行う家庭で発生する風呂、洗濯、台所などからの排水。
し尿	: 人体から排泄されるふん尿
くみ取り	: タンクに溜められたし尿をくみ取りにより回収するタイプの便所
水洗	: 便器に水道管を接続して流水により便器内のし尿を洗浄するタイプの便所
し尿処理施設	: し尿及び浄化槽等汚泥などを処理し、公共下水道へ放流するための施設のこと
単独処理浄化槽	: し尿(水洗便所排水)のみを処理対象とする浄化槽
汚泥	: 下水処理場などで発生する泥状の物質の総称
生活雑排水	: 生活排水のうち、し尿を除くもの
合併処理浄化槽	: し尿(水洗便所排水)と合わせて、生活雑排水を処理対象とする浄化槽
終末処理場	: 公共下水道の汚水を浄化し、河川、湖沼又は海へ放流する施設のこと

## 第2節 処理施設の概要

### 1 下水道

本市の下水道は、御笠川那珂川流域関連公共下水道として、市街化区域と周辺集落の市街化調整区域を対象に整備が進められており、終末処理場である「御笠川浄化センター」は、福岡市博多区に位置しています。

◆図表5-2 下水道終末処理場の概要

施設名称	御笠川浄化センター
所在地	福岡市博多区那珂 4-5-1
供用開始	昭和50年5月
処理面積	9,701ha
処理方式	嫌気無酸素好気法+凝集剤添加+急速ろ過
計画汚水量	267,400 m <sup>3</sup> /日
所管	福岡県

### 2 し尿処理施設

市内で収集されたし尿と浄化槽等汚泥は、春日市に位置する一部事務組合(春日大野城衛生施設組合)が管理するし尿処理施設「春日大野城浄化センター」に搬入し、処理を行っています。

◆図表5-3 し尿処理施設の概要

施設名称	春日大野城浄化センター
所在地	春日市春日公園 6-2
供用開始	平成8年4月
敷地面積	2,740 m <sup>2</sup>
処理方式	前処理を行った後に下水道放流処理
処理能力	50kL/日
放流先	公共下水道放流

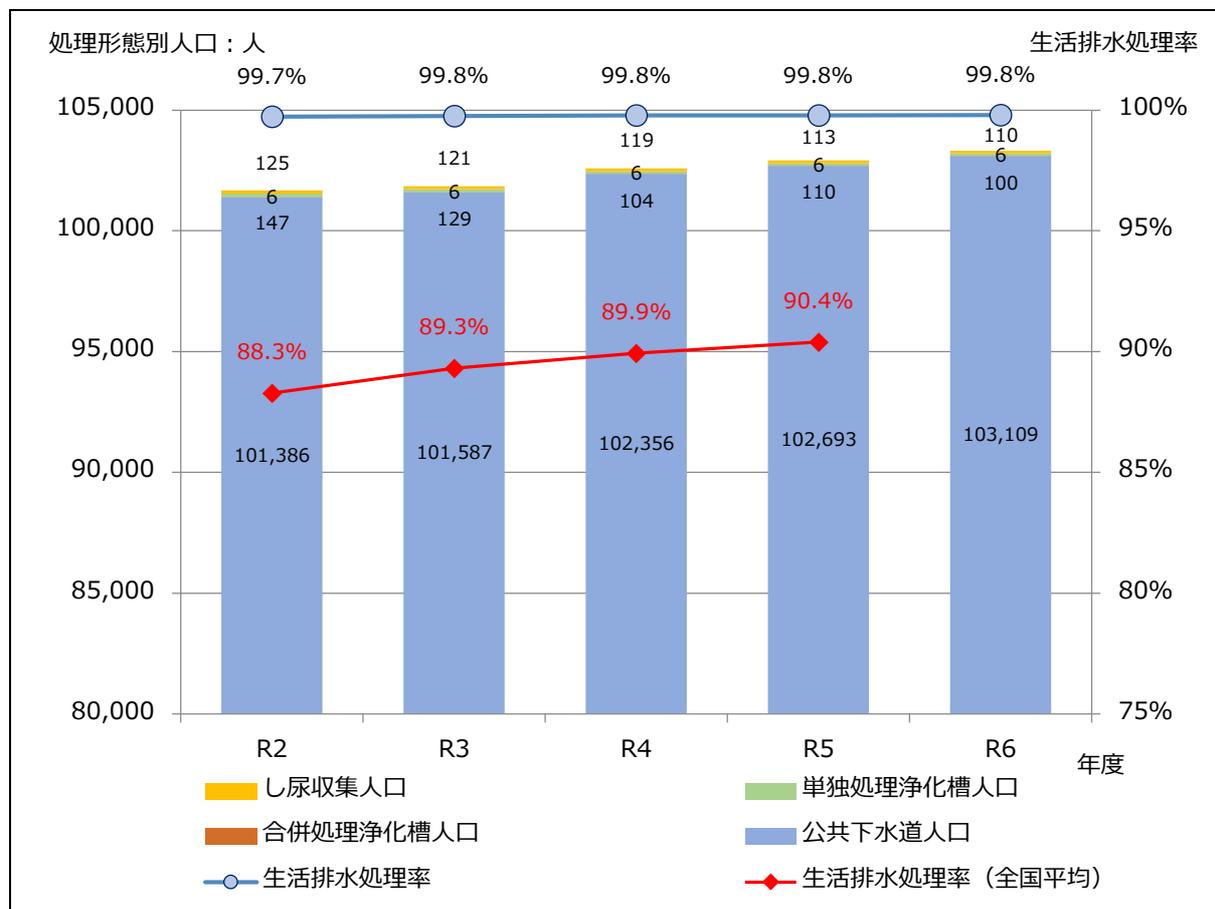
### 第3節 生活排水処理形態別人口の推移

公共下水道の普及とともに水洗化・生活雑排水処理人口は増加しており、浄化槽人口やし尿くみ取り人口は減少しています。令和6年度の生活排水処理率は99.8%です。

◆図表5-4 生活排水処理形態別人口

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
計画処理区域内人口		人	101,664	101,843	102,585	102,922	103,325
非水洗化人口		人	125	121	119	113	110
し尿収集人口		人	125	121	119	113	110
自家処理人口		人	0	0	0	0	0
水洗化人口		人	101,539	101,722	102,466	102,809	103,215
公共下水道人口		人	101,386	101,587	102,356	102,693	103,109
合併処理浄化槽人口		人	6	6	6	6	6
単独処理浄化槽人口		人	147	129	104	110	100
生活排水処理率		-	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%
生活排水処理率（全国平均）			88.3%	89.3%	89.9%	90.4%	-

注) 生活排水処理率：公共下水道人口と合併処理浄化槽人口の合計を計画処理区域内人口で除したものの。



## 第4節 し尿・浄化槽汚泥

### 1 し尿・浄化槽汚泥の処理量

本市のし尿・浄化槽汚泥の処理量の推移は図表5-6のとおりです。公共下水道の普及に伴い、し尿の処理量は減少しています。

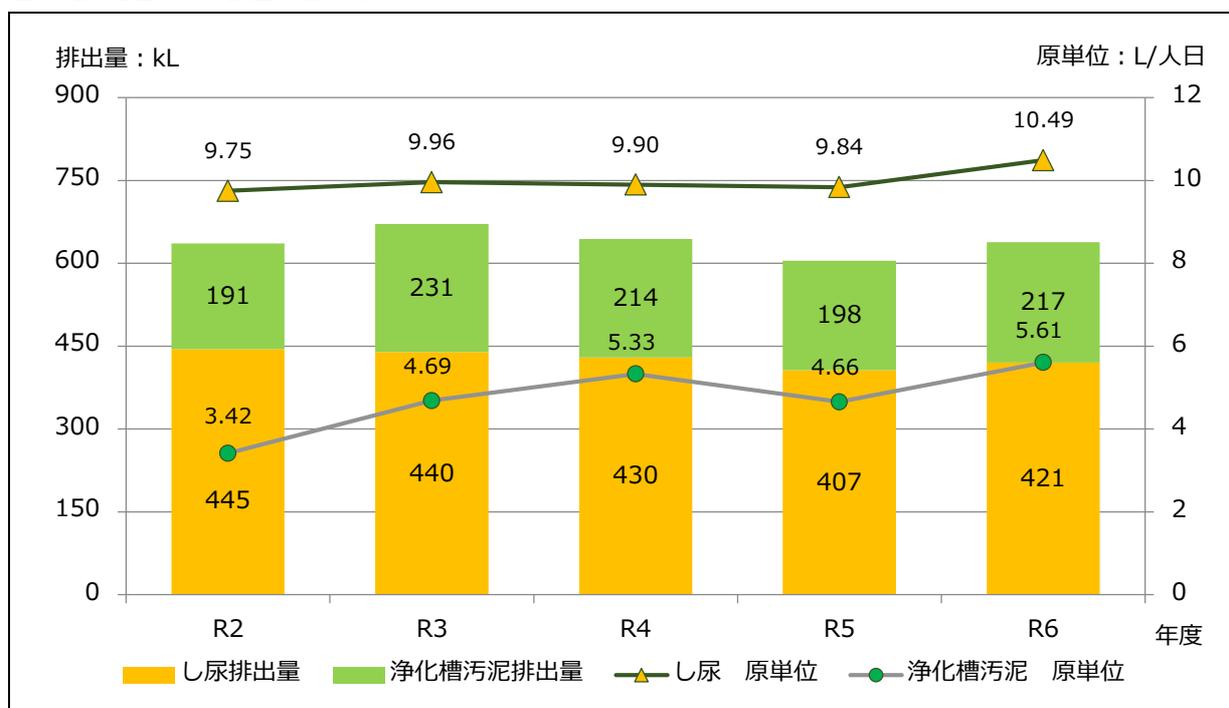
◆図表5-5 処理対象人口の実績

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
し尿収集人口		人	125	121	119	113	110
浄化槽人口		人	153	135	110	116	106
合併処理浄化槽人口		人	6	6	6	6	6
単独処理浄化槽人口		人	147	129	104	110	100
合 計		人	278	256	229	229	216

◆図表5-6 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
し尿排出量		kL	445	440	430	407	421
浄化槽汚泥排出量		kL	191	231	214	198	217
合 計		kL	636	671	644	605	638
し尿原単位		L/人日	9.75	9.96	9.90	9.84	10.49
浄化槽汚泥原単位		L/人日	3.42	4.69	5.33	4.66	5.61

注) 端数処理のため誤差が生じる。



## 2 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

本市で排出されるし尿、浄化槽汚泥は、許可業者によって収集・運搬されています。

◆図表5-7 収集・運搬体制

種類	収集主体
し尿	許可業者（2社）
浄化槽汚泥	許可業者（2社）

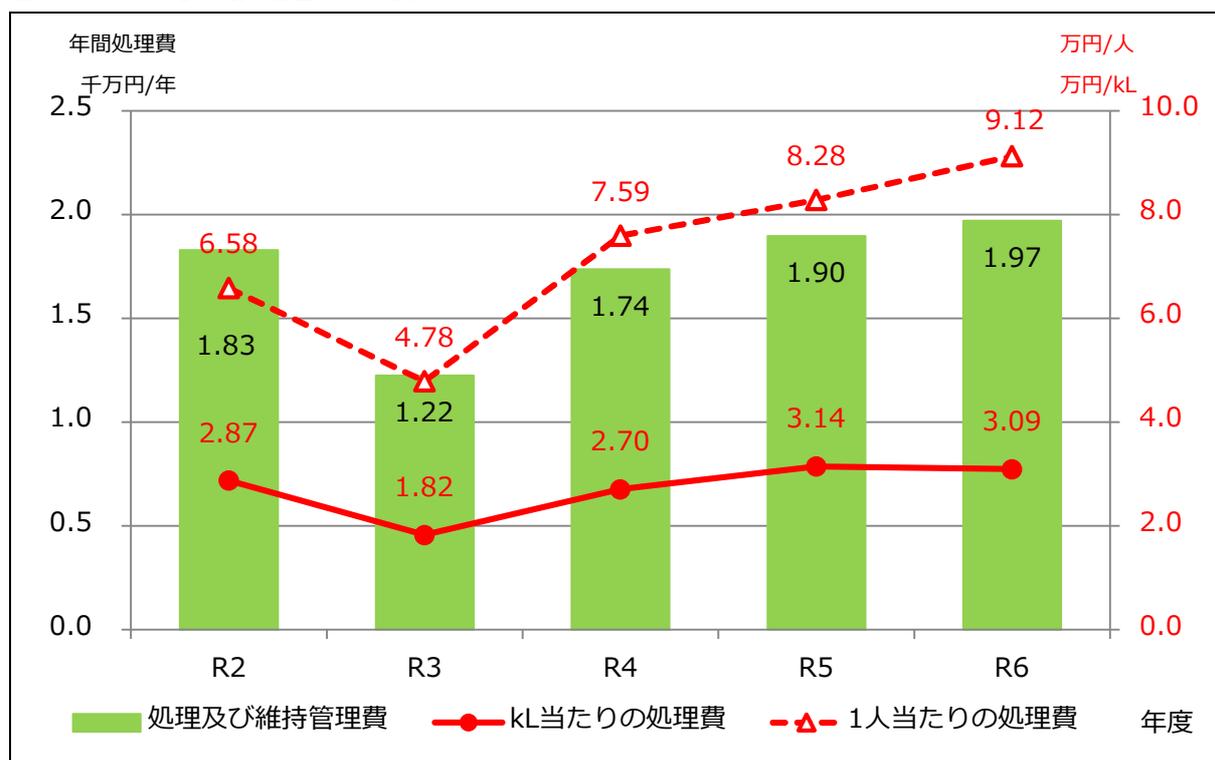
## 第5節 処理経費

本市のし尿等処理に係る処理及び維持管理費は、令和3年度に減少しましたが、1,800万円前後で推移しています。令和6年度の処理対象市民1人当たりの処理経費は約91,200円、1kL当たりの処理経費は約30,900円と年々増加しています。

◆図表5-8 し尿等処理経費

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
し尿等処理人口	a	人	278	256	229	229	216
し尿等排出量	b	kL/年	636	671	644	605	638
処理及び維持管理費	c	千円	18,284	12,239	17,370	18,968	19,695
1人当たりの処理経費	c/a	円/人	65,800	47,800	75,900	82,800	91,200
1kL当たりの処理経費	c/b	円/kL	28,700	18,200	27,000	31,400	30,900

注) 100円未満は端数処理している。



## 第6節 生活排水に関する課題

本市における生活排水処理の現状や関連するその他の事項について整理した結果、今後の生活排水処理における課題は次のとおりです。

### 住民の意識向上と適切な利用の促進

本市では、公共下水道がごく一部の区域を除き市内全域に整備されており、生活排水処理率が99.8%と非常に高い水準を達成しております。高い生活排水処理率を維持し、衛生的な環境を持続可能な形で保つためには、市民一人ひとりが生活排水に対する認識を深め、適切な利用方法を学び実践することが必要不可欠です。例えば、油脂類の排水や過剰な洗剤の使用を避けるなど、個々の行動が下水道への負荷軽減や水質保全に直結します。今後は、住民の意識向上を図るとともに、下水道処理区域内において未接続の家庭などに対して、水洗化（下水道への接続）の促進に努めることが重要です。

# 第6章 生活排水処理基本計画

## 第1節 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水処理に関する基本方針

本市では、これまでの生活排水処理対策の促進により生活排水処理率は99.8%の水準を達成しています。今後も引き続き生活排水を適正に処理することを、市民、事業者に対して啓発していくものとします。

なお、生活排水処理に関する基本方針は、以下に示すとおりです。

◆図表6-1 生活排水処理の基本方針



**基本方針 住民の意識向上と適切な利用の促進**

- 油脂類の排水や過剰な洗剤の使用を避けるなど市民の生活排水に対する意識啓発活動を強化します。
- 水洗化(下水道への接続)の普及・啓発を推進します。

## 2 生活排水処理形態別人口の将来予測

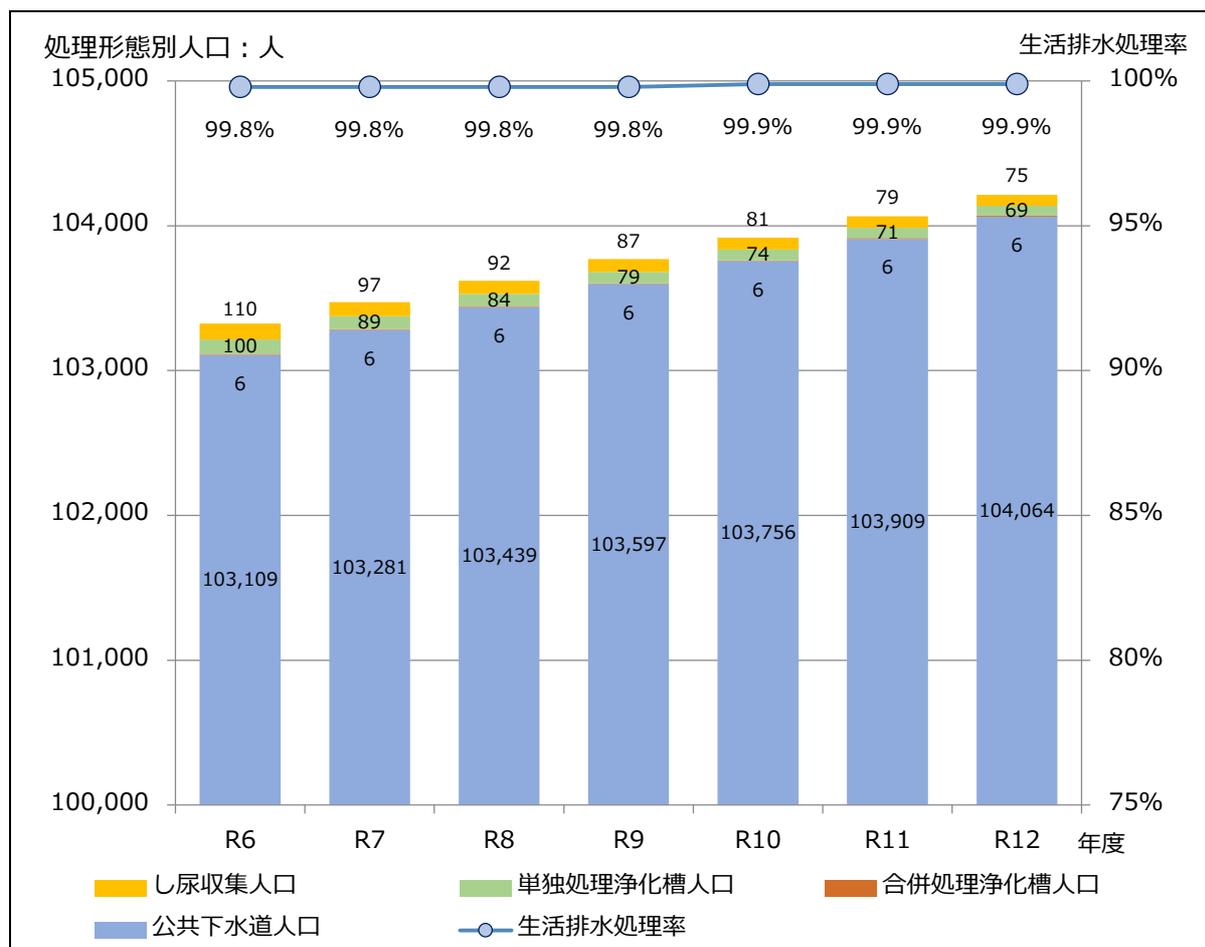
生活排水処理形態別人口の将来予測結果は図表6-2に示すとおりです。

今後は建築物の解体・建替え等で、し尿収集人口及び単独処理浄化槽人口は減少する見込みとしています。

◆図表6-2 生活排水処理形態別人口の予測結果

項目	年度	推計値						
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
計画処理区域内人口	(人)	103,325	103,473	103,621	103,769	103,917	104,065	104,214
非水洗化人口	(人)	110	97	92	87	81	79	75
し尿収集人口	(人)	110	97	92	87	81	79	75
自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0
水洗化人口	(人)	103,215	103,376	103,529	103,682	103,836	103,986	104,139
公共下水道人口	(人)	103,109	103,281	103,439	103,597	103,756	103,909	104,064
合併処理浄化槽人口	(人)	6	6	6	6	6	6	6
単独処理浄化槽人口	(人)	100	89	84	79	74	71	69
生活排水処理率		99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.9%	99.9%	99.9%

注) 生活排水処理率：公共下水道人口と合併処理浄化槽人口の合計を計画処理区域内人口で除したものの。



### 3 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、以下のとおりとします。

◆図表6-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道処理施設		し尿・生活雑排水	福岡県・大野城市
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人
	単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設		し尿・浄化槽汚泥	春日大野城衛生施設組合

## 第2節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

### 1 し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

し尿・浄化槽汚泥の適正処理に向けてし尿・浄化槽汚泥に関する基本方針は、以下に示すとおりです。

◆図表6-4 生活排水処理の基本方針

 6 適切な水とトイレ を確保する	 11 積み増しによる 容量確保
<b>基本方針 1 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民や清掃業者の適正な浄化槽清掃への取組を推進します。</li><li>・ 浄化槽を利用する市民や清掃業者へ定期的な浄化槽の清掃を周知します。</li></ul>	
<b>基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制の維持</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ し尿・浄化槽汚泥の安定的な収集・運搬体制を維持していきます。</li></ul>	
<b>基本方針 3 し尿処理施設の適正管理と機能維持</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 春日大野城衛生施設組合と連携し、し尿処理施設の適正管理と機能維持に努めます。</li></ul>	

## 2 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

し尿・浄化槽汚泥量は、将来予測の計算に使用する原単位として直近5年間の平均値を採用しました。推計値は、原単位に処理形態別人口を乗じて、1日当たりの排出量を計算し、年間排出量を予測しました。

本市において処理するし尿・浄化槽汚泥の排出量は、処理対象人口の減少により令和12年度には、し尿274kL、浄化槽汚泥131kLと見込まれます。

$$\text{1日当たりの排出量} = \text{し尿原単位又は浄化槽汚泥原単位} \times \text{各処理形態別人口} \div 1,000$$

$$\text{年間排出量} = \text{1日当たりの排出量} \times 365\text{日}$$

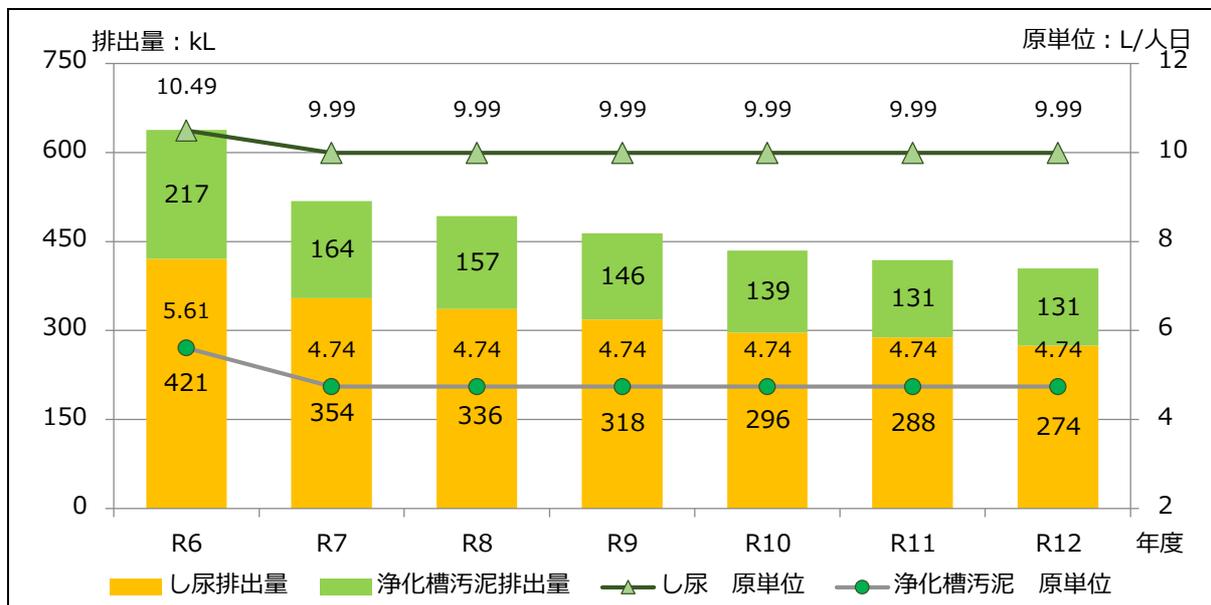
◆図表6-5 処理対象人口の見込み

項目	年度	単位	現状値	推計値					
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
し尿収集人口		人	110	97	92	87	81	79	75
浄化槽人口		人	106	95	90	85	80	77	75
合併処理浄化槽人口		人	6	6	6	6	6	6	6
単独処理浄化槽人口		人	100	89	84	79	74	71	69
合 計		人	216	192	182	172	161	156	150

◆図表6-6 処理量の見込み

項目	年度	単位	現状値	推計値					
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
し尿排出量		kL	421	354	336	318	296	288	274
浄化槽汚泥排出量		kL	217	164	157	146	139	131	131
合 計		kL	638	518	493	464	435	419	405
し尿原単位		L/人日	10.49	9.99	9.99	9.99	9.99	9.99	9.99
浄化槽汚泥原単位		L/人日	5.61	4.74	4.74	4.74	4.74	4.74	4.74

注) 端数処理のため誤差が生じる。推計値の原単位は過去5年間実績の平均値を採用し、年間排出量を算出。



### 3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

#### (1) 処理主体

本市で収集されるし尿・浄化槽汚泥は春日大野城衛生施設組合が処理します。

#### (2) 処理計画区域

市内全域を収集対象区域とします。

#### (3) 収集・運搬計画

収集・運搬方法は、現行どおり許可業者によるバキューム車で行い、し尿と浄化槽汚泥を分けて収集します。

本市では、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。今後も引き続き許可業者による収集・運搬を行っていきます。公共下水道の普及による収集量の減少に対して注視しつつ、安定した収集・運搬体制を維持していきます。

#### (4) 中間処理計画

##### ①処理対象物

計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥とします。

##### ②処理対象量

し尿・浄化槽汚泥の処理量は、以下のように見込まれます。

◆図表6-7 し尿・浄化槽汚泥の処理量の見込み

項目	年度	単位	推計値					
			R7	R8	R9	R10	R11	R12
し尿排出量		kL/年	354	336	318	296	288	274
浄化槽汚泥排出量		kL/年	164	157	146	139	131	131

##### ③中間処理計画

本市のし尿・浄化槽汚泥の中間処理は、し尿処理施設で前処理を行った後、下水道投入します。処理方法については、現行の処理体制を維持し、今後、下水道の普及が進み、稼働率がさらに低下した場合は、関係機関と十分に協議の上、施設のあり方、処理方法などを再検討します。

#### (5) 最終処分計画

し尿処理施設から発生するし渣・汚泥を最終処分する場合には、減量化と安定化を図ります。その際には、天然資源の消費や周辺環境への影響を可能な限り削減するため、ごみ焼却施設との連携など関係機関との調整を図ります。